

艦首ニ在ル幾多ノ砲門ハ假令平時海上ノ
 靜穩ナル時ハ吃水線上ニ在ルモ一旦艦首
 浪飛騰シテ砲門ニ到達スルカ或ハ艦ノ縱
 動ノ爲メ砲門反ツテ水中ニ入ル場合ニ於
 テハ甚ダ不利不便ナルモノナリ又艦首ノ
 緻密堅牢ナラザル時ハ既ニ平時ニ於テモ
 速力ノ度ト正比例ヲ爲シテ海水ノ艦首中
 ニ浸入シ爲メニ或ハ航行ノ中止ヲ爲ザ
 ル可カラザルニ至ルコトアリ故ニ吾人ハ獨
 逸ノ戰艦艦ハ此危險ヲ減却スルガ爲メニ
 甲帶ヲ撞頭部ニ至ル迄延長シタルヲ大ニ
 賛成スルナリ

三、中口徑砲

中口徑砲ニ就テハ既ニ黃海海戰ニ由テ戰
 艦戰艦ニ對シテハ勝敗ヲ決セシムルノ
 武器ニアラザルコトヲ説明シテ餘リアリ勿
 論黃海海戰ニ臨ミタル日本ノ諸防護巡洋
 艦ハ各々十二砲ヲ備ヘ而シテ疑ヒモナ
 ク其利益ヲ蒙リタリト雖モ此海戰ノ事
 情ハ我歐洲新艦隊間ノ戰艦上ニ直チニ採
 テ參考ニ供シ若クハ之ヲ教訓ト爲スニ足

ラザルモノ半ハ相雜合シ居ルヲ以テ一
 之ヲ以テ金科玉條ノ資料ト爲ス能ハズ夫
 レ然リ然リト雖モ一事ノ斷乎トシテ確定
 シタルモノアリ何ゾヤ曰ク中口徑砲ハ清
 國戰艦ノ戰艦準備具ニ論ズルニ足ラザ
 リシ程ノモノナリシニ關ハラズ之ニ戰艦
 カヲ失セシムルコト能ハザリシノミナラ
 ズ其中戰艦線外ニ驅逐セシムルコト能
 クセザリシコト是ナリ之ヲ要スルニ凡ソ
 中口徑砲ナルモノハ戰艦艦ニ對抗スル點
 ヨリ觀ルモ又戰艦防禦ノ點ヨリ察スルモ
 唯一個ノ補助兵器タルニ過ギズト云フベ
 シ

然ルニ前掲各國戰艦ノ砲煩ヲ見ルニ管
 ニ前説ノ大勢ヲ支配スルノ跡ヲ求ムル能
 ハザルノミナラズ反ツテ非常ニ拾珊乃至
 拾五珊迄ノ中口徑砲ヲ搭載シ吾人ノ眼ヨ
 リ看察スルトコロニ從ヘバ最モ必要ナリ
 ト認ムル裝甲防護ヲ削減シテ憚カラザル
 モノアリ即チ之ヲ數ルニ中口徑ノ數ハ拾
 一門乃至拾八門ニシテ舷側ニ五門宛若ク

職務の種類例之は艦長、機關長、參謀等の如く之を區別して航海加
 俸に差等あり。

下士卒は其所有する善行章及證書證狀に由り左の加俸を給せらる

善行章五線を有する者は一日五錢、

善行章四線を有する者、砲術、教員適任證書を有する者、水雷術
 教員適任證書を有する者は一日四錢。

善行章三線を有する者、教員の職を奉ずる者、一等掌砲證狀を
 有する者、一等掌水雷證狀を有する者、一等掌機工證狀を有

する者、一等掌鑪工證狀を有する者、一等掌水雷工證狀を有す

る者、一等信號適任證書を有する者は、一日三錢、

善行章二線を有する者、二等掌砲證狀を有する者、二等掌水雷
 證狀を有する者、二等掌機工證狀を有する者、二等掌鑪工證狀

を有する者、二等掌水雷工證狀を有する者、二等信號適任證書を
 有する者は一日金二錢、

善行章一線を有する者は一日一錢、

善行章と證狀を併有する者は其合計高を給與さる、例之は善行章五
 線を所有し水雷術、教員適任證書あり且つ教員の職を奉ずる者は一

日十二錢を給せらるゝが如し。

諸給與、手當金

下士卒にして左の事項の一に該當する時は一日二十五錢以内の手當
 金を給す、

一、水底の事業に従事せしむる時、

二、艦底、汽罐内部、機關室底部若くは水罐底部の掃除に従事せ
 しむる時、

三、難破船、漂流人の救助に従事せしむる時、

四、艦船に於て石炭積込の事業に従事せしむる者、

五、前諸項の外之に準すへき非常の勞働に従事せしむる時、

又熱帯地方其他炎熱の場所に於て下士卒に炎熱の事業例之は機關部
 又は厨房事業に従事せしむる等の時は一日十二錢以内の手當金を給
 す、

徴兵にして再服役の許可を受け現役に就きたる者は毎期金十圓の手
 當金を給す。

海軍將校生徒及機關生徒には一日二十錢の手當金を給し被服其他
 日用物品の費用に充てしむ。

軍醫學生、藥劑學生、造船學生及造兵學生には一日四十錢の手當金
 を給し授業料、宿料、賭料、其他の日用物品の費用に充てしむ。

ハ九門宛迄ヲ排列セリ又是等速射砲ニ要スル彈藥ノ重量モ亦少々ナラズ夫レ事實ハ將ニ斯ノ如シ然ラバ果シテ海軍上是等彈藥ハ大ニ効ヲ奏スルトコロアルベキカ勿論此ノ議論ハ次ヲ來ルベキ將來ノ海軍ヲ看察シタル上ナラデハ判明シ難キモ其相互ニ戰鬪スベキ艦ハ殆ソド砲煩勢力ノ同一ノモノト假定シタル後ノ議論ト知ルベシ本論者ノ考フルトコロニ依レバ彼ノ舷側ニ排列サレタル九門ノ中口徑砲ヲ完全ニ利用シテ以テ克ク一分間ニ總計五十四發ヲ射出スルガ如キハ假使同時ニ重砲輕砲ヲ發セザル場合ト雖モ全然不可能ノ事トス否單ニ此ノ如キニ止マラズ無數ノ中口徑砲ヨリ彈丸ヲ激烈ニ射出スルガ爲メ生ズルトコロノ損害ト爲メニ勝敗ノ運命ヲ左右スルニ足ル重砲ヲ靜平安全ニ射出セシムルコトヲ妨害スル損害ハ實ニ甚ダシキモノアララン

今中口徑砲ハ同口徑ノモノ、ミトスルモ之カ操作ヲ練熟シタル砲手ヲ配置スルコ

海軍志願兵現役中は家族ある者に限り扶助金として一箇月金八十五錢を其の家族に給す。

造船工の如き職工には左の日給を給す、

一等 壹圓四拾錢より十錢を隔て五等に至る、

六等 九拾五錢より五錢を隔て十一等に至る、

十二等 六十七錢より二錢乃至三錢を隔て三十六等に至る、而して三十六等は十錢を給す、

技能援群の職工には特別給として、

特別一等 一圓八十錢 特別二等 一圓七十錢

特別三等 一圓六十錢 特別四等 一圓五十錢

を給する事あり。

恩給

軍人の恩給に六種あり退職恩給、免除給恩、増加給恩、賑恤金、給助金、扶助料是れなり。退職恩給、免除給恩及増加給恩並に寡婦の扶助料は終身、孤兒の扶助料は年齢滿二十才に至るまで、賑恤金、給助金は一時限り之を給す。

退職恩給は准士官以上左に掲ぐる事項の一に當るとき之を給す、

一、現役十一年以上にして年限の年齢に達し又は年限の年齢に達

ト頗ル困難ナルヘシ而シテ其砲數ノ増加ニ從ヒ益々困難ヲ加ヘ長期ノ服職ヲ爲サシムル海軍ニ在テ始メテ之ヲ達シ得ベシ故ニ短期ノ服職ヲ爲サシムル海軍ニ於テハ決シテ爲シ難キトコロナリ良好ノ掌砲兵ヲ得ント欲セバ長時ノ教練ヲ受ケシメ多額ノ出費ヲ投ゼズンバ行ハルベカラズ單獨排列法ニ於ケル十五速射砲ノ如キハ最モ卓出ノ砲手ヲ要シ且砲煩ノ數ノ増加スルニ從ヒテ毎砲毎一人ノ好掌砲手ヲ配置スルハ愈々困難ニシテ從ツテ益々合理的ニ各砲ヲ使用スルノ六ヶ敷ニ至ルナリ

吾人今中口徑砲ノ戰鬪艦ニ及ホス勢力ヲ看察スル時ハ其效用タル寧ロ從屬的ノモノタルヲ明カナリ試ニ思ヘ中口徑砲ハ新式戰鬪艦ノ如何ナル部分ヲ目的トシテ用ヒラルベキカ他ナシ艦ノ非裝甲部ニシテ何等ノ必要機關ヲ藏セザル場所、信號器具及ヒ暴露シタル輕砲是ナリ此故ニ中口徑砲ノ目的ト輕砲ノ目的トハ全ク同一ニ

せさるるも傷痕を受け若くは疾病に罹り服役に堪へず退職したる

とき、

二、戰鬪及戰時平時に拘はらず公務の爲め傷痕を受け一肢以上の用を失ひ若くは之に準すへき者にして退職したる時、

三、戰地に於て流行病に罹り又は戰時平時に拘はらず公務の爲め健康に有害なる感動を受くるを顧みる事能はずして勤務に従事し爲めに一肢以上の用を失ひ若くは之に準すへき者にして退職したるとき、

四、現役十一年以上にして未だ年限の年齢に達せずと雖休職、停職滿期若くは諭旨に依て退職したるとき。

免除恩給は下士以下左に掲ぐる事項の一に當るとき之を給す、

一、現役十一年以上にして年限の年齢に達し又は年限の年齢に達せざるも服役滿期となり或は傷痕を受け若くは疾病に罹り服役に堪へず免官若くは現役を免除したるとき、

二、公務負傷又は公務の爲めに健康に有害なる感動を受くるを顧みる事能はずして勤務せしに原由し免官若くは現役を免除したるとき、

増加恩給は戰鬪及應時平時に拘はらず公務の爲め傷痕を受け若くは

シテ唯其僅カニ異ナル所中口徑砲ハ好ク遠距離上ニ達シ其發スル榴彈ノ勢力一層輕砲ニ比スルニ大ナルヲ又裝甲ノ防護ヲ有スルガ爲メニ砲撃ヲ保續スル時間ノ永キトニ在リ要スルニ中口徑砲ノ用タルヤ敵艦ノ輕砲ヲ破壊シ接戰ノ際敵ノ輕砲ヲシテ其効ヲ失セシメ以テ我が重砲ノ砲門ヲ擊破スルヲ能ハザラシメ兼テ襲撃シ來ル水雷艇ヲ擊退スルニ有リ之ヲ外ニシテ中口徑砲ノ新式戰艦ニ對スル任務アルヲナシ然レモ彼ノ防護ナキ中口徑砲、全ク防護ナク配置セラレタル水雷及ビ何等ノ防護ナキ重砲ヲ有スル舊式戰艦ニ對シテハ勿論其火力ハ非常ニ大ナルモノナリ然レモ吾人ハ新式戰艦ヲ敵トシテ以テ立論セザルベカラザルナリ

中口徑砲ノ單獨排列法ニ就テハ砲塔内ノ排列法ト堡障内ノ排列法トニ兩分シテ論究セザルベカラズ未ダ本論者ハ佛國ハ各砲塔如何ナル方法ヲ以テ單獨ニ相分離シテ排列シアルヤヲ知ルニ至ラズ然レモ

疾病に罹り左に掲ぐる事項の一に當る者に退職恩給、免除恩給の外特に給するものとす、

- 一、兩眼を盲し若くは二肢以上を亡したるとき、
- 二、前項に準ず可き傷病を受け若くは疾病に罹りたるとき、
- 三、一肢を亡し若くは二肢の用を失ひたるとき、
- 四、前項に準ずべき傷病を受け若くは疾病に罹りたるとき、
- 五、一眼を盲し若くは一肢の用を失ひたるとき、
- 六、前項に準ずべき傷病を受け若くは疾病に罹りたるとき、

賑恤金は下士以下戰闘又は公務負傷の爲め、若くは公務に原由する疾病に罹るも輕症にして免除恩給を受けざる者に給するなり。

給助金は下士以上現役中死没し若くは現役四年以上十一年未滿にして現役を離れ退職恩給、免除恩給を受けざる者に給す。

退職恩給、免除恩給、増加恩給を受くる者重罪の刑に處せられ若くは日本臣民たるの分限を失ひたるときは恩給を剝奪せらる、又左の事項の一に當るときは其間停止せらる、

- 一、再び現役に就き若くは文官判任官以上任じ政府より俸給を受くるるとき但し商業を営むことを得べき官職に在るときは此限にあらざ、

佛國式ハ少クトモ斷片防壁ニ由テ相互ニ區劃サレアルハ確カナルベシ是レ元ヨリ正ニ然ルベキトコロニシテ此外ニ尙ホ砲煩ヲ分離スルヲニ穿貫シタル敵ノ榴彈ヨリ發スル爆發瓦期ニ對シテモ亦最モ有効ノ防禦ヲ致スモノナリ佛國戰艦ノ砲塔ハ最モ完全ノ排列法ヲ爲セリ然レモ堡障ニ至リテハ其内壁常ニ薄弱ナリ故ニ背後砲撃ニ對スル防備ハ不完全ナリ故ニ一發ノ敵彈ヲ受ケタル舷側ノ砲煩ハ自カラ砲撃ヲ始メントスル前早ク破壊セラル、ニ至ルベキナリ

英國戰艦ノ十五瓏口徑砲ノ堡障ノ内壁ハ僅ニ五十一密ノ厚サヲ有スルノミ又米國「アラバマ」號「イリノイズ」型ノ一艦ノ十五瓏砲間ノ斷片防壁ハ單ニ卅八密ヲ有スルノミニシテ堡障ノ背壁ハ之アリトスルモ同シク卅八密ヨリ超過スルコトナカルヘシ吾人ハ此ノ如キ防護ヲ充分ト認メザルノミナラズ大ニ之ヲ好マサルナリ吾人ノ考フルトコロニ從ヘバ前陳

二 公權を停止せられたるとき、

増加恩給は公權を停止せられたる場合にあらざれば停止されず。

扶助料は軍人にして戰闘又は公務に原由し死亡したる時又恩給を受け又は受く可き權利を有して死没したるとき其寡婦に給與さる、寡婦なきときは孤兒に、又寡婦孤兒なきか或は死没せし時は其父母祖父母に給與さるゝなり。

海軍軍法會議の構成

海軍刑法及海軍治罪法は普通の者と異にして茲に記載するの必要なきにも非るも余白の許さるるを以て單に治罪法中軍法會議の構成に關し略述するに止む可し。

軍人の犯したる重罪、輕罪の審判及び違警罪の正式裁判は軍法會議に於て之を爲し、海軍官署若くは軍人の損害に係る本案附帯の私訴あるときは軍法會議に於て之を審判す、而して軍法會議は傍聽を許さず、其裁判宣告を爲すときは軍人に限り之を許すのみ。

軍法會議を設くる事左の如し。

東京軍法會議
鎮守府軍法會議

ノ如ク中口徑砲ノ數ハ斷乎トシテ減少シ以テ獨逸式ノ如ク各砲煩ノ爲メニ裝甲防護ヲ施スコトヲ可トナス

此ノ如ク獨逸式ハ各砲煩ニ對シ充分ノ防護ヲ施コシアルガ故ニ吾人ハ戰艦ノ他ノ戰艦性質ヲ増加スル爲メニ中口徑砲ノ數ヲ減少スベキコトヲ正當ト信スルナリ然ラバ如何ナル程度ニ其數ヲ減少スベキカト云フニ一舷側ニ拾五砲四門迄ト爲スベキモノナランカ夫レ此ノ如ク中口徑砲ヲ減ズルモ尙ホ一分間ニ廿四發ヲ射出スベシ但シ此ノ減削シ得タル重量ヲ如何應用スベキカハ後ニ論ズルトコロアルベシ

四 輕砲

戰艦艦ニ輕砲ヲ備フル第一ノ目的ハ襲撃スル水雷艇ヲ擊退スルニ在リ又第二ノ目的ハ敵ノ輕砲ヲ破壞スルト敵ノ重砲ノ砲門ヲ砲撃スル等ニ在リ然リ而シテ第一ノ目的ヲ達セントスルニハ大ナル旋回ヲ要スルヲ以テ裝甲防禦ヲ施サス單ニ砲楯ヲ以テ満足セサル可ラス蓋シ此ノ砲楯ハ

彈連發銃彈及ヒ三珊七砲ノ榴彈ノ斷片ヲ防禦セシガ爲メニ必要トス又兵員ノ損ヲ減セシガ爲メ輕砲員ノ通路ハ敵ニ暴露セサルヲ要ス是レ則チ砲煩ヲ善ク應用スルト云フモノナリ吾人ハ此他輕砲ニ關シ論究スベキ點ナキヲ以テ此僅少ノ說明ヲ以テ満足セン

五 水雷

彼ノ黃海海戰ニ於テ中口徑砲ノ價值不合理ニ上騰シタリシガ如ク又此ノ戰ニ由テ水雷ノ價值ハ不合理ニ下落シタリ余ハ斷シテ不合理ト云フ何ントナレバ黃海海戰ノ如キ事狀ハ歐洲各艦隊間ニ生ズベキト考フベカラザルモノアレバナリ然リ水雷ハ依然トシテ尙ホ元ノ如ク戰艦ニ對スル一個ノ畏伏スベキ武器タルヲ失セザルナリ且憾ムラシハ水雷ノ發達タルヤ日尙ホ淺ク比較的其進歩ハ遅々タルモノアリテ吾人ハ其速力、其命中ノ確實、及ヒ其標的ニ對スル作用ニ就テ幾多改良増勢ノ要アルヲ認メザルニアラザルナリ此ノ故

艦隊軍法會議
高等軍法會議
合國地軍法會議

軍法會議は判士長、判士、主理若しくは主理試補及び録事を以て構成す。

此判士長判士は本職ある者の臨時に之を勤むる者にして、被告人の等級に従ひ判士長、判士の官等亦差あり、今一二を掲げて其例を示さん

被告人海軍下士以下の軍人なるとき、

判士長 佐官一名、判士 尉官四名、

被告人海軍少尉及同等の軍人並に準士官のとき、

判士長 佐官一名、判士尉大尉二名少尉二名、

被告人海軍大佐及同等の軍人なるとき、

判士長 中將一名、判士 少將二名若しくは一名、大佐二名若しくは三名、

被告人海軍大將のとき、

判士長 大將一名 判士大將一名、中將三名、

右は高等軍法會議の例を示す、他の軍法會議は只大同小異なるのみ

海軍懲罰令

軍人の故意、疎虞、懈怠、過失等の所爲にして刑法に該らざる者及び素行修まらず軍人の軀面を汚す者を懲戒するの罰典を海軍懲罰令と云ふ。

此懲罰令により處分權を有する者は長官、艦隊長、廳長にして各部下軍人の本令を犯したる者を處分するなり、其罰目は謹慎、禁足の二にして謹慎は準士官以上に科し、禁足は下士以下に科す。此令にて處断する時犯行二個以上俱に發する時は各其罰を科するなり、而して本令を犯したる者未だ處分を受けずして現役を離れ若

くは海軍の名稱を除かれたるときは其罰を科せず。犯行の科目は總々六十五項あれ共只二三を摘録して其例とす。

- 一、擅に艦、船、團、隊、校を離れ若しくは職役を離れ又は勤務を缺き若しくは之を懈りたる者、
- 一、秘密の事件を漏洩したる者、
- 一、服順の道を失ひたる者、
- 一、官物を濫用若しくは浪費したる者、
- 一、軍人其態度を失したる者、

ニ新戰艦水雷ヲ以テ重要視セザルノ傾キアルハ自然ノ理ノミ又通常戰艦ノ有スル水雷發射管ハ艦首水中發射管一門、舷側發射管二門、(各舷側)及ヒ裝甲防禦ヲ備ヘタル艦尾發射管一門ナリ但シ米國戰艦ノ式トシテ「イリノイス」型ノ一艦タル「アラバマ」號ハ前述ノ記載セルトコロト大ニ相反シ現時尙ホ舷側水上發射管(四十密ノ甲鐵防)ノミニシテ一門ノ艦首水雷發射管ヲ有セズ此ノ故ニ吾人ノ考察スルトコロニ依レバ是レ實ニ米國戰艦ノ一大弱點ニシテ完全毀損セラレザル此致命傷ヲ與フル兵器ヲ敵艦ニ向ケテ提テ行クヲ能ハザル虞アルナリ

人或ハ戰艦ノ重砲ヲ論ズルニ當テ水雷ヲ以テ一大戰艦勢力トシ彼ノ裝甲ヲ破壞シ生命部迄ニ穿貫スル重砲ノ作用ヲ有スルガ故ニ重砲ヲ廢スルモ亦苦シカラズト論ズルアリト雖モ是レ決シテ正確ノ說ニアラズ凡ソ水雷ガ此ノ如キ絶大ノ力ヲ呈シ得ルハ只ダ最近距離ニ止マル若シ此ノ

艦、船、艇、
軍艦の特權

帝國海軍に於て制定せる軍艦外務令に曰く、
軍艦は主として左の特權を有す、

- 一 軍艦は外國政府の干渉を受くる事なし若し外國政府強て之に干渉を加へんとせば兵力を以て拒む事を得、
- 二 軍艦は外國の法權に服從せず從て外國の警察權、裁判權、臨檢搜查權等の艦内に行はるゝ事を許さず、
- 三 軍艦は外國に對し納税の義務なし、
- 四 軍艦は主權に伴ふ所の尊敬と禮遇とを受くべきものとす。

軍艦に搭載すべき普通の船舶は軍艦と同一の特權を有す。
我國軍艦及水雷艇の現在の數

我國の軍艦水雷艇の現在する者左の如し(製造中の者を含む)、

- 一等戰艦 富士、八島、敷島、朝日、初瀬
- 二等戰艦 扶桑、鎮遠
- 一等巡洋艦

距離ヲ超越スル時即チ五百米突以上ニ及ベバ重砲ノ必要ハ依然トシテ動カス可カラザルニ至ルナリ

六 速力

速力ハ兵略上ト兵術上ノ勢力ヲ有ス兵略上ノ勢力ハ兵術上ノ勢力ヨリ一層重要ナリ若シ兵略上ノ事狀ニシテ大ナル速力ヲ要スル時ハ假使砲煩裝甲及ヒ石炭搭載物等ヲ犧牲ニ供スルコト如何ニ大ナルモ戰艦ニ之ヲ附與セザルベカラズ之ニ反シ兵略上ノ事狀ニシテ僅少ナル速力ヲ以テ足レリトスル時(例ヘバ内國沿岸ニ於テ敵ノ防禦攻撃ニ關スル兵器ノ諸利益ト交換スベキガ爲メニ差シテ必要ナラザル兵術上ノ利益ヲ拋棄スルハ苦シカラズトス即チ米國戰艦式ノ如ク僅カニ、十六節ノモノアリ又比較ノ爲メ前掲シタル獨逸國其他ノ海軍國ノ軍艦ノ如キハ強大ナル速力ヲ有スルモノアルガ如シ實際現時ノトコロニ於テハ戰艦ノ好速力ト認ムベキ度合ハ十八節ナリ然レモ此ノ十八節速力

淺間、常盤、八雲、吾妻、出雲

二等巡洋艦 浪速、高千穂、嚴島、松島、橋立、吉野、高砂、笠置、千歲

三等巡洋艦 初泉、千代田、秋津洲、須磨、明石

三等海防艦 筑波、金剛、比叡、濟遠、海門、天龍、葛城、大和、武藏、高雄

一等砲艦 筑紫、平遠

二等砲艦 操江、鳳翔、天城、磐城、鎮東、鎮西、鎮南、鎮北、鎮中、鎮遠、摩耶、鳥海、愛宕、赤城、大島

通報艦 八重山、龍田、宮古、千早

水雷母艦 豐橋

水雷驅逐艇

ノ運命ハ入シカラズシテ廢滅シ必ラズ次期ノ軍艦建造ニ際シテハ十八節半ノ速力ヲ基礎トシテ採用スルニ至ルベシ要スルニ速力ハ逐年強大ニ趣クハ疑フベカラズ

七 運轉力

戰艦ノ運轉力ハ單ニ戰艦最後ノ時期ニ當テノミ非常ノ効力ヲ呈スルモノニシテ未ダ兩陣整々堂々トシテ相戰フ時ハ運轉力ノ關係大ナラス故ニ吾人ハ双螺旋若クハ三螺旋艦タル總テノ新戰艦ヲ殆ンド同一ノ運轉力ヲ有セバ之レヲ以テ充分ト爲スヲ得ベシ又何ナル場合ト雖モ運轉力ナルモノハ噸量ト相比例シテ減ズルト云フ説ヲ信ズベカラズ夫レ艦ノ運轉力ナル者ハ舵ノ構造及ヒ吃水線及ヒ螺旋ト舵ノ位置等ヲ別論トシテ見ル時ハ全ク艦ノ長サト幅トノ關係ニ相關係ス今左ニ其比較ヲ示サン

Majestic-class.....	119m2 3m	15.17
Ganoeis-class.....	118m20	15.9

初朝	八島	富士	富島
一等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
二等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
三等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
四等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
五等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
六等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
七等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
八等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
九等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
十等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
十一等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
十二等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
十三等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
十四等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
十五等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
十六等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
十七等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
十八等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
十九等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
二十等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
二十一等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
二十二等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
二十三等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
二十四等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
二十五等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
二十六等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
二十七等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
二十八等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
二十九等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇
三十等戰艦	一二四五〇	一二三二〇	一二三二〇

東雲、叢雲、夕霧、不知火、雷、電、曙、漣
 一等水雷艇
 小鷹、福龍、隼、白鷹、鵠、真鶴
 二等水雷艇
 第廿一號、第廿三號、第廿四號、第廿五號
 三等水雷艇
 第一號、第二號、第三號、第四號、第五號、第六號、第七號、第八號、第九號、第十號、第十一號、第十二號、第十三號、第十四號、第十五號、第十七號、第十八號、第十九號、第二十號、第廿六號、第廿七號
 四等水雷艇
 第廿八號
 一千八百九十五年 明治二 以後進水又は計畫の軍艦を示す事左の如し

Peresoinf-class..... 132m 22m 15.0
 Illinois-class..... 113m 22m 14.14
 Ammiraglio S. Bon-class..... 105m 21m 15.0
 Kaiser Friedrich III. class..... 125m 20m 14.25
 注意 澳國海軍歴ニ依リ、該艦ニハ日本戰艦ノ記載ナシ
 斯理由ヲ基礎トシテ新戰艦ノ運轉力ヲ論斷セント欲セバ伊國ノ艦式（「サントボン」號）ハ幅ト長サノ割合ハ一ト五ニシテ最モ合理的ノ製造ナリ而シテ之ニ反對シテ最モ不合理ノ製造ハ獨逸式ニシテ其割合ハ一ト六、二五ナリ然カラバ吾人ハ我「ブラン、デンブルヒ」級ノ幅ト長サノ割合一ト五、四ナル各戰艦艦ヨリ得タル經驗ニ由リテ獨逸ノ軍艦製造者ガ此ノ「カイゼル、フリードリヒ、デル、ドリッテ」號ニモ其形狀ヲ細長ニシテ運轉迅速自在ノ艦ヲ造出センコトヲ望ム

戰艦	出雲	吾妻	八雲	常盤	淡路	磯城	明石
一等巡洋艦	二等巡洋艦	二等巡洋艦	二等巡洋艦	二等巡洋艦	二等巡洋艦	二等巡洋艦	二等巡洋艦
九四三六	四一六〇	四九〇〇	四七六〇	四七六〇	四七六〇	四七六〇	四七六〇
六二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇
未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳
六二	四	四	四	四	四	四	四
詳時	時	時	時	時	時	時	時
建造中	建造中	建造中	建造中	建造中	建造中	建造中	建造中

此外宮古は一千八百噸の排水量ある通報艦にして目下艦裝中にあり
 千早は一千二百五十噸の通報艦にして目下横須賀造船廠にて工事中
 尙同形の者二隻は已に之か計畫ありたり。
 水雷驅逐艇は目下製造中の者を合して十二隻、百二十噸水雷艇十六隻、八十噸水雷艇三十七隻及五十三噸水雷艇十隻は擴張に供ふて製造の計畫なりと云ふ。

コロハ充分チラザリシガ故ニ各國軍艦中一トシテ精確ニ知リ能ハザルハ遺憾ナリ一ノ参考書ニ依レバ佛國「ゴローア」型ノ搭載額ハ一千一百噸ニシテ他ノ参考書ニ依レバ僅ニ六百七十七噸ノミ又伊國軍艦ニ就キテハ全ク記載ナク且各國ヲ通シテ炭庫ノ搭載積ト通常ノ石炭搭載量トニ區別アルヲ見ズ故ニ次ニ示ス數ハ概略ナリ

- 英國式 二千二百〇〇噸
- 佛國式 一千一百〇〇噸
- 露國式 二千〇〇五十噸
- 米國式 一千二百〇〇噸
- 日本式 七百〇〇噸
- 獨逸式 六百五十噸

此表ニ據レハ英國式ハ最モ多シトシ獨逸式ヲ最少トス然レハ斯多寡ヲ生シタル所以ハ決シテ一國ノ海軍政略上ノ地位ヨリスルト認ムベカラザルモノアリ即チ英國ノ如キハ全地球上ニ普ク石炭供給地ヲ有スルニ拘ハラズ其戰艦等ニハ非常ナ

ル石炭搭載量ヲ必要トセリ又米國式ノ石炭搭載量ハ僅少ニシテ其速力モ亦僅少ナリ故ニ米國戰艦ハ其欲スル所彼ノ大航續力ヲ要セサル戰艦上ノ防衛ニ在ルヲ明ナリ故ニ露國ノ戰艦ニ在テハ戰艦トシテヨリハ寧ロ石炭搭載額上ヨリ看察シテ裝甲巡洋艦ト認ムベキナリ想フニ此ノ戰艦ハ必ラズ東亞海鎮附ノモノナルベシ獨逸軍艦ノ石炭搭載額ノ僅少ナルコトハ屢々世人ノ驚愕ヲ招ケリ我獨逸國ト雖モ遠隔ナル外國ニ大ナル政治上ノ事件ヲ惹起シ爲メニ戰艦ヲ該地方等ニ派遣スルコトアルヘシ然ラバ斯ノ如キ僅少ノ搭載額ヲ以テ足レリトスルヤ即チ六百五十噸ノ炭量ハ果シテ其軍艦ヲシテ任務ヲ盡サシムベキカ吾人ハ惟ダ然リト速答スルニ踟躕セザルナリ何ントナレバ既ニ本論ノ初メニ於テ縷々陳述シタルガ如ク凡ソ石炭搭載量ノ如キハ寧ロ他ノ要件ヨリ次等ニ位スルモノトス故ニ艦ノ總排水量ニ限リアリテ之カタメ制限セラル、時ハ適

軍艦の識別及艦名文字

富士と八島は其艦體の構造稍や異にして又附屬物の工合を熟視せば其何れなるやを知る事を得べし、橋立と嚴島も遠見同形なれども局部相異なる所あり然れ共是等を見分くるは當路の海軍々人に非ざれば能はず、軍艦は何れも其上甲板面と併行して其外周に一條の黒線を繞らしあり其姉妹艦にして後の製造に係る者は赤色線を以て黒線に代へ尙第三艦は青色線を以てす、即ち浪速と高千穂は外見同じきも識別線は浪速黒色、高千穂赤色にして金剛と比叡は黒線と赤線にて見分け得べし。

艦名は萬葉假名字を以て(次に波)、(はしたて)、(ふじ)等の如く金文字にて艦尾の上部に附着しあり、而して其頭文字又は一二字を以て端舟の記號となせり、發音同じき者は字體にて區別す、例之は高千穂の端舟は(ふ)、高雄の端舟は(た)秋津洲は(あき)天城は(あま)鎮遠は(ちゑ)、扶桑は(ふ)、富士は(ふじ)、八重山は(やま)、八島は(や)し)等の如し。

艦船の本籍及役務

艦船の本籍は鎮守府にして艦隊に編入せられ或は他に附屬するとき各其の長官に屬すと雖も本籍は之を變せず、即ち八島は吳鎮守府に本籍を有し下士卒本艦の定員は皆吳所管の者なり、八島にして艦隊より除かるゝ有は其本籍に復歸すべきなり。

艦船に第一種軍艦(戰艦の役務に堪ゆる軍艦)、第二種軍艦(戰艦の役務に堪へざるも常務を帯び航行し得る軍艦)、水雷艇(魚形水雷を使用するを得べき構造を有し戰艦の役務に堪ゆる艇)、及雜役船(軍艦、水雷艇及之に裝置せる小蒸氣船、端舟を除くの外總て他の船、船艇)の四種あり而して艦隊に編入せられ又は警備、練習、測量其の他特別の役務に服するを在役艦と稱し其の他は豫備艦と稱す又製造中の者は未成艦と稱す。

水雷艇役務に服するときは之を在役艇と稱し其の他は之を豫備艇と云ふ又製造中の者は未成艇と云ふ。

警備艦は所屬鎮守府海軍區内の警備に任じ難破船の搜索等に使役さる、局外中立の爲め諸港を警備し其實を揚ぐるは警備艦の任務なり。

練習艦は海軍水兵又は候補生の練習の爲め使役さるゝ者にして金剛比叡兩艦の如き是れなり、警備艦にして水兵機關兵の實地練習を兼ねる者多し。

測量艦は筑波の如く海門の如く港灣の測量に従事する者なり。

宜石炭ノ死量ヲ輕減スルハ正當ノ處置ト云フベシ然ラバ其之ヲ減ズルノ最上限如何ト云フニ殆ンド「カイゼル、フリードリヒ、デル、ドリテ」號ノ石炭搭載額ナルベシ但シ此ノ如ク之ヲ制限スルモ石炭ノ供給ハ別ニ汽船ノアルアリ又如何ナル方面ニ向ツテモ洋上ニ在テ石炭供給ヲ仰グコトヲ得ルヲ以テ其缺ヲ補フコトヲ得ベシ

九 浮泛力

浮泛力ニ就テハ種々ノ議論アリ通常世人ノ要件トスルハ二個ノ最 大 密 區 畫ニ滿水スルモ沈没セザルヲ要スルニ在リ然レハ吾人が戰艦ニ望ム浮泛力ハ敵ノ水雷ヲ受クルモ其戰艦力ヲ悉ク消失スルニ至ラザル程ニ大ナラザルベカラス詳言セハ少クトセ一ノ汽關ト一ノ瀛艦室トハ完全ニ存在セザル可カラス事茲ニ至テハ最早敵ノ主砲ヲ避ク得ヘキ速力ナキモ可ナリ夫然リ然レハ此要件ヲ充分ニ滿タシテ四十五班ノ水雷ヲ受ケ全ク勢力ヲ

豫備艦とは軍艦にして前項の如き役務なく待命又は修理中の者にして第一豫備艦は命令の後直ちに出艦の準備を整へ得可き者をいふ、第二第三豫備艦は修理中の艦なり。水雷艇は目下艦隊に附属せる者なく各其鎮守府の警備艇となり、或は豫備艇となりて軍港又は要港内に繋留す。

軍艦の進水

軍艦を新造し其外形略ぼ成りたるときは之を進水す、進水は船臺より行ふと、船渠にて行ふとの二有り、我國にては常に船臺より進水せり、其進水を行はんには海軍大臣本艦の前面に立ち進水命令書を朗讀し終りて之を鎮守府司令官に授け司令官は直ちに造船廠長に命じて本艦を進水せしむ、船渠内にて製造したるときは全手續に依り船渠内に水を入れ艦艀を浮泛せしむ。船臺より進水の場合にては艦艀水面に向て進行を始むるとき奏樂をなし其奏樂終るときを以て進水を終るものとす。船渠内の進水は水の船渠内に進入し始むるとき奏樂をなし艦艀の浮泛するに至りて進水を終るものとす。進水命令書は左の例に依る、

明治何年何月軍艦何々の構造を始め今や艦艀の成るを告ぐ依て茲

に之を進水せしむ

明治 年 月 日

軍艦の職員

在役艦には左の通り職員を置く。

艦長、副長、航海長、砲術長、水雷長、機關長、分隊長、軍醫長
主計長、乗組海軍中尉、少尉、中機關士、少機關士、軍醫官及主計官。

其職員中軍艦の構造及兵備に應じ其一部を置かざる事有り、又練習測量其の他特別の役務に服する軍艦は前諸員の外必要の職員を置く事あり。

艦長は其の艦の構造上、戦闘上、航海上等の要素、能力、性質等を熟知し諸部、諸屬具、兵裝等に故障なく、乗員、兵備品、糧食等に缺乏なく常に之を補充整備して一旦緩急あるも毫も支障なからしむ可く若し自艦其役務に適せざることを發見する時は速に所管長官に報告して修補充實の方法を行ふを要す、又制定の式に基き戦闘防火、防水、衝突及運用等に係る諸般の兵員士官部署を定み銳意乗員を訓練して精練の度に達せしめ、戦闘に望みては其艦の兵器使用上種々の場合に於て最大なる効果を奏せしむる如く自艦を運用し、

滅却セザルヘキ軍艦ヲ建造設計スル者那邊ニ在ルカ當今ニ於テハ水雷ニ對シテハ軍艦ハ勢力ナキモノナリ是ニ於テカ今日ノ程度ニ於テハ敵軍ノ水雷發射距離ニ接近セザルコトヲ戰術ノ一大原則ト爲サザルベカラザルニ至ルト共ニ又重砲ヲバ戰艦ノ主要武器ト認ムベキニ至ル」茲ニ吾人ハ最新戰艦ニ要スル兵事ノ上ノ必要條件ヲ看察シ終ルニ及ヘリ然レハ以上連述スルトコロハ此「マリーチー、リンドシヤウ」ノ紙數ニ制限アルガ爲メニ其大體ヲ僅ニ論明シタルニ過キスシテ聊カ海軍將校ニ列籍スル輩ヲシテ一新軍艦ヲ見若クハ將來建造スベキ型式如何ニ就キ設計上ノ一助ヲラシメント欲ス

夫レ大體ハ既ニ論述シ去リタリト雖モ尙ホ茲ニ一言ノ附スヘキアリ他ナシ獨逸海軍ノ將來ノ戰艦ハ如何ナル型式ヲ撰擇スヘキヤ

若シ我「ガイゼル、ブリードリヒ、デルドリッテ」號ニシテ設計者ノ云フガ如キ

構造タラシメハ吾人ハ大體ニ於テ此式ヲ撰擇スヘシ
 該號ハ我國ノ狀況(水道ノ深サ、船架及ヒ水門)ニ於テハ殆ンド最上限ニ達セル排水量ヲ有セルモノナリ勿論稍ヤ吃水ヲ増加スベキ要アレハ先ゾ一萬一千噸ヲ以テ甘ゼント欲ス勿論一萬一千噸ノ軍艦ハ一萬五千噸ノ軍艦ノ勢力ナキヤ明カナリ此點ハ疑ヒモナク劣點ナリ加之此後恐クハ戰艦艦ハ一萬五千噸ニ止マラス尙ホ増加スルナラン彼ノ英國戰艦艦ノ排水量(「カノバス」型)ノ減少シタルハ自カラ別論ナリトス

「カイゼル、ブリードリヒ、デル、ドリッテ」號ハ一萬〇五十噸ノ排水量ヲ以テ克ク攻撃力ト防禦力トニ分配セリ然レモ唯タ余輩ハ次期ノ新造軍艦ヲ建造スル場合ニハ二個ノ變更ヲ爲サント望ム其第一ハ他ノ砲類ノ重量ヲ削除シテ砲塔内ノ主砲ニ轉附シ最下限ヲ廿八噸砲ニ改ムルヲ其第二ハ他ノ裝甲重量ヲ削除シテ司令

交戦中は特に善く乗員の動作に注意し、戦後には再び交戦の準備として諸般の事物を整頓するを任す、外交に關しては國際法に依り又命令規則條約の範圍内に於て諸事を處断するを要し、人事に附ては部下諸員の才幹、性行及技能を察知し其勤務の現況に注意し、下士以下の任用進級等に關しては綿密にして其當を得る可く、教育上に在ては精神教育上に意を用ひ軍人に賜はりし勅諭の聖旨を奉體せしめ忠君愛國の觀念を涵養し善良の士氣を全艦に振作し名譽を重するの念慮を發揮せしめ、海軍業務の教育を授け、紀律の點に在ては軍紀風紀の維持、敬禮の實施、法規の服膺、命令訓示の遵守を厳正にせしめ、賞罰は明かにして其當を得べく、士官勤務上の監視、航海中の諸注意、醫務衛生の監督、會計給與の監督、需品の節約等萬般の事皆責任を有する者とす。

副長は人員、船體、艦裝、兵裝、機關及諸物品其の他艦内一切の現狀を熟知し之が充實保存を監視し欠乏不完全の點なからしめ、艦内諸部を整頓して清潔に保ち軍艦たるに適當の外見を具備せしめ、有形無形百般の事物凡て一般船舶の模範たるの實を擧げ、又一艦の經濟に注意し諸需品等の節約を努め物品の出納及整理を監視するを専らとし、戦闘中は艦長を助け其耳目の及はざる方面に注意し艦長を

塔ノ防禦ヲ増加スルト是ナリ此事ニ附キテハ既ニ論シタルトコロノ如シ蓋シ司令塔ノ厚サヲ増加スルコトニ關シテ何人モ殆ント異論ナカルヘキモ中口徑砲ノ大部ヲ減削シテ主砲ノ勢力ヲ増大セントスル點ニ就テハ大ニ反對論者ノ存スルコトホラン夫レ然リ然レモ兵器材料ハ舊ク措キ我海軍ニ於ケル兵員ノ關係ヨリシテ益々其必要ノ迫リ來リツ、アルナリ思フニ吾海軍ノ戰艦機器ハ必ス簡單ナラザルベカラズ何トナレバ外國海軍ノ如ク豫備兵員ノ大幹部ヲ有セズシテ常ニ生兵ヲ教習スルニ逐ハルレバナリ由是看之一戰艦艦ニ主砲四門十五噸砲八門、其他輕砲ノ大數ヲ搭載スル我海軍ノ方針ノ如キハ我海軍ノ組織ニ適セザルモノト云フベシ故ニ主砲ヲ用弗テ勢力ノ中央集權ヲ試ムルハ大ニ簡單ニシテ最モ望ム處トス然レトモ眞ノ目的ハ此主砲ヲ戰艦艦長ニ附與スレバ只ダニ敵艦ヲ防禦スルノミニ止マラズシテ反ツテ之ヲ紛細ニ爲サシメンガ爲ナリ

して常に後顧の患なからしむることを努め、又之れと同時に斷へず艦長の舉措に注意し其意思と將さに爲さんとする企望とを洞察する事を努め何時と雖も直に艦長に代りて其艦を督し得るの覺悟あるを要す、下士卒の教育、將校以下の主務は滯滞遺憾なからしめ 艦内警察の事を擔任するを要す。

航海長は測器の完全、羅針儀の正當なるに注意し、錨、錨鎖及其の屬具、網具並に帆、舵機、清水の配給貯藏等に關し支障なからしむるは勿論航海中は艦長の指示を承け航路を選定して意見を艦長に呈出し、又其の艦の位置を熟知し、戦闘中艦長の命あるときは速力及轉艦に關する號令を掌り、戦闘後は其所管の物品等を調査修補す可く又下士卒の教育を分任す。

砲術長は砲類及砲架、携帶武器(小銃拳銃)大小彈藥、距離測定器、砲具及屬具等を整頓し常に有効清潔ならしめ其効力を熟知して最大の効果を奏せしむることに就き十分の研究をなし、主管の需品を整頓し、砲銃火藥庫及彈丸庫を開く時は能く之を監督して不慮の過失を戒め、艦長の命あるときは戦闘中砲銃の使用に關する號令を掌り、戦闘後は其主管兵器彈藥物品の欠損を調査し第二の戦闘に應ずる爲め之を修補すべく、又砲術の熟達鍊磨を圖り下士卒の教育を分

(千八百九十七年七月刊行蘭逸「マリナーズ、ルニドシヤウ」)

トランプアルガア海戦

馬鴻大佐名著テルソノ傳終章

水上玄洋譯

佛國西及西班牙ノ聯合艦隊ハ、今ヤ遂ニ戰ヒノ避ク可ラザルコトヲ看取シタリケム、多年其海軍計畫ヲ宰制シ來リシ所ノ一般政策ニ反シ、勇敢ニモ一決戰ヲ試ミムト半平タル目的ヲ抱キ、一八〇五年十月十九日ヲ以テ外洋ニ顯ハレ來レリ。其艦數ハ、戰列艦三十三隻、即チ佛艦十八隻、西艦十五隻ニシテ、之ニ猶佛ノ弗列憂艦五隻、雙桅艦二隻ヲ加ヘシガ、此強大ナル兵力ハ、其聚合ニ於テ一團ナリキ。佛西兩國艦隊ハ、同心協力攻守ヲ俱ニシ、進退ヲ一ニスルノ規約ナリシガ、是レ締盟國ニ於テ屢視ル所ナリ。而カモ之ガ管轄序列ハ、其場合ノ巡洋ト戰闘トニ論ナク兩國々民ノ船相融合シテ一團トナリ、其

任し、砲術に關する規定操式の嚴格適切に行はさるや否を監督すべきなり。
水雷長は諸水雷、諸發射機、探海電燈、電氣的通信裝置、水雷用具、屬具、水雷用試驗器具等を整頓して清潔有効に保存し、主管兵器の効力を熟知し種々の場合に於て最大なる効果を奏せしむる事に就き十分なる研究をなし置き、戰闘中艦長の命ある時は水雷教使用に關する號令を掌り、戰闘後は全力を盡して補修をなし第二の戰闘に應ずる準備をなす事を要す、其他魚形水雷及水雷術に關する報告部署に關し艦長に對して責任を有し、又水雷術の熟達練習を圖り下士卒の教育を分任す。
將 校分隊長は部下隊員を統御し之を誘掖督勵し誠實勇敢に其職務を施行せしめ、其性質行狀技能を熟知し隊員に關する事務を掌理す。戰闘に臨ては其部下を指揮し、戰闘後隊員の行爲、死傷者及拔群の偉功を奏したる者の氏名及其事蹟を副長に報告し、各兵器及屬具は主管者と協力して修補の手段を盡すべき者なり。
機關長は機關室、炭庫に接する艦底其他一切の機關及之に裝する諸裝置を管理し常に有効清潔ならしめ部下各員を統御し石炭及油の浪費を節し。部下下士卒の教育を掌り、戰闘中戰闘後受持部並其部

首長ハ、恰モ海戰ノ總司令權ノ獨リ佛蘭西皇帝ノ掌裡ニ在リシガ如ク、佛蘭西ノ提督ナリキ。乃チ該司令長官ハ、佛ノ海軍中將ウヰルヌウヰナリシガ、是レテルソノガ襲ニ追躡シテ西印度ニ到リ、轉テ歐洲ニ窮驅セシ人ナリトス。西班牙ノ臨時司令官海軍中將クラヴヰナハ、渠ノ同位者ヨリモ寧ロ渠ノ次位者タリシガ、又四名ノ次級將官即チ二佛將二西將ノ將旗ト幾多ノ代將官ノ代將號トハ聯合艦隊ニ歸ヘレリ
聯合軍ニハ三段砲裝ノ戰艦四隻アリ。各艦一百乃至一百三十門ノ砲煩ヲ備ヘシガ、是等ハ盡ク西艦ニシテ、其一隻「サンチシマ、トリニダタ」ハ當代至大ノ戰艦ナリキ。テルソノ麾下ノ二十七隻中ニハ三段備ヘノモノ七隻アリテ、各艦九十八乃至百門ノ砲煩ヲ有セリ。左レド其次等艦船ノ割合ニ於テハ英國艦隊ハ寡勢ナリ、即チ八十門艦纒二一隻、六十四門艦三隻ニ過ヤザルニ、聯合軍ハ前者六隻、後者一隻

員に關する凡ての責任を有す。
機關分隊長の職務は將校分隊長に準ず。
軍醫長は艦長の命を受け艦内の醫務衛生、主管兵備品の受給等を掌理す。
主計長は艦長の命を受け現金の出納、主管兵備品の受給等の事務を掌り、又庶務を擔任し糧食被服の取扱を管す。
乗組士官は各其所屬あり航海長、砲術長、水雷長、分隊長、軍醫長又は主計長の命を受け各其長の職務を補佐する者です。
水雷艇の職員
水雷艇は未だ役務を有する者なきを以て其職員の如何又記するの要なし、目下在役水雷艇は艇長と乗組中少尉一名と只二名の士官あるのみ、而して艇長は全艇の責任を有し乗組將校は之を補助するなり。
水雷艇は水雷團又は艦隊に附屬するを以て特別の場合の外は常に水雷團長又は艦隊の指揮官の令に由りて進退し從て會計事務の如きは其所屬する所の主計長に依りて取扱はる、醫務衛生上も亦之に同じす。

艦隊

ヲ有シ。其他戰列艦ハ皆七十四門艦即チ當時各邦海軍ノ實験上ヨリ割出セシ所ノ中庸型式ニ係リ、艦隊戰鬪ノ一般目的ニ對シテ最モ完全ニ艦裝セラレタルモノナリキ。而シテ排水量ノ更ニ之ヨリ大ナルモノ砲煩ノ更ニ巨多ナルモノヲ備ヘタルハ、唯其目的蓋シ戰局上、勝敗ノ岐ル、危機ニ際シ、援助ヲ爲スコトヲ得ンガ爲メニ外ナラズ、斯クノ如キコトハ、二人ノ艦長ノ下ニ、二艘ノ戰艦ヲ一致協力セシムルトモ有効ニ達スベキモノニ非ラズ、必ズヤ優力ナル單艦ノ武力ニ訴ヘザルヲ得ザルヲ以テナリ。

ナルソシガ其有名ナル訓令中ニ言明セシガ如ク、三十三隻ノ艦隊ヲ操縦スルハ、海上ニ於テスルトハ、易事ニ非ズ。而シテ如斯キ大艦隊ヲ率テ港灣ヲ拔錨スルハ、更ニ難キ運用也。十九日ノ味爽、直チニ開始セシ運動ノ其日ニ終結セザリシハ、此故也。風死セシヲ以テ、議ニ二十二隻ノミ灣外ニ進航シ其處ニ碇泊セリ。翌朝

艦隊は軍艦一隻以上を以て編制し必要に應じ水雷艇隊、水雷敷設隊及運送船を供ふ、目下は常備艦隊の一艦隊を編制し富士、八島、鎮遠、浪速、秋津洲、松島、橋立、嚴島、須磨の九隻と外に上海地方警備中の高雄之に附屬す、平時の巡航區域は帝國の周海なれども毎年清國沿岸 露領亞細亞沿岸を航するを例とす。艦隊には司令長官を置き 天皇に直隸して麾下艦船を統率せしめ又海軍大臣の命を受け所管の軍制を總理せしむ。司令長官は其乗込める軍艦に其官等を表する旗章を掲げしめ此艦を旗艦と稱す。

艦隊には司令官を置き司令長官の命を受け艦隊の一部を指揮せしむ司令官の乗れる軍艦亦旗章を掲げ旗艦と稱す。

艦隊には幕僚として參謀長、參謀、航海長、機關長、軍醫長、主計長及秘書を置き必要の時主理及海軍通譯官を置く。

艦隊の職員

司令長官は麾下艦船の來歴、現狀、性質、勢力を詳知し常に艦船をして其役務に應ずるの準備宜しきを得せしめ若し役務に適せざる事を發見するときは速かに海軍大臣及海軍々令部長に報告す。司令長官は麾下艦船の戰鬪、防火、防水等に関する準備及部署を詳

再ビ計畫ヲ繼續シ、二十日ノ午後二時乃至三時ノ頃、全聯合艦隊ハ一隊トナリ南西風ヲ利用シテ、北西方ニ航走シ、以テ海峽ニ入ラントセリ。

アラツクウイドガ十九日午前七時ニ探知セシ敵ノ運動ハ、九時半我司令長官ニ牒報セラレタリ、渠レガ唱道セシ作戰計畫ニ隨ヒ、地中海ヨリ敵ヲ兩斷セム爲メ、司令長官ニハ直チニスバーテル海角ヲ指シ南東ニ向ヒ、總追撃ヲ爲スノ信號ヲ掲ゲタリ。正午ナルソシハ司令長官室ニ入りテハミルトン夫人ニ寄スル最終ノ書東ヲ草シ○書キ終リテ其書後ニ署名セシガ。願フニ渠レハ是時ヲ以テ此書翰ヲ續書スル機會ノ再ビ獲難キコトヲ觀ンタルガ如シ、否斯クノ如キ思想ハ、當時渠レノ腔裡ニ滿チテ來往セシニ庶幾シ、然リ渠レハ生別ノ綿々タル哀情ヲ紙上ニ顯サント努メ、翌日、復數行ノ文字ヲ追書セリ、其要旨ハ則チ敵ガ港内ニ退航シテ再ビ渠レト輸贏ヲ争ハザルニ至ラムカトノ憂苦ニ外

知し銳意之が整頓を監視し以て精練の度に達せしむ。

司令長官は善く麾下艦長及幕僚の材幹性行技能を察知し麾下諸員の人事なりを詳知し、准士官以上の進級の上薦及下士の進級を決定するに於ては綿密に其の才幹、性行、技能、停年、功勞等の諸點を考慮し務めて其當を得るに注意し、又麾下艦船の教育訓練の景況に留意し諸需品等の浪費を戒め外國に在ては一に國權を維持し、戰時に於ては特に左の諸項を遵守する者とす。

- 一 熱心麾下の兵氣を鼓舞し益々軍人の精神を發揮せしめ亦一層軍法の嚴正を維持する事に注意すると、
- 二 特に旗の掲揚に注意し麾下諸員をして死に至る迄之を仰ぎ之を守護するの決心をなしむ可きと、
- 三 戰鬪に臨むには麾下司令官及艦船長を會し己の執らんと欲する戰略を詳知せしめ方器部署を明示し克く各艦船の部署を了解せしめ置く可きと、而して或る止を得ざる場合の外決して此方器部署を變更せしむ可らざる可きと、
- 四 前項の外司令官は司令官、參謀長、旗艦々長に現時戰略並に將來の方針を綿密に詳知せしむ可きと、
- 五 麾下司令官及艦船長の外に漏洩せしむ可らざる秘密信號を制

ナラザリシガ、渠レハ實ニ敵ガ避遁シテ以テ、戦局ヲ結バントスルヲ愛フルト全時ニ、自己ノ宿望ノ空シク水泡ニ歸スルニ到ランコトヲ深ク憂ヘナリ。乃チ渠レハ筆ヲ茲ニ閉シ、未ダ夫人ニ直送セズシテ戦死シタルガ故ニ、戦没後此書翰ハ其儘封筒モセズ、復タ署名モセズ、渠レノ机上ニ遺シ置カレタリ。

我が至信至愛ノ心友ナルエムマヨ、敵ノ聯合艦隊既ニ港灣ヲ出ゾトノ信號アリ。然レドモ風殆ンド死セルヲ以テ、我ハ明日迄渠等ト相見ルコト能ハザルベシ。嗚呼天帝ヨ事ヲ計ルハ人ニ在リ事ヲ成スハ天ニ在リ仰キ願クハ我が經營ヲ冥護シテ成功セシメ賜ヘ。我ハ如何ナル事アルモ、我が天職ヲ盡シ決シテ我が名ヲ汚スルコト無ルベシ。嗚呼エムマヨ我ハ我ハ身命ニ替ヘテ切ニ愛スル所ノ御身及ホラチアノ爲メニ永ク其名譽トナリ財寶トナリ了ルベシ。此書翰ハ戦前ニ最後ノ書翰トシテ認メシ

モノナレドモ御身宛ノモノナルガ故ニ、戦後ニ之ヲ書キ盡サンコトヲ神ニ望ムト同時ニ、御身ガ上天ノ惠福ニ浴セムコトヲ偏ニ祈ル。

一八〇五年十月第十九日正午ガヂスノ東南東十六「リーグ」ニ在ル軍艦「ゾボクトリ」ノ船内ニ於テ

フロントノ子爵子ルソ

今朝我等ハ海峡ノ入口ニ近寄りシモ、西方ニ吹キ送ル風力ノ微弱ナリシガ爲メニ聯合艦隊ヲシテ上風ニ馳セ、トラファルガアヲ距ル沙灘上ニ達セシムルニ到ラザリキ、敵ノ艦隊ハ四十隻ノ帆走艦ヨリ成レルモ、我ハ戦列艦三十四隻弗列曼艦六隻ヲラント想定セラル。今朝渠等ノ一群チガヂスノ燈臺沖ニテ目撃セシガ、風力強ク且ツ天氣濃密ナリシガ故ニ我ハ寧ロ渠等ガ、日没前ニ於テ其港ニ入ルナラムト信シタリ。冀クハ全智全能ノ天帝ヨ我等ヲシテ是等ノ對敵ヲ剿絶シテ以テ和平ヲ致スコト

定す可きと、

六 航海碇泊を論せず常に麾下艦船の種類、隻數、勢力等に應じ相當の警戒をなす可きと、

七 微發を行ふときは善く其條規に注意す可きと、

八 麾下艦船の中戦死者多く爲めに戦闘し難き者あるときは便宜他の尙ほ戦死者少き艦船の乗員を割て之を補充し又需品糧食等缺乏を生じたるものあるときも亦之に準す可きと、

九 糧食缺乏し且急に之を得るの途なきときは同所に在る艦隊一般平等に減食を令す可きと、

十 一合戦後は死傷者の員數、彈藥、水雷、需品、糧食の消費並に艦艇、兵器毀損の報告を徴して適當の處分をなし且更に一層の熱心を以て兵氣を鼓舞す可きと、

十一 一合戦後は麾下司令官各艦船長及副長をして戦況報告を出さしめ自ら一般の要領及麾下諸員の動作を詳記し海軍大臣及海軍々令部長に報告す可きと、

十二 戦時國際法に關し遵守す可き事項は豫て能く之に關する諸書を參觀して其の要點を熟知し臨機自己の相當と思考する處分をなす可きと、尤も臨時特別の訓令あるものは此の限に非るな

り。

十三 戦時局外中立の場合に於ては嚴正なる中立を保ち麾下一般をして之を遵守せしむ可きと、又我帝國と平和を保てる國に依て封鎖せらるる港灣あれば封鎖を認識し所在帝國臣民をして該封鎖を破らしめざる様注意す可きと、

十四 帝國と他國と戦争の場合に於ては麾下一般をして平和を保てる諸國に對して中立法に於ける義務を嚴守せしむべきと、

十五 捕虜を虐待せしむ可らざるを、

十六 常に商船の所在運動に注意し艦隊の戦略及特別訓令の執行に支障を生ぜざる限りは之に保護を與ふる事に注意す可きと、

十七 戦闘中司令官死亡するも敵影見ゆるの間は依然其の旗章を掲げ且つ先任順に従ひ參謀長若くは旗艦々長をして假に其の職務を攝行せしむ可きと、

十八 前項の場合には秘密信號を以て之を現場の先任將校に通知す可きと、

十九 前項の先任將校は好機會あれば務めて速に亡司令官の旗艦に移りて司令權を繼續し尙ほ前司令官の旗章を掲げ指揮を司る可きと、又此の先任將校の旗章も此間依然前艦に掲

ヲ得シメンコトヲ

十月第二十

同日、チルソンハホラチア、チルソン、トムソン嬢ト宛名シテ、渠ノ女ノ爲ニ一書ヲ草セリ。同嬢ハ爾來此名ニ由リ世ニ知ラル。開戦ニ先ダツ數時間前、即チ第二十一日朝署名セシ渠ノ遺書追加書中ニ、チルソンハ彼女ヲ呼ブニ、養女ヲ以テシ、將來同嬢ガ獨リチルソンノ姓ヲ冒サムコトヲ望メリ。

我が至愛ノ天使女ヨ、我ハ御身カ送りシ九月第十九日附ノ信書ニ接シテ心甚ダ喜ベリ。我ハ亦御身ガ至極大人シキ少女トナリ、心底ヨリ御身ヲ愛撫スル所ノ我ガ至愛ノハミルトン夫人ヲ欣慕スルトノコトヲ聽キラ其喜ビハ胸ニ溢レタリ。嬢ヨ我ニ代テ夫人ニ接吻セヨ。敵ノ聯合艦隊今カヂヌヲ出ヅトノ報アリ。最愛ノホラチアヨ、我ハ今返信トシテ御身ノ日夕我ガ胸裡ノ美玉ナルコトヲ、御身ニ告グ參ラスナリ。我ハ確信

け置く可きと、

司令官は平素已に麾下に分轄せしめられたる艦船に對しては司令官の職務を規定せる簡條に準じて職務を行ひ又司令官を補佐する者とす。

參謀長は司令官の顧問にして司令官麾下下司令官及艦船長を會し軍議を開くときは常に之に參與する者とす。

參謀は參謀長の指揮を受け參謀事務を分擔し司令官の差使、命令傳達、信號施行の事を分擔す。

秘書は庶務を整理すると、軍機に涉らざる秘密文書を掌ると、主計長の命を受け幕僚所屬の金櫃を保管すると、及之に關する會計事務を掌るとを任とす。

航海長は司令官の命を受け艦隊の航海事務を掌理し各艦航海長の職務を監視す。

機關長は司令官の命を受け艦隊の機關、船艙及兵器に關する事を掌理し各艦船及諸隊機關長の職務を監視す。

軍醫長は司令官の命を受け艦隊の醫務衛生に關する事を掌理し各艦船及諸隊軍醫長の職務を監視す。

主計長は司令官の命を受け幕僚所屬の金櫃及其の會計事務を監督

ス、御身ハ定メテ、我ガ無事ナラムコト、戰捷ヲ獲ムコト、慕ハシキメルトトニ早ク歸航シテ我カ至愛ノハミルトン夫人ト相見ルニ至ランコトヲ、熱心ニ祈リ居ルナラムト。嬢ヨ其處女タレ、コソノア嬢ガ御身ニ語リシコトヲ服膺セヨ。嗟我ガ至愛ノホラチアヨ、御身ハ御身ガ父ノ愛ニ滿テル親父ノ祝福ヲ享ケヨ。

一八〇五年十月第十九日

「ウヰクトリー」ニテ

フロント子爵チルソン

第二十日ハ南南西ノ勁風及大雨ヲ以テ明クワタレリ。詰朝、英國艦隊ハトラファアルガア及スバアテル兩海峽ノ間ニ在ル海峽ノ口ニ近ケリ。未ダ何ナル物躰ヲ觀望スルコト能ハザレドモ、刻下ノ風ニテハ、敵ハ英艦隊ノ殺到シ來ラムトハ、豫測スル能ハザルベシ。アラツクウツド麾下ノ數隻ノ弗列憂ハ、觀望線外ノ北方ニ在リテ、遙ニ聯合軍ヲ追躡ス。敵ノ位置ハ、風雨ノ

し艦隊に屬する會計給與に關する事を掌り又常に各艦船諸隊の會計給與の齊一を規畫し及各艦船諸隊主計長の職務を監視す。主理は司令官の命を受け軍事司法及懲罰に關する事務を掌る。

鎮守府

海軍區の章に於て鎮守府の界説を記載せしか此鎮守府は其所在地名を冠稱し何鎮守府と云ふ。

鎮守府には司令官を置き 天皇に直隸し麾下の軍艦團隊を統率せしめ軍港、要港、防禦港の防禦計畫を統理せしむ、又海軍大臣の命を受けて所管の軍政を總理せしむるなり。

鎮守府司令官は司令官を輔け所轄諸部を監督し府務を整理す。

鎮守府の幕僚は左の如し、

參謀長

參謀

副官

秘書

參謀長及參謀は左の事務を掌る、

一 軍港要港及防禦港の防禦計畫に關する事、

二 艦船及軍隊の進退役務に關する事、

爲メ掩蔽セラル、モ、大跡ノ所ハ衝キ止メタリ、午前七時、弗列曼「フフィーブ」、チルソンニ信號スラク、敵北方ニ走ルト。目下ノ風位ト陸地ノ位置ヲ案ズルニ、敵ハ必定北西方ニ航走セザルヲ得ズ、英艦隊ハ是ヲ以テ同一ノ方向ニ操舵シ、敵ト並行ヲ保チ、其方面ニ看守人ヲ展開セリ。正午後間モナク、雨霽レ、風歇ムヤ、フラツクウードハ、豫測ノ地ニ、聯合艦隊ノ間近ク低帆ニテ並列セルヲ認メタルガ、「エーリアラス」號ハ、直チニ艦首ヲ旋ラシテ歸航セリ、是レ餘リニ敵ニ接近シ過ギシ故也、午後一時、渠レハ次席大佐ニ分遣隊ヲ委テ、自艦ニ搭シ、列ヲ離レ、南ニ駛セテ司令長官ト談ズル所アラントス。二時ニ到リ渠レ本艦隊ヲ認メ、三時二十分ニ到リ、信號ニ到リ通信ヲ得ベキ近距離ニ到レリ。其通信ニ曰ク、「敵ハ西方ニ奔馳セント決スルガ如シ」ト。チルソン自己ノ日誌ニ記入シテ曰ク、「苟モチルソン、エーンド、プロントニシテ渠等ヲ阻斷セント

- 三 兵力の増減に關する事、
 - 四 海軍望樓に關する事、
 - 五 出陣準備の計畫に關する事、
 - 六 演習及檢閲に關する事、
 - 七 教育訓練に關する事、(別に規定ある者の外)
 - 八 軍紀風紀に關する事、
 - 九 戒嚴及徵發に關する事、
 - 十 信號通信並戰時海上輸送に關する事、
 - 十一 牒報に關する事、
- 前項の外參謀は訪問勤務に服するものとす。
副官は儀式、禮式、服制、服裝、旗章其他人事及庶務を掌理す。
秘書は機密事務を掌り又副官の事務を佐く。
鎮守府に軍港部、兵器部、機關部、醫務部、經理部、司法部及測器庫を置く但し吳鎮守府には兵器部を置かず其管掌する所左の如し
軍港部に於ては豫備艦の統轄、保安及其の就役準備を掌り軍港則を維持し其の港内に於ける艦船の繫留、出入渠、土浚船の使用海標、運輸、救難、防火及司令長官の指定する軍港防禦の一部に關する事を掌る。

欲セム平、渠等安ソ脱ル、ヲ得ム耶」ト更ニ返信スラク「本官ハ貴官ガ敵ヲ終始看視センコトヲ望ミ、特ニ之ヲ貴官ニ委任ス」ト。渠レハ自己ノ記錄中ニ明記シテ曰ク、弗列曼及偵察艦等ハ、見事ニ自己ノ任務ヲ遂行シ、敵ノ動靜ヲ細大漏サズ、我ニ報告セリト。渠レハ是ヲ以テ渠等ガ今ヤ近ヅキタル夜間ニ至リテモ、同一ノ手際ヲ顯ハスミシト推定セリ。
フラツクウードガ通信ヲ爲セル間、チルソン自身ハ「ウヰツクトリ」ノ艦尾甲板ニ、多時在リシガ、數名ノ海軍少尉候補生ノ其處ニ集合セルヲ視、渠等ニ謂テ曰ク「青年ノ紳士等ヨ本日若クハ明日ハ、君等ニ取リテ吉日トナラム」ト。暗ニ戰勝後、進級スベキ好運ノ到來スベキコトヲ寓意セリ。同日晝餐ノ時、渠又其同餐ノ某ニ語テ謂ラク、「明日余ハ君ニ、青年紳士ガ畢生ノ間、相語リ且ツ思考スベキ或事ヲ與フベキ所ノ功業ヲ成サム、サレド余ハ生存シテ躬ラ之ヲ知ルコトナカルベシ」ト。

兵器部に於ては兵器の準備保存供給備裝及小修理に關する事を掌り砲銃庫、水雷庫及工場を置き其の事務を分掌せしむ、但し必要の場合に於ては海軍大臣の命に依り兵器の製造を爲すことを得。
機關部に於ては機關に關する事を掌り又需品庫を置き艦營需品の準備保存供給を掌らしむ、又所要の港灣に需品支庫を置き艦營需品の一部を配付し艦船臨時の需用に供せしむ。
醫務部にては醫務衛生に關する事を掌る。
經理部に於ては會計經理、造兵造船の材料物件にあらざる通常物品の購買供給、鎮守府所管各部並其の在籍艦船及軍港内に在る其の他の諸官廳の會計事務の監督、管區内に在る艦船團其の他各部の金櫃、物件及帳簿の檢査に關する事を掌り、第一課第二課を置き其の事務を分掌せしめ又衣糧庫を置き、被服糧食の準備保存供給に關する事を掌らしめ建築科を置き官有財産建築及土木に關する事を掌らしむ。
司法部に於ては軍事司法、懲罰及監獄事務に關する事を掌る。
測器庫に於ては測器及航海に關する圖書の準備供給を掌り及氣象の觀測を爲す。

海岸望樓

渠ハ語ヲ繼テ、敵艦隊ノ二十乃至二十二隻ヲ捕獲セシコトヲ期スル旨ヲ揚言セリ。是ヲ以テ之ヲ觀ルニ、午後三時乃至五時ノ間ノ晝餐ノ際ニ至テハ渠レカ曩ニハミルトン夫人ニ寄言シテ憂慮セシ敵艦隊避遁ノ疑モ晴レ、敵ハ港内ニ回航セザルノミカ、否回航セント欲スルモ能ハザルコト、及戰ヒノ確カナルヲ知リテ満足セシヤ彰也。渠カ夫人ニ與フル書ヲ草セシハ、其文中ニ風濤ノ激甚ナルヲノ記入アルヲ視テ判斷スレハ、午前ナラザルヲ得ズ、而シテ渠ガ明日ハ勝敗ノ岐ル、ノ日ナリト期セシモ、畢竟スルニ、何人ニモ有リ勝ノ半疑半眞ノ豫占タルヲ疑フベクモアラズ、乃チ是ヲ以テチルソンノ迷信的確信ナリト斷ズルハ一ヲ知リテ二ヲ知ラザル者ノ言耳。曾テチルソンノ叔父モリス、サクリングハ一七五七年十月第二十一日三隻ノ戰列艦中ノ一隻ヲ提ゲテ優勢ヲ驅逐セシコトアリキ。而シテチルソンハ屢艦長ハハーヂー及軍醫スコットニ

海岸望樓は海岸望樓監督官に屬し鎮守府に連絡し海面上の出來事、艦船通過報告、測候、暴風警報、天氣豫報の揭示を掌り、又軍事の通信例之は艦隊軍隊の動靜に關する報告、命令訓令の傳達、牒報同等の進達等を取扱ふ。

現今既説の望樓は左の場所に在り、

- 伊豆國 長津呂
- 安房國 布良
- 紀伊國 日の岬 潮岬
- 長門國 角島
- 豊後國 鶴見崎
- 肥前國 野母崎 大瀬崎 志自岐崎
- 大隅國 佐多岬
- 能登國 皆月の鼻 未だ開始せず
- 隱岐國 西郷
- 壹岐國 壹岐岬
- 對馬國 韓崎 神崎

海軍病院

各軍港に病院を置き所在の地名を冠稱す。

語リテ曰ク、「第二十一日ハ我が日ナル可シ」ト。而シテ戰ヒアルベキ日ノ朝ニ到リ、平素ノ豫言ノ將ニ照應セントスルヲ視、渠ハ再ヒ語リテ謂ラク、十月第二十一日ハ、自己ノ一族ニ取リ、一年間ノ大吉祥日ナリ。斯クト言ヒシモ遂ニ其何ノ故タルコトヲ語ラザリキ。

敵方海軍ノ本隊ハ、第二十日ニハ、未ダ相望ム迄ニ接近セズ。英國偵察弗列夏ハ、聯合艦隊ヲ距ルニ運乃至三運若クハ四運ノ處ニ在ルヲ以テ、獨リ橋頭ヨリ自己ノ艦隊ヲ認ムルコトヲ得。午後二時、天霽レ風西北西ニ變リテ、帆ノ裏ヲ打テリ。乃チ帆ニハ再ヒ新風ヲ孕マセシガ此風ハ渠等ガ海峽ノ口ニ達スル順風ナリキ。聯合艦隊ハ轉シテ南方ニ向ヘリ。英國艦隊ハ依然同一ノ開キ即左舷開キヲ採リテ午後八時迄北方ニ進ミ同時ニ到テ亦南西ニ轉セシガ、幾ンド反對ノ方向ニ運轉セシ此時間ニ其對敵ノ方向ヲ變シタリテラツクウ

病院は鎮守府に屬し治療並治療品の準備供給、被服、糧食藥品等の衛生試験及看護手看護の教育を掌る。

海軍監獄

海軍監獄は各軍港に在り所在の地名を冠稱し輕罪以下の刑に處せられたる現役海軍軍人並生徒其の他海軍に従事する者及刑事被告人を拘禁留置する所なり。

薪原採炭所

薪原採炭所は佐世保鎮守府に屬し海軍豫備炭山を管轄し海軍需要の石炭を採掘する所なり。

要港、防禦港

要港とは戰略上樞要の地位を占め其規模の軍港より小なる者を云ふ防禦港とは砲塞等を設け防禦を施したるも要港の次に置可き港を云ふ、對馬國竹敷は海峽樞要の地位にして日本の要港なり。

要港部

各要港には要港部を置き(現今竹敷の)鎮守府に屬し要港の守備を掌り兼て軍需品の配給、艦船兵器の小修理を爲す所とす。

要源部には水雷敷設隊及水雷艇隊を置く。

海兵團

半ニ於テハ敵ハ東方ノ地平線ニ沿フテ廣ガリテ英艦隊ハ、南西ニ轉行シ彼我ノ距離、十哩ナリキ。敵ノ艦隊ヨリ三哩ニ在ル「ユーリアラス」號ハ射方ノ艦隊ノ燈光ヲ幽カニ見認メシガ、チルソソハ、敵ガ我艦ヲ認メテ、其針路ヲ急變センコトヲ深ク憂ヒ、努テ相互ノ間隔ヲ短縮セザラントセリ、殊ニ英艦隊ハ其風ニ乗リ居ルヲ以テ機ヲ見テ隨時ニ我ヨリ攻撃スルノ便アリキ、故ニチルソソハ一層意ヲ用テ、自己ノ艦隊ヲ隱シ、敵ヲシテ擅ニ南進ヲ繼續セシメ、以テ遂ニカチスニ再據スルヲ能ハザルニ到ラシメントセリ。二隻ノ英國弗列曼ハ、命ヲ受テ夜中ニ敵ヲ見失ハザラソコトヲ務メ、自艦ヨリ稍遠方ニ位置セル他ノ二艦ニ、絶エズ敵ノ運動ヲ報告シ、其場處ヨリ一連ノ戰列艦ハ「ウヰクトリ」號ト通信セリ。故ニ暗黒ナル終夜敵艦隊ノ排置ニ關スル、重要ナル動靜ハ、號火、號砲ニ依リ即時ニ海上ヲ超エテチルソソニ達セリ。

海兵團は各軍港に在り所在の地名を冠稱し鎮守府に屬し海軍下士卒の教育訓練、艦船團其他各部下士卒定員の補缺、軍港の守備、兵員の徵募召集を掌る所とす。
艦船團其他各部の勤務若は練習等を免じたる海軍下士卒は海兵團に入團せしめ艦船團其他各部の補缺に充り之を補缺員と云ふ。
海兵團の職員は左の如し、

- 團長
- 副長
- 徵募官
- 機關長
- 分隊長
- 軍醫長
- 主計長

其の外必要に應じ海軍中尉、少尉、中機關士、少機關士、軍醫及主計を置く。
海兵團の規律等はハ一に軍艦に準ず。
團長は鎮守府司令長官に隸し部下を統率訓練し軍紀風紀を維持し團務を總理す。

第十九日ノ朝ヨリ天氣ハ數日來ノ晴和ニ引替ヘ晴曇定ラザル空模様トナリテ南西ノ狂瀾、吹キスサビ、敵艦ニ對シテ、少ナカラヌ損害ヲ加ヘタリ、第二十日ノ夜ノ更ルニ從フテ風落チシガ、夜半ニ於テハ只微輕ノ西風トナリ、次第ニ靜穩ニ赴キツ、アリキ。斯クテ此天氣ハ天明ニ至リテモ變ラス尙第二十一日ノ戰後迄續キシガ、既ニ亦西方ヨリ一大濤襲ヒ來リテ、暗ニ暴風ノ前兆アリキ。午前四時ニ於テ、英艦隊ハ再ビ方向ヲ轉シ夜ノ明クシ時ニハ北東ニ向テ停立シツ、アリキ。聯合艦隊ハ、カチス拔錨後、夜暗、若クハ風雨ノ爲メニ、各艦ノ相失センコトヲ懼レテ、五行ノ縱陣ニ排置セリ。此陣形ハ戰鬪ニハ適セバト雖モ、長キ單縱陣ニ比スレバ、戰鬪上ニ稍堅實ナルベキ利アリ、且ツ司令長官其中心ニアルヲ以テ、全部ノ管制上ニハ便宜多キモノトス。五縱列ノ中、其二列ハ風上ニ位置シ、各六隻ヲ以テ遊撃艦隊ヲ編制セリ是レ宛モチルソソガ八隻ヲ以テ

副長は團長を補佐し團長の命令を執行し團内の定則を維持し團長事故あるときは其の職務を代理す。
徵募官は團長の命を受け兵籍を主管し徵募兵及艦船團其他各部定員の補缺並に豫備後備兵の召集簡閱點呼に關する事を掌る。
分隊長は隊員の紀律を維持し教育訓練に關する事を掌る。
機關長は團長の命を受け部下の紀律を維持し又教育訓練に任し及機關に關する事を掌る。
其他は總て軍艦に準ず。

水雷艇

各軍港に水雷團を置き其の所在の地名を冠して某地水雷團と稱す。
水雷團は鎮守府に屬し水雷防禦の事を掌る所とす。
水雷團の職員を團長、副官、機關長、軍醫長、主計長とし必要に應じ機關士、軍醫及主計を置く。
水雷團に水雷敷設隊及水雷艇隊を置き敷設隊は水雷固定防禦の事を掌り、艇隊は水雷移動防禦の事を掌る。
敷設隊及艇隊に職員を置く事左の如し、

- 水雷敷設隊 司令 分隊長
- 水雷艇隊 司令 艇長

一分艦隊ヲ編制セシ計畫ト同一撤ニ出テシモノナリ。此遊撃艦隊ハ西班牙ノグラヴキーナ提督之ヲ指揮シ其目的ハ躬方ノ應援ヲ要スル各部ヲ扶翼セントスルニ在リ。而シテ上風ノ位置ハ、當日ニ於ケル海戰ノ發源タリシガ如ク至緊至要ノ位置ナリシガ、此利ハトラファルガア海戰當朝ニ於テ、渠之ヲ有セザリキ。故ニウヰルヌウヰガ其戰列ヲ形ヲ作リタル時ニハ是等ノ十二艦ハ直ニ西北西ノ風ヲ利用シテ南方ニ進ミ其先頭列ヲ取テ以テ其列ニ合躰シ、一端ヨリ他端迄海上五哩ニ亘ル所ノ長縱陣トナレリ。

當時ノ形勢ヲ按ズルニ、彼我ノ敵狀ハ、正ニ斯ク謂ヒ得ベシ。拂曉相互ヒニ敵ヲ認メタル時ニハ英國艦隊ハ、北方ニ聯合艦隊ハ南方ニ向ヒツ、後者ハ前者ノ東方、十乃至十二哩ノ處ニ在リ、戰役ノ名ノ由テ來リシトラファルガア海角ハ遠ク東方水天ノ間ニ正シク之ヲ瞥見シ得タリ、午前第七時先ツ其二十分ニ、チルソ

其の外水雷艇隊には海軍中尉及少尉を置き又必要に應じ機關士を置く。

教育

海軍大學校

海軍大學校は東京に在り海軍將校及機關官に高等の學術を教授するの所にして學生を四種に區別す。

將校科甲種學生

將校科乙種學生

機關科學生

選科學生

將校科甲種學生には樞要の職員若は高級指揮官の素養をなす爲め高等の兵學及其の他の學術を教授す。

將校科乙種學生には砲術、水雷術若しくは航海術の學理を教授す。

機關科學生には機關に關する高等の學術を教授す。

選科學生には各自の選擇する學術を修めしむ。

學生の修學期は左の如し。

一 將校科甲種學生十八箇月

二 將校科乙種學生六箇月乃至八箇月

三 機關科學生二十四箇月

四 選科學生凡十二箇月

但し時宜に依り多少の伸縮ある可し。

海軍兵學校

海軍兵學校は海軍將校と爲す可き生徒を教育する所にして安藝國江田島に在り、生徒の學年は三年にして左の如く採用す、

滿十六年以上滿二十年以下にして海軍將校たらんことを志願する者に就き身躰検査及學術試験を行ひ合格したる者より其成績順序

一 有妻の者、
二 禁錮以上の刑に處せられたる者若しくは賭博犯の處分を受けたる者、
三 復権を得ざる家資分散破産者若しくは其の相續人、
四 身代限の處分を受け負債の辨償を終へざる者若しくは其の相續人、

生徒は入校の日より海軍兵籍に編入し情願を以て退校するを得ず。

海軍機關學校

ハ戰陣形トシテ豫メ訓示シ置キシ所ノ「航走陣形作レ」及「戰陣準備」ノ信號ヲ相踵テ神速ニ行ヒ、十分ノ後「突進」ノ令ヲ下スヤ「ヅクトリ」號直チニ其模範トナリテ轉舵敵方ニ猛進セシガ、コリンウウド亦之ニ倣ヘリ、二分隊ノ艦艦ハ出來得ル限リノ力ヲ灑ギテ各其主將ノ後ヲ追ヒシガ、蓋シ此時ヤ乘スベキノ輕風モナク、亦運用ノ整美ヲ顧ミルノ違モアラザリキ。十四隻ノ戰艦ハ、コリンウウドノ將旗ヲ躡ヘセル「ロオヤル、ソヴエレン」號ニ隨ヒ、自餘ノ十二隻ハ「ヅクトリ」號ヲ追躡シテチルソノ分隊ニ合セリ。乃チ兩縱陣ハ、相距約一哩ヲ以テ東西ニ駛セシガ、チルソノ縱列ハ北方ニ在リキ、而シテ當時風ノ西北西ナリシ事情ヨリ、一般ニ之ヲ上風列トハ稱スルナリ。夫ノイヴアンホーガ鬪武場ニ於テ戈ヲ接スルノ一刹那、我鎗ヲ臂楯ヨリ伸シテ、テムブラアノ兜ヲ狙ヒシ如ク、チルソノハ開戦ノ瞬間ニ到リ、其計畫ヲ少シク變ジ

タリ。乃チ兩縱陣ノ攻撃ヲ同時ニ行フコトヲ改メ、先ヅコリンウウヱノ分隊ヲシテ優勢ナル縱陣ヲ以テ敵ノ側面ヲ横撃セシメ、機ヲ窺ヒ、自己ノ分隊ヲ提ゲテ、緩急宜ニ從ヒ、後詰ノ快戦ヲ試ミムトハ決セシナリ。然リト雖モ航走陣形ノ依然戰鬪陣形トシテ存セシコトヲ注意スベシ、願フニ艦隊ハ信號ノ行ハレシ時、業ニ已ニ編成セラレタルヲ以テ、偶々暗黒ニシテ陣形ノ混亂セシモノ、ミテ變更セシモノナルベシ。且ツヤ攻撃ノ一般方向ハ舊ニ據テ變ズル所ナキヲ以テ、コリンウヱド、ハ其麾下ノ縱陣ヲシテ、敵ノ艦隊ノ南尾ヲ衝カシメシガ、チルソンハ、敵ノ中心ノ以北ナル數艦ヲ指セリ。此進撃法ハ「英國艦隊ノ全ク志ザス所ハ、中央ニ在ラムト想定セシ渠司令長官ノ、前ニ列セル二隻乃至三隻ヨリ其隊尾マテヲ破ルニ在リ。」トノ有名ナル命令ノ真意ヲ了解スルニ思ヒ半ベニ過グルモノアラム。故ニ聯合艦隊ノ北頭即チ十隻乃至十二隻ノ艦

海軍機關學校は横須賀に在りて海軍機關官と爲すべき生徒を教育する所なり。
生徒は年齢満十六年以上満二十一年以下の者にして海軍機關官たるん事を志願する者より試験の上採用す余は兵學校生徒に準ず。
生徒の學年は三年四箇月とす。

海軍軍醫學校

海軍々醫學校は東京に在り軍醫の教練及少軍醫候補生の講習並被服糧食等の衛生試験を行ふ所とす。

海軍々醫學校に於て教授する軍醫を海軍々醫學校學生と稱し、少軍醫候補生を海軍々醫學校講習生と稱し、海軍大臣之を命じ其學期は一箇年とす、其卒業試験に及第したる學生には卒業證書を授與し講習生には修學證書を授與す。

海軍砲術練習所

横須賀軍港に置き横須賀鎮守府に屬し砲術の教授を掌り且砲術の改良進歩を圖る所なり。

砲術練習所に於て教授すべき者は海軍佐官、大尉、上等兵曹及下士卒並商船學校學生にして大尉を海軍砲術練習所學生と稱し下士卒を砲術練習生と稱す。

砲術練習生は三種あり、

- 一 掌砲兵となすべき者、
 - 二 砲術教員となすべき者、
 - 三 砲術の復習を爲す者、
- 掌砲兵とは艦船に於て大砲、速射砲、機關砲員の重要な地位又は彈藥庫の主員等に使役さるる者にして掌砲 證 狀を有し制定の臂章を附して他の兵員と區別す、掌砲證狀に一等、二等の別あり、掌砲兵と爲すべき者は其の志願者に就き左の諸項に適合する者より選拔す
- 一 海軍一等兵曹以下三等水兵以上の者、
 - 二 身軀強健、視力完全、品行方正なる者、
 - 三 氣力あつて掌砲兵たるに適應する者、
 - 四 卒業後五箇年以上現役に服すべき者、
 - 五 入學試験に合格したる者、

ハ、己レ自ラ發動シテ挺進スルニ非ザレバ、戦ヒニ加ハルコトヲ得ザリシニ由リ、遂ニ戦ハズシテ勝敗ノ決セシ後モ尙ホ拱手傍觀ニ了リキ。
ウヰルヌウヰハ英艦隊運動ノ顯出スルヲ認ムルコト及ヒテ戰ノ已ムベカラザルコトヲ悟レリ、而シテ此時渠ハ北方及ヒ東方二十哩ノ下風ニ在ルカザスヲ守護セント欲シテ、令ヲ下シ聯合艦隊ヲシテ一同ニ該港ニ向ハシメタリ。英艦隊ヲ阻メタル所ノ風力ノ不足ハ此機動モ亦之ヲ妨グ、十時ニ近キ頃迄其目的ヲ達スルコト能ハザラシメタリ。チルソンハ七時ニ於テ早クモ疾風ノ起ルベキコトヲ知り、密力ニ之ヲ憂ヒタリ。蓋シ敵ハ之レニ由リテ其ノ志ザス海港ニ近ヅクコトヲ得ルノミナラズ、我が諸艦ヲシテ其下風即チ交戦上自ラ不利ノ地ニ立タシメ、且ツ颯風ノ吹キスサフノ間ハ該海峡ノ避難地ニ入ルコト難ク、却テトラファアルガノ危険ナル淺瀬ニ乘リ揚グルノ恐レアレバナリ。是

砲術教員とは艦船内等に在て砲術を水兵に教授する者にして砲術教員適任證書を有し制定の臂章を附す、砲術教員と爲すべき者は一等掌砲證 狀を有する海軍兵曹若は一等水兵にして卒業後三箇年間現役に服すべき者の中より練習所長之を選抜す。
砲術の復習を爲す者は既に修得したる者を復習せんと志願し左の

レチルソング多クノ圓材ニ帆ヲ保ツベキ望ミナカリシヨリ、戦ヒノ了リシ時、直チニ各艦ニ投錨ノ信號ヲ爲セシ所以ナリ。聯合艦隊運動ノ結果ハ其陣形ヲ轉向スルニ在リキ。南方ニ駛行シツ、アリシ所ノ渠等ノ諸艦ハ、今ヤ盡ク北ニ向ヒ、先頭嚮導翻テ後尾トナレリ。乃チ該先頭列ニ在リシクラヴ非ナ號ハ後尾ノ艦中ニアリキコリソウウドガ攻撃ノ重壓ノ正ニ墜チ來ラントスルハ、實ニ此後尾ナルガ、是對敵戦列ノ南尾ニ當レリ。

天明間モナク、チルソング常ノ如ク早起結束シテ甲板ニ出デタリ。渠ハ例ノ如ク大將ノ制服ヲ着ケ、左胸ニ四個ノ勳章ヲ懸ケシガ、是レ渠ガ平素ニ懸ケシ所ノモノナリ。渠ハトラフアルガアニ於テハ其軍刀ヲ船室ノ卓上ニ委置シテ佩ビザリシト云フト雖トモ、渠カ交戦中、軍刀ヲ忘レシハ唯此役ノミナリキ。六時頃渠ハブラツクウウド大佐ヲ「ヴ非クトリ」號ノ甲板ニ招致セリ。此將校ハ四十八時間、

暗黒ト濃霧ノ中ニ敵ヲ追躡スルノ難務ヲ完フセシ人也。今ヤ渠ノ功名心ハ、七十門ノ砲煩ヲ有スル二隻ノ戦艦中、其一隻ニ艦長タラントスルニ在リキ、是等二艦ノ艦長等ハカルダーニ隨ヒ其審問ニ立證スル爲メ、歸國セリ、ブラツクウウドガ其妻ニ寄セシ書中ノ言ニ曰ク、今我ニ「ウ非クトリ」號ノ甲板上ニ來レトノ信號掲ゲラレタリ、我ハ渠ガ命ズルニ艦長ナキ一戦列艦ノ艦長ヲ以テセンコトヲ望ム。ト。左ハ謂ヘチルソング意ハブラツクウウドト異リ、前二日間ノ功勞ヲ謝シ、旗艦ガ砲火ノ下ニ到ル迄、自己ノ旁ニ侍セシメ、形勢ヲ視テ、戦鬪中及戦後ニ於ケル弗列憂ノ動作ニ對シ、渠ニ最後ノ正確ナル訓令ヲ下サント欲セシナリ。渠ハブラツクウウドガ、積年待望セシ千載一遇ノ好時機、瀕ゾケリト祝セシニ對シ、答ヘテ曰ク、「我ハ今日諸弗列渠ノ艦長等ノ鮮血ヲ流サントス、是レ我が汝ヲ止メテ最終ノ時迄艦上ニ止メントスル所以ナ

諸項に適合する者より選抜す。

- 一 身軀強健、視力完全、品行方正なる者、
- 二 卒業後三箇年以上現役に服すべき者、

海軍砲術練習所に於て教授する佐官及上等兵曹は海軍大臣之を命ズ掌砲兵となすべき練習生卒業したるときは之に掌砲證狀を授與し、砲術教員と爲すべき練習生卒業したるときは其の成績に應じ砲術教員適任證書及掌砲證狀若しくは掌砲證狀を授與す、但し砲術教員の資格を有するは證書證狀を併授せし者に限る又復習を爲す砲術練習生卒業したる時は砲術教員適任證書及掌砲證狀若しくは掌砲證狀を授與す、各證書證狀の有効期限は左の如く、其の期滿れば臂章を除去す。

- 一 等掌砲證狀、二等掌砲證狀は五箇年、
- 砲術教員適任證書は三箇年、

海軍水雷術練習所

横須賀軍港に在りて横須賀鎮守府に屬し水雷術の教授を掌り且水雷術の改良進歩を圖る所とす。

水雷術練習所に於て教授す可き者は海軍佐官、大尉、機關士、上等兵曹、上等機關、兵曹及下士卒とす、士官は之を學生と稱し、下士

卒は練習生と稱す。

水雷術練習生は左の四種に區別す。

- 一 掌水雷兵と爲すべき者、
 - 二 水雷工と爲すべき者、
 - 三 水雷術教員と爲すべき者、
 - 四 水雷術の復習を爲すべき者、
- 掌水雷兵若しくは水雷工と爲すべき者は各々其の志願者に就き左の諸項に適合する者より選抜す、但當分の中海軍一等兵曹を選抜して之に練習生を命ずることあり此場合には第四の規程を適用せず。
- 一 掌水雷兵と爲すべき者は海軍一等兵曹以下三等水兵以上、水雷工と爲すべき者は海軍一等機關兵曹以下三等機關兵以上及海軍一等鍛冶手以下三等鍛冶以上の者、
 - 二 身軀強健、品行方正なる者、
 - 三 氣力あつて掌水雷兵たるに適する者、
 - 四 卒業後五箇年以上現役に服すべき者、
 - 五 入學試験に合格したる者、
- 水雷術教員となすべき者は一等掌水雷證狀を有する海軍兵曹若しくは一等水兵にして卒業後三箇年間現役に服すべき者の中より練習所長

リ』ト。ブラツクウウドハ大将ガ快活ニ而カモ極テ從容自若トシテ、聯合艦隊ノ運動及渠自身ノ攻撃策ノ成否ヲ沈思セルヲ視タリ。渠ハ屢々『勝敗ニ關スル汝ノ意見果シテ如何』ト問ヘリ。ブラツクウウド答フラク、『敵ガ甲斐々々敷クモ戦ヲ避クズ、輸贏ヲ決セントセルコト、陸地ニ接近セルコト、ヲ以テ、考察スルニ、我軍若シ敵艦十四隻ヲ拿捕スルコトヲ得ムニハ、寔ニ花々敷捷ナリ』ト。チルソンハ二十隻ヲ捕獲スルニ非ズンバ、快心セズト頻リニ物語レリ。兎ハ謂ヘ、渠ハ陸地近キヲ以テ、戦利品ヲ守ルコト難シト首肯シ、更ニ語調勁メテ、敵ノ四散五裂セル諸艦ガ、機ヲ獲テカチスニ遁逃セント試ムルモノアラバ、我が弗列憂ハ窮迫シテ飽迄渠等ヲ撃破シ、此目的ヲ貫ク爲メニハ、戦艦及兵員ヲ失フヲモ辭セズト斷言セリ。渠ハ、再三再四、敵ヲ殲滅セズンバ止マズ、敵ヲシテ一兵ナキニ到ラシムルコソ我が本意ナレト繰返セリ。渠ハ

之を選抜す。
水雷術復習を爲すものは已に修得したるものを復習せん事を志願し左の諸項に適合する者より選抜す。
一 身軀強健、品行方正なる者、
二 卒業後三箇年以上現役に服すべき者、
掌水雷兵と爲すべき水雷術練習生卒業したるときは之に掌水雷證狀を授與し、水雷工と爲すべき水雷術練習生卒業したるときは之に水雷工證狀を授與す。
水雷術教員と爲すべき水雷術練習生卒業したるときは其の成績に應じ水雷術教員適任證書及掌水雷證狀若シ掌水雷證狀を授與す但し水雷術教員の資格を有するは證書證狀を併有せし者に限る。
復習を爲す水雷術練習生卒業したるときは水雷術教員適任證書及掌水雷證狀若シ掌水雷證狀を授與す。
掌水雷證狀及掌水雷工證狀は卒業の成績に依り各々二等に分つ、其掌水雷證狀を有する下士卒を掌水雷兵と稱し水雷に關する部署例之は魚形水雷の發射管員又は探海電燈員等に配置され水雷科に屬する事業を採り、水雷工證狀を有する者は水雷工と稱し、魚形水雷に關する事業白熱電燈に關する事業等を採る者とす。

止ムコト得ズシテ、地中海ニ六隻ノ戦列艦ヲ遣セシコトヲ深ク憾ミトセリ。曩ニ敵ノ動キ始ムルヤ、ブラツクウウドヲシテシブロータルニ駛セ命令ヲ渠等ニ傳ヘシメシモ、渠等ハ護送艦ト俱ニ航シテ相會スルコトヲ得ザリキ。
ブラツクウウドハ大将ノ刎頸ノ友ナルヲ以テ、訪問後、渠ノ旗ヲ「ユーリヤラス」ニ樹テ、該艦ヨリ戦ヲ開始スルノ特許ヲ得ムコトヲ乞フ。チルソン答ヘズ、依然トシテ「ザネクトリー」ニ帆ヲ増スベキコトヲ命ゼリ。ブラツクウウドハ該艦ガ滿帆セシテ望ミ、直チニ二隻ノ艦長ナキ七十門ノ煩砲ヲ備フル戦艦中、其一ニ長タラシメムコトヲ求ム。願フニブラツクウウドハ、自己ノ弗列憂ニ在リシガ故ニ戦ニ加ハルコトヲ得ザリシナレ、若シ願フ所ニシテ允サレムニハ其望ヲ達スルコトヲ得シナラム。然レドモ斯クテハ一時艦長心得ノ地位ハ到リシ先任大尉ヲ解職セザルベカラズ。チルソンハ即時ニ答アラ

證書證狀を有する者は臂章を附して他の下士卒と區別し加俸を給す、掌水雷證狀の有効期限は五箇年、水雷術教員適任證書の有効期限は三箇年とし、期滿れば臂章を除去し加俸を停止す。
海軍機關術練習所
機關術の改良進歩を圖る所とす。
機關術練習所に於て教授す可き者は海軍上等機關兵曹、機關兵曹、機關兵、船匠師、船匠手、木工、鍛冶手及鍛冶とす、其中機關兵曹及機關兵を機關術練習生と稱し、船匠手及木工を船匠術練習生と稱し、鍛冶手及鍛冶を鍛冶術練習生と稱す。
機關術練習生を左の四種に區別す。
一 機關術を練磨せしむる者、
二 掌機工となすべき者、
三 掌鑪工となすべき者、
四 機關術の教員と爲すべき者。
船匠術練習生を左の二種に區別す、
一 船匠術を練磨せしむる者、
二 船匠工となすべき者、

ク、否、アラツクウウドヨ、是レ大尉等ノ生得權ナリ、渠等ハ之ヲ司ドルベキモノナリト。此一事、渠ガ温カキ同情ト私心ナキコトヲ明ニ表示スルニ於テ餘アリ。ナルソノナルソナル所以亦實ニ茲ニ在ルナリ。渠ガ多年水魚ノ交アル友ノ懇請ヲ拒ミ、武官トシテ、亦友トシテ相知レル者ノ意ニ背キ、近時天晴ナル功ヲ樹テシ者ノ願ヲ聽サ、ルコトハ、衷情忍ビザル所アリシナラム。一言専門ノ智識ヲ有セザル讀者ノ爲ニ、ナルソノ取消サマリシ大尉等ノ要求權ノ如何ナルモノナルカヲ説カム、是等ノ戰艦ノ今後功ヲ奏スルト否トハ、渠等大尉等ノ職責ナリ、而シテ其職責ハ、不在ノ艦長ト相讓ルモノニ非ズ、渠等若シ戰爭終結後迄、司令權ヲ掌握シタランニハ、渠等ハ實戰中、次等大佐ノ名譽ヲ荷フノミナラズ、其等級ニ准ゼラル、コトヲ得ルモノナリ。中將ガ生得權ト確言セシハ此相續權ヲ指スモノナリ。

- 鍛冶術練習生を左の二種に區別す、
- 一 鍛冶術を練磨せしむる者
 - 二 兵器工と爲すべき者
- 機關術、船匠術若は鍛冶術を練磨せしむる者は其の志願者に就き左の諸項に適合する者より選拔す、
- 一 海軍一等機關兵曹以下三等機關兵以上、海軍一等船匠手以下三等木工以上及海軍一等鍛冶手以下三等鍛冶以上の者、
 - 二 身軀強健、品行方正なる者、
 - 三 年齢三十五年未満の者、
 - 四 卒業後五箇年以上現役に服すべき者、
 - 五 入學試験に合格したる者。
- 掌機工、掌鑪工、船匠工若は兵器工と爲すべき者は各々其の志願者に就き左の諸項に適合する者より所長之を選拔す、
- 一 掌機工若は掌鑪工と爲すべき者は海軍一等機關兵曹以下三等機關兵以上、船匠工と爲すべき者は海軍一等船匠手以下三等木工以上、兵器工と爲すべき者は海軍一等鍛冶手以下三等鍛冶以上の者、
 - 二 掌機工若は掌鑪工と爲すべき者は機關術卒業證書、船匠工

ナルソノ、ハアラツクウウド及ハルヂーヲシテ傍ニ侍セシメ、一書ニ署名スル場ニ立會ハシメ、以テハミルトン夫人及兒女ホラチアノ扶助ヲ國民ニ托スル遺言書ヲ稿セリ。アラツクウウドガ數年ノ後、ナルソノノ信號ハ六時ニ揭ゲラレタリト證言センガ、其記憶ニシテ誤レルニ非ズンバ、此日ノ詰朝ナルソノガ故ラニアラツクウウドヲ招致セシハ、特別ノ事由アリシヤ彰也。事由トハ他ナシ。渠ガ至親ナル二友ノ公證ヲ請ヒ渠等ヲシテ自己ガ焦慮ノ燒點トナリ愛情ノ中樞トナリシ一事ヲ擔保スル知己ノ厚誼ヲ公ニ盡サシメントトセシコト是ナリ。又其遺言書中ニ「佛蘭西及西班牙兩國ノ聯合艦隊ヲ約十湮ノ彼處ニ瞥見ス」トノ語アルヲ以テ視レバ、渠レノ執筆ノ場所及時刻ハ概見スルニ難カラザルナリ。英國艦隊ハ天明ニ到リ、彼我ノ位置ヲ知了セリ、而シテ其時刻ノ如キモ、英艦隊ヲ吹キ送リシ風力ノ緩弱ナリシコト及交戦ノ開始セラレシ時刻等

- と爲すべき者は船匠術卒業證書、兵器工と爲すべき者は鍛冶術卒業證書を有する者、
- 三 卒業後五箇年以上現役に服すべき者。
- 機關術教員と爲すべき者は一等機關工證狀若は一等掌鑪工證狀を有する海軍一等機關兵曹以下一等機關兵以上にして卒業後三箇年以上現役に服すべき者の中より所長之を選拔す。
- 機關術、船匠術若は鍛冶術を練磨せしむる練習生卒業したるときは之に機關術卒業證書、船匠術卒業證書若は鍛冶術卒業證書を授與す。
- 掌機工と爲すべき練習生卒業したるときは之に掌機工證狀を授與し。掌鑪工と爲すべき練習生卒業したるときは之に掌鑪工證狀を授與し。船匠工と爲すべき練習生卒業したるときは之に船匠工證狀を授與し。兵器工と爲すべき練習生卒業したるときは之に兵器工證狀を授與す。掌機工證狀、掌鑪工證狀、船匠工證狀及兵器工證狀は試験の成績に依り各々二等に分つ。
- 機關術教員と爲すべき練習生卒業したるときは之に機關術教員適任證書若は機關術教員教程卒業證書を授與す但し機關術教員の資格を有するは適任證書を授與せし者に限る。

ヨリ照料スルニ、均シク符合スルナリ。而シテ今ヤ海風新ニ吹キ來リシヲ以テ、二時間以内ニ開戦スルニ到ルベシ、此時ニ當リ戰鬪準備ヲ爲スハ恒例ナリ、即六時四十分ニ其信號掲ケラレ、我が砲撃上及艦ノ運用上ノ障礙トナルベキ諸物ヲ士官室ヨリ他ノ適當ノ所ニ移サシム。司令長官室ノ取片付ハ、謂フ迄モナク、諸艦ノ戰鬪準備終了後迄、延期セラレタルナラム。渠ノ艦室ハ其實渠ガ早朝艦尾甲板ニ上リシ後、直チニ其附屬品等ヲ取り除ケシナリ其時渠ハ取片付方ヲ命令スルニ當リ、ハミルトン夫人ノ肖像ノ處置ニ就キテハ格別ノ注意ヲ與ヘ、傍人ニ語テ曰ヘリ、『我が守護神タル天使ヲ鄭重ニセヨ』ト。是ニ由テ之ヲ視ルニ、此所謂遺言書ナルモノハ、其日ノ詰朝ニ於ケル靜ケキ數分時間ニ稿了セラレシモノニシテ、當時艦隊ハ、航走陣形ヲ編成シ、敵ヲ望ムテ進航セシ時ナレドモ、大將ノ艦室ハ未ダ戰鬪準備ノ爲メ取片付ケラレザリシ前

掌機工證狀を有する下士卒を掌機工、掌機工證狀を有する下士卒を掌機工、船匠工證狀を有する下士卒を船匠工、兵器工證狀を有する下士卒を兵器工と稱す。

前記各證狀若くは證書を有する者には臂章を付與し加俸を給す。

海軍造船工練習所

横須賀海軍造船廠に屬し海軍造船職工を教育する所にして練習中の職工は練習職工と稱し其の志願者に就き左の諸項に適合する者より選拔す。

- 一 年齢滿二十一年以上滿三十年未滿の者、
 - 二 海軍造船職工として引續き滿三箇年以上現役に服し居る者、
 - 三 品行方正にして將來技藝熟達衆工を御し得るの見込ある者、
 - 四 身軀検査及學術試験に合格したる者、
 - 五 卒業後十箇年以上海軍の業務に従事すべき者。
- 左の諸項の一に該る者は練習職工に採用せず、
- 一 禁錮以上の刑に處せられたる者若くは賭博犯の處分を受けたる者。
 - 二 復権を得ざる家資分産者破産者若くは其相續人、
 - 三 身代限の處分を受け負債の辨償を終へざる者若くは其相續人。

ナリシガ如シ。遺言書ノ劈頭ニ於テ、子ルンハ國家ニ對スル前後二回ノエムマ、ハミルトンノ勳功ヲ簡約ニ而カモ特別ニ記述セリ。其勳功ハ、渠ガ目睹セシモノニ非ラズシテ唯信セシ處ノモノニ過ギズ。吾人ハ茲ニ其眞偽ヲ討究セザルベシ。唯子ルンガ深ク之ヲ信ゼシ所以ノ者ハ、他人ノ證明恐クハハミルトン夫人躬カラノ自證ヲ眞ナリトセシモノナラム、何トナレバ子ルンハ夫人ノ言ニハ常ニ無限ノ信ヲ置キタレバナリ。遺言書ノ終ニ曰ク、『本官若シ夫人ガ是等ノ功業ニ報ズルヲ得バ本官ハ今國家ニ托スルコト莫カルベシ。然レドモ是レ固ヨリ本官ノ能クスベキ所ニ非ラズ、故ニ本官ハ、ハミルトン夫人エムマヲ我が君王及國家ニ托シ、其優渥ナル恩賜ニ膺リ終生夫人ノ位階ヲ保タシメムヲ冀フ。本官ハ復我が養女ホラチア、子ルン、トムソンテ我が國家ノ仁愛ニ一任ス、本官ハ、將來該女ガ獨リ子ルンノ名ヲ冒サンコトヲ

練習職工志願者の身軀検査及學術試験は各地造船廠に於て行ひ身軀検査は左に適合する者を合格とす。

身軀五尺以上視力は二十の二十にして身軀完全強健精神異常なく且つ幹量は十二貫胸圍は二尺五寸胸廓擴張は一寸八分活量は三千立方仙迷百八十五立以上。

學術試験の科目及程度は左の如し、

英文 「ユニオン」第一讀本

讀書 漢字交り文、

算術 四則、分數、比例、

作文 通信文、記事文、

海軍々醫學生、藥劑學生、造船學生、造兵學生

海軍に軍醫官、藥劑官、造船官、造兵官と爲すべき學生を置き軍醫學生、藥劑學生は東京帝國大學醫科大學に造船學生、造兵學生は東京帝國大學又は京都帝國大學理工科大學に於て各其の専門の學科を修めしむ。

軍醫學生、藥劑學生は醫科大學々生より造船學生、造兵學生は工科大學又は理工科大學々生より海軍出身志願の者に就き身軀検査を爲し合格したる者を選拔し所要の人員を採用す。

望ム。本官が君王ノ爲メ、國家ノ爲メ戰ニ蒞ムニ當リ、君王及國家ニ懇求スル所ノ扶助ハ、唯是レ而已、上天夫レ我が君王及國家ヲ佑護シ、其佗我が切ニ愛スル所ノ者ヲ冥助セヨ、我が血族ノ如キハ、勿論豊カニ扶助セラルベクレバ、茲ニ特記スルヲ要セズト。

七時ノ頃ヒ、チルソソハ艦尾甲板ヨリ司令官室ニ歸レリ、渠ノ私信ニ據レバ、此時ハ敵ガ顯レ來リシ最後ノ時ナリ、其私信ノ語ニ曰ク、『七時ニ到リ、聯合艦隊、船艦相啣ンテ顯出ス』ト此時渠ハ筆ヲ擱セシガ如シ、而シテ數時間ノ後、再ヒ筆ヲ呵セシ時ニハ、唯自家ノ經驗及職務ニ關スル長文ノ報告書ヲ再閱シ、萬死ノ擱ニ臨メル自己ノ感想ヲ、肺肝ヨリ出デシ至適至切ノ文辭ヲ以テ増補完成セシ耳。八時九時ノ間、諸弗列憂ノ艦長等ハ「ヴヲクトリ」號ノ甲板ニ來レリ、副官ハ例ノ如ク終迄居残りタリ是レ信號書中ノ熟語ヨリモ、更ニ廣義ノ命令、再言セバ、正

軍醫學生に採用すべき者の年齢は滿十九年以上にして醫科大學第一年生に在ては二十五年未滿、第二年生に在ては二十六年未滿、第三年生に在ては二十七年未滿、第四年生に在ては二十八年未滿とし、其の他の學生に採用すべき者の年齢は滿十九年以上二十七年未滿とす。

左の諸項の一に該る者は學生たることを得ず。

- 一 有妻の者、
- 二 禁錮以上の刑に處せられたる者若は賭博犯の處分を受けたる者、
- 三 復権を得ざる家資分散者破産人若は其の相続人、
- 四 身代限の處分を受け負債の辨償を終へざる者若は其相続人。

學生は採用の日より海軍兵籍に編入し情願を以て辭することを得ず。

第一條 學生志願の者は帝國大學總長を経て願書(書式第一)に履歷書(書式第二)並に本籍市區町村長の證明ある戸籍明細書寫を添へ海軍大臣に出願すべし。

第二條 學生を選抜するは軍醫學生藥劑學生に在ては海軍省醫務局長、造船學生造兵學生に在ては海軍省軍務局長、帝國大學總長と合議し之を定む。

第三條 學生を命られたるものは帝國大學總長を経て誓約書(書式第三)及身元引受證書(書式第四)を海軍大臣に差出すものとす。

第四條 學生は帝國大學總長の監督を受け帝國大學一般の規則を遵守すべし。

書式第一 (用紙美濃紙)

海軍々醫(藥劑)(造船)(造兵)學生採用願

某儀

現今何帝國大學何科大學何學科第何年學生ニ候處海軍々醫(藥劑)(造船)(造兵)學生志願ニ付身躰御検査ノ上御採用被成下度別紙履歷書並ニ戸籍明細書寫相添此段奉願候也

年月日

府(縣)郡(市)(區)町(村)番地住
 府(縣)郡(市)(區)町(村)番地寄留
 氏 名 印
 府(縣)郡(市)(區)町(村)番地住
 府(縣)郡(市)(區)町(村)番地寄留

確ナル訓令ヲ要スルガ如キ最後ノ命令ヲ享ケムガ爲メナリ。プラツクウウドハ故參老功ノ艦長ナルヲ以テ、チルソソヨリ臨時ニ司令官ノ權能ヲ與ヘラレタリ。乃チ渠レ謂テ曰ク『大將ハ余總弗列憂ノ司令權ヲ與ヘシノミナラズ、余ガ至當ト認ムル時ニ於テハ、大將ノ名ヲ以テ何レノ戰列艦モ自由自在ニ指揮操縱スルコトヲ爲シ得ルノ全權ヲ特授セリ』ト。待命中、各艦長ハ大將ニ隨行シテ、旗艦ノ諸甲板及諸砲臺ヲ巡察セリ、大將ハ甲板ノ各處ニ於テ、屢水兵ヲ警メテ曰ク、物標ヲ狙ハズシテハ假令一彈ダモ尙妄リニ發射スルコト勿レト、而シテ又將校等ニ對シテハ渠射ヲ配置ノ完備セルコトヲ激賞セリ。

此時、二艦隊ハ努メテ微風ヲ利用シテ、以テ各隊直チニ交戦スルコトヲ得ベキ陣形ヲ編成セリ。英艦隊ハ一刻ダモ空費ヲ吝ムノ時機ナルニ、時間ヲ消費セズシテハ正シキ縱列ヲ整フルコト能ハザルヲ以

テ、伸長セル群隊ノ兩陣ニテ進航シ、各艦總帆ヲ展開シ且ツ兩舷ニ翼帆ヲモ展裝セリ、諸艦ノ位置ハ、主トシテ其速力ニ由リテ任意ニ定メ、又ハ運動開始ノ際、偶然ニ得タル艦位ノ儘ニテ航行シタルガ如シ。最大ノ要點ハ我縦陣ノ先頭ヲ以テ突戦シ努メテ神速ニ敵ノ陣形ヲ破ルニ在リ。乃チ斯クセムニハ之ニ隨ヘル自餘ノ諸艦ハ、曩ニテルソソガ下セル一般方畧ヲ奉シテ、其ノ職任ヲ完ウスベシトハ信ゼラレシナリ。コリンウヅドノ旗艦「ロオヤル、ソヴエレン」號ハ數日前ニ本國ヲ出航セシモノニシテ即チ被銅ノ新シキモノナリシガ故ニ容易ク、其麾下分隊ノ先頭ニ立チ得タリ。而シテ近頃カヂスヨリ回航セシ「ヒリースル」號之ニ次ギシガ該艦ハ曩ニテルソソニ隨テ敵ヲ追ヒ西印度ニ到リシ舊式ノ地中海巡洋艦隊ナリ。兩艦ハ即チ總縱列ノ先頭タリシ故ヲ以テ、敵ノ抵抗ヨリ來ル破壞力ハ悉ク之ニ集中セリ。

「ゾフトトリ」號ハ、常ニ快速ナル戰艦タルヲ以テ、此時モ亦同様ニ自己ノ艦位ヲ先頭ニ保ツニ些少ノ困難ヲモ感ゼザリキ。ブラツクウヅドハ、自己ノ弗列曼ニテルソソヲ搭乘セシムルコト能ハズ、且ツ嚮導艦ノ位置ヨリ抜けがけスルコトノ能ハザルヲ悟リヤシタリケム、九時半ニ到リ、敵ヲ距ル尙ホ六哩ニ在ルノ時、意ヲ決シテ一隻若クハ二隻ヲ率テ「ゾフトトリ」號ニ魁クセムコトヲ強求セリ。テルソソハ即チ之ニ答ヘテ、能フベキ限リハ「渠等」テ自由ニ先陣セシメヨトノ條件的承諾ヲ與ヘタリ。三段備ヘノ「テメレーヤ」號ハ旗艦ノ後尾ニ近接シテ、先頭ニ立ツベキ令テ受ケ、然カセント努メタリシガテルソソハ素ヨリ爾時他艦ノ爲メニ時刻ヲ失ヒ若クハ位置ヲ讓ルヲ欲セザリキ。偶々下風ノ翼帆ニ位置宜キヲ得サルモノアリシヨリ前甲板ノ一艦士之ヲ改メント欲シテ一ト先ヅ該帆ヲ收メシニ、大將ハ走り出デ、艦ノ前進ヲ遅ク

書式第二

(用紙美濃紙)

海軍大臣爵氏名殿
 華(士)族(平民)
 身元引受人 氏 名印

府(縣)華(士)族(平民)

戸主何男(兄)弟(伯父)叔父(甥)(附籍) 氏 名

何年何月何日生
年何年何箇月

一學業
一賞罰

右之通相違無之候也

年月日

氏 名印

書式第三

(用紙美濃紙)

誓約書

印紙券

某儀

今般海軍々醫(藥劑)(造船)(造兵)學生被命候に付ては御規則嚴重

に可相守は勿論卒業の上は誓て海軍に従事可仕候仍て誓約書如件
年月日

府(縣)郡(市)(區)町(村)番地住

府(縣)郡(市)(區)町(村)番地寄留

府(縣)華(士)族(平民)

戸主何男(兄)弟(伯父)叔父(甥)(附籍) 氏 名印

氏 名印

海軍大臣爵氏名殿

書式第四

(用紙美濃紙)

身元引受證書

府(縣)郡(市)(區)町(村)番地住

府(縣)郡(市)(區)町(村)番地寄留

府(縣)華(士)族(平民)

戸主何男(兄)弟(伯父)叔父(甥)(附籍) 氏 名

何年何月何日生
年何年何箇月

印紙券

右の者今般願の通海軍々醫(藥劑)(造船)(造兵)學生被命候に付本人誓約書の通相違無之候得共萬一本入條例第七條第一第二に該り

スルトテ殿シク渠ヲ叱責セリ。下風ノ翼帆ヲ斯クモ緊要ナルモノトハ、何人モ思惟セザル所ナリ。蓋シテルソンハ當時其意頗ル激シ居リシヲ以テ、言ノ酷ニ過ギタルモノナラム。アラツクウウ曰ク、

「十時ノ頃ニ、テルソン大將ハ敵ト相接セントスルノ希望、愈熱シケム、屢敵ノ相貌甚ダ昂レリト評シ、直チニ急語シテ曰ク『余ハ渠等ガ未ダ曾テ纏ヒシコトナキ衣裳ヲ渠等ニ與ヘム』ト。

アラツクウウ曰ク「テメレーヤ」號ノ旗艦ガ道ヲ讓ルニ非ザレバ、所詮「ウヰクトリ」號ヲ超ユルコト能ハザルヲ知ルヤ、自己既得ノ特權ヲ無ニスルヲ恨ミ、ハ「チーニ」告テ曰ク「ウヰクトリ」號ニシテ帆ヲ減ゼズンバ他艦ハ決シテ先驅スルコトヲ得ズ、余ハ大將ニ此旨ヲ述ベント欲スト、ハ「ヂー」ハ逡巡シテ答ヘザリキ。願フニ如何ナル事件ニアレ、苟クモ艦長タル者ガ、自ラ建言スルガ如キハ、道ニ非ラズ、况ンヤチルソンガ之ヲ諾スルヤ

否、極メテ疑ハシキモノニ於テオヤ。果セル哉「テメレーヤ」號ノ辛ウヲ潜進シ其艦首ヲ「ウヰクトリ」號ノ艦尾側ニ達セシメン時、大將ハ例ノ輕蔑ノ鼻音ヲ以テ、寄言シテ曰ク「余ハ貴官ノ勞ヲ謝ス、ハ「ヂー」艦長ヨ、貴官ハ「ウヰクトリ」號ノ艦尾ニ在ルベキ所ノ貴官ガ固有ノ位置ヲ保テ」ト。斯ク渠ガ大將ノ身命ノ保安ヲ憂ヒシコトハ、引イテ集合セル將校等ヲシテ同一ノ感ヲ起サシメタリ、乃チ渠等ハ、敵艦ニハ、滿載ノ兵士中ニ、狙撃ノ名手ノ多キコトヲ知レルヲ以テ、大將ノ制服勳章偶々好標的ヲ敵ニ假スコトヲ深ク憂ヘシナリ。然リト雖モ、亦何人モ大將ニ之ヲ豫戒スルコトヲ憚リ、直言スル者ナカリキ。斯クテ遂ニ一軍醫アリ、敢テ司令長官閣下ノ怒リヲ冒シテ諫ムル所アラムト言ヒ出セシガ、是レ即チ數時ノ後ニハ、其先見ニ違ハス、悼ムベキ看護ノ職務ニ從事セシ人ナリ。該醫官ノ未ダ直諫スベキ好機會ヲ得ズシテアルヤ、

右學生被免候ときは海軍生徒學生手當金規則第六條に依り本人より給與金全額返償可爲致若し本人返償難致ときは私共より辨償可仕其他本人身上の儀は一切引受可申仍て身元引受證書如件

東京市區町番地居住

府(縣)華(士)族(平民)

身元引受人 氏 名印

府(縣)郡(市)(區)町(村)番地住

府(縣)郡(市)(區)町(村)番地寄留

府(縣)華(士)族(平民)

身元引受人 氏 名印

海軍大臣爵氏名殿

(身元引受人の内一名は學生在學の帝國大學所在地に居住し公民權を有する者に限る但區長の證明を要す)

海軍々樂練習生

海軍々樂練習生とは軍樂手軍樂生の中横須賀海兵團に於て必要なる音樂上の學理技術の教育を受くる者なり。

看護術練習

看護術練習は海軍看護手及看護をして醫術上必要の智識技能を増進

せしむるを目的とし病院勤務の看護手及看護の中若干をして練習せしむ。

信號練習生

四等水兵にして海兵團に於て信號術の教育を受くる者を信號練習生と稱し五等水兵卒業後適合者を撰擇す、其適合者とは

- 一 視力完全齒列正整且品行方正なる者
- 二 稟性鋭敏活潑にして理解力に富める者
- 三 讀書り文 作文 算術四を解し得る者

五等卒の教育

五等水兵、五等機關兵は海兵團及軍艦に於て教育し、五等看護は海兵團及病院に於て教育し、其他の五等卒は海兵團に於て教育する者

とす。五等卒入團したるときは先づ第一に軍人の本分即ち勅諭の大意を教諭し次に左の諸項を教授す、

- 一 衣服着裝方及姿勢、
- 二 釣床取扱方及衣囊手箱に關する心得、
- 三 軍人の階級徽章及敬禮式の要領、

一敵彈來リ「ウカクトリ」號ヲ掠メテ飛
 去レリ。是ニ於テ大將ハ、「總員各自ノ
 位置ニ就キ甲板ニ在ル事勿レ」ト令セ
 リ。故ニ遂ニ諫ムル者モナカリシガ、此
 機ニ臨ミ縱令警戒スル者アランモ、渠ハ
 必ズ之ヲ容レザルノミカ、却テ憤リシナ
 ルベシ。佛、西聯合艦隊ハ、統一ナク復
 精練ノ團結ニ非ラザルヲ以テ、陣形ヲ編
 成スルニ當リ、英國艦隊ヨリモ多クノ困
 難ニ遭遇セリ。而カモ其結果ハ實ニ渠等
 ニ取リテ由々敷敗因トナレリ。凡ソ守者
 ハ、周密ナル戦備ヲ爲スノ利ヲ有スルモ
 ノナリ。然レモ若シ忽諸ニ附シ去ルガ如
 キコトアラム乎、劈頭忽チ敵ニ撃破セラ
 レテ、終ニ臍ヲ嚙ムノ悔ヲ貽スニ到ラ
 ム、聯合艦隊ガ企圖セシ陣形ハ、當時常
 套ノ陣形タル長直ノ單縱陣ナリキ、乃チ
 首ヨリ尾ニ到ル迄、間斷ナク砲臺ヲ連テ
 ツ、各艦相接近シテ敵面ニ開キ、其砲ヲ
 以テ殆ント直角ニ敵ノ諸縱陣ノ進航シ來
 ル海上ヲ一掃セムトスルニアリシナリ。

四 海兵團諸條規中須要の事項。

五等水兵第一期四箇月は海兵團に於て教授し第二期四ヶ月は軍艦に於て教授す、第二期練習中航海時間百五十時以上を要す。
 五等機關兵第一期四箇月は海兵團に於て教授し第二期二箇月は軍艦に於てし其練習中氣走時間百五十時以上を要す。
 五等軍樂生は十箇月(第一期第二期は三箇月)海兵團に於て教授す。
 五等看護第一期二箇月は海兵團に於て教授し、第二期第三期(各三箇月)は病院に於て教授す。
 五等主厨は四箇月海兵團に於て教授す。
 五等木工、五等鍛冶は十二箇月海兵團に於て教授す。
 全學期の終りに卒業試験を行ひ及第の者は四等卒を命じ落第者は其の儘員外員として二箇月以上使役の後各其の上級の職に進ましむ。
 衛生海軍飲料水試験法

第一 臭

水を硝子壺に盛り其一半を充たし久しく振盪して後其臭味を嗅ぐ

べし少しく其法に慣れば能く惡臭あるや否を檢定するを得べし。

第二 清濁及色

水を試験管に盛り白紙上に置き上端より透視すれば其水濁濁せるか將丸單に色を有するか或は無色透明なるかをを知るを得べし。

第三 鹽素

水を試験管に盛り凡そ其四分一を充たし之に加酸、硝酸銀、溶水四五滴を加へて振盪すべし鹽素の少量なれば微白濁を生ずるのみ多量なる時は白濁を生じて直ちに沈澱す。

第四 石灰

水を試験管に盛り凡そ其四分の一を充たし之に碳酸安母紐澱溶水五六滴を加へて振盪すべし石灰少量なれば淡き麥稗色を呈し多量なるときは黄色、若くは黄褐色を呈す蓋し水中に石灰の如き

第五 安母尼亞

水を試験管に殆んど満盈し之を白紙上に保ちチツスレル試験五六滴を加へて上端より透視すべし安母尼亞少量なれば淡き麥稗色を呈し多量なるときは黄色、若くは黄褐色を呈す蓋し水中に石灰の如き亞爾加里土類鹽を含有するものは「チツスレル」試験の爲めに白色の沈澱を生ず故に白色沈澱は安母尼亞の徴候にあらず。

敵ノ意ハ此ニ在リシモ、風及熟練ノ缺乏
 ニ由リ、渠等ノ運動ハ曲線ヲナシ、敵ニ
 近ヅクニ當リテ更ニ彎狀、即チ適評セハ
 弦月形ノ戦角トハナレリ。是ニ於テコリ
 ンウウドハ、偶々敵ノ陣形ニ、其中心ニ
 向ヒ進撃シツ、アル我兩縱陣頭ヲ、十字
 砲撃スルノ便アルヲ知リ、且ツ敵陣兩
 端ノ獸角即チ左右翼ガ、其中央ヨリ上風
 ニ在リテ、兩頭蛇ノ如ク、能ク其中央ヲ
 援護シ得ルノ利アルヲ認メタレハ、即チ
 宜シク之ニ當ルノ策ヲ立ツベキ急テ感ゼ
 シガ、敵ガ此利點ハ兩ツナガラ決シテ苦
 心ノ餘ニ得タルニ非ラズ、即チ縱陣ヲ作
 ラント欲シテ成ラズ、不整ノ排列遂ニ弦
 月形トナリテ、意外ニモ此利點ヲ有スル
 ニ至リシナリ、斯ク弦月形ニ排列セラレ
 タル敵艦ハ、時々其兩三艦横列ヲナシテ
 相互ヒノ砲火ヲ隠ス程ニ不整ナリシガ、
 此不整ハ亦一方ニ於テ斯カル場處ヲ通過
 セムト試ミツ、アル英艦ヲシテ整ノ群中
 ヘ直チニ陥イラシムルノ利ヲ有セリ。敵

ノ陣列ハ、一角ヨリ一角ニ到ル距離約五
 哩ニ及ビシガ、風ノ輕微ナリシヨリ實戰
 ノ常習ニ背キテ多數ノ展帆ヲ爲セリ。是
 レ其位置ヲ保持スルノ必要ニ起リシモノ
 ナラムモ、亦其徐々ニカサスニ近キ來ラ
 ムトスルモノナルヤ明ラカナリ。チルソ
 ン即チ之ヲ看破シ、コリンウウドニ信號
 シテ曰ク、「我ハ敵陣ノ前驅ヲ横切テ以テ
 其カサスニ遁入セムトスルヲ妨グント欲
 ス」ト。乃チ「ヅヅトトリ」號ノ針路ハ此
 目的ノ爲メニ少シク北方ニ轉ゼララレタ
 リ。
 斯クテ此後十一時ニ近ツクヤ、チルソ
 ハ其室ニ降り行キシカ、蓋シ戰ヲ待ツノ
 時ニ當リテ、甲板上ノ諸障壁ヲ撤去シ、
 又晚クトモ敵艦運動ニツケリトノ信號ニ
 接シテ、直チニ自室ノ障壁ヲ除去スルハ、
 是レ渠レノ常習ナリキ。又最後ノ危機ニ
 到リ、非常ノ速手段ニ依リテ懸下スヘキ
 所ノ障壁ニ頼ルモ、多少ノ危険ハ、之ヲ
 避クルヲ得ヘキナリ。乃チ「ヅヅトトリ

「チツスレル」試薬製法
 沃度加留膜五瓦を五立方「センチメートル」の熱蒸溜水に溶解し之
 に濃厚なる昇汞溶液（凡沸騰水五分に昇汞一分を溶解したるもの）
 の熱したる者を注加して僅に赤色の沈澱を生ずるに至り一回濾過
 して其濾液に加里濾液七十五立方「センチメートル」を和し更に蒸
 留水を加へて全量百立方「センチメートル」を爲し尙ほ少量の昇
 汞溶液を加へて沈澱の沈着せる後ち清澄液を採り密閉瓶に貯ふべ
 し。

第六 硫酸

水を試験管に盛り凡そ二分の一を充たし二三滴の稀鹽酸を加へて酸
 性を爲し而して格魯兒拔留膜濾液水五六滴を加へ振盪すべし硫酸の量
 少量なれば暫時にして白色濁濁を生じ多量なる時は直ちに其濁濁を
 生じて沈澱す。

第七 亞硝酸

水を試験管に盛り凡そ其十分の八を充たし之に硫酸一滴を加へ振盪
 して後ち十滴乃至二十滴の沃度加留膜濾液を加ふべし亞硝酸少
 量なれば十分内外にして微藍色を呈し多量なる時は直に藍色を呈
 す若し直ちに藍色を呈せず暫時放置するを要する時は必ず暗處に置

「」ノ十二時三十分マテ砲火ノ下ニ來テ
 ザリシ事實ヨリ察スレバ、十一時ニ於テ
 ハ、該艦ハ未タ敵ヨリ三哩若クハ其以上
 ノ距離ニ在リテ且障壁モ尙ホ除去セラレ
 スニ在リシヤ知ルヘシ、彼レノ室ニ入ル
 ヤ、間ナク朝來其旁ラニ待セシ所ノ信號
 大尉彼レニ退尾シテ來レリ。蓋シ一ニハ
 公務上ノ報告ヲ爲シ、一ニハ個人的要求
 ナ提出センカ爲メナリシカ、即チ渠ハ
 已ニ進級資格ヲ有セル該艦中ノ故參大尉
 ナリシニ、未タ先任大尉ノ職務ヲ行フコ
 トヲ許サレ居ラサリキ。是レチルソ
 ン曩ニ其樞要ノ位置ニ在ル者ノ絶エス更迭
 スルコトヲ防カム爲メニ現ニ從事シツ、
 アル所ノ職ハ、今後何人ヲ論セス、又先
 任ノ如何ヲ問ハス、其職ヲ保續セサル可
 ラストノ令ヲ下シタルニ因ル結果ナラム
 カ。今ヤ實戰ハ業ニ已ニ迫レリ。一艦ニ
 先任大尉タル者、誰カ其位置ヲ獲テ功ヲ
 立テ名譽ノ行賞ニ浴セムコトヲ希ハサル
 者アラムヤ。即チ此要求ヤ、實ニ正理ニ

くべし是れ光線の爲めに分解して藍色を呈するの虞あるを以てなり
 但し本法は蒸溜水を用ひて比較試験を行ふを良とす。

沃度加留膜濾液製法

澱粉少許を試験管に採り水を加へ煮沸して溶解せしめ（悉く溶
 解せざる時は其上清液若くは其濾液之れに沃度加留膜の一小塊を
 投じて溶解せしむべし。

第八 硝酸

水二乃至三立方「センチメートル」を試験管に盛り之に硫酸「グリ
 シン」溶水五六滴硫酸凡そ二立方「センチメートル」を注ぎて混和
 すべし硝酸の量痕跡なれば黄色若くは橙黄色を呈し少量なれば
 紅色を呈し多量なるときは緋紅色を呈し但し茲に呈する所の紅色は
 暫時に褪色し黄色となるを以て混和の際注意して認知すべし然れど
 も殘黄色の深淺に由りても亦其多少を鑑識するを得べし。

第九 有機物

水凡そ五十立方「センチメートル」を「ピペーケル」硝子に盛り硫酸
 四五滴を加へ更に六百倍の過滴掩酸加留膜濾液二三滴を注ぎて五分時
 間之を煮沸すべし若し尙ほ帯色するものは有機物少量を含むの徴に
 して全く脱色する者は其多量を含むを證するものとす。

適ヒ、敢テ不當ノ所爲ニ非ラサルナリ。然リト雖モ亦是甲板ノ上衆人稠坐ノ所ニ於テセムヨリハ、寧ロ室内ノ面語ヲ以テ請求スヘキモノナリトス。是事ヤ論スルマテモナク抑不法ナリ、否寧ロ苛酷ナリ、即チ曩ニブラツクウウドカ遭遇セシ要求峻拒ト殆ト同一轍ニ出ツルモノナルカ、チルソントシテ今カ今マテ其ノ職務ヲ盡シ來リシ將校ヨリ、其「生得權」ノ剝奪ヲ敢テスヘシトハ思惟セラレヌ。蓋シ必ラス故アルコトナラムカ、此哀求ハ遂ニ發言セラレヌシテ止ミヌ。即チ該將校ハ室ニ入ラムトセシニ、チルソノ跪テ執筆中ナリシヨリ其入口ニ立テ躊躇セシカ、此際ノ文字タルヤ實ニ渠レチルソノ最終ニ草セシ文字ニ係リ、其常ニ携ヘタリシ所ノ私用ノ日誌中ニ記サレタリ。即チ此日誌ニハ日常ノ出來事ニ對スル觀察及感想ヲ錄シ、又時々ノ自問自答錄ヲ交ヘシガ、今ヤ此ノ日誌中ニハ、最終ノ臨時記事ニ係ル「七時ニ於テ敵ハ船艦相啣テ顯

レ來レリ」トノ文字ニ續キ、文字ノ斷ユ間即チ記事ノ標題ヲモ設ケスシテ左ノ文字ヲ記サレタリ。
 「我尊崇スル至高ノ上帝ヨ、冀クハ惠ミテ我國ニ垂レ、歐洲全局ノ公益ノ爲メニ、偉勳赫々タル戰捷ヲ得シメ給ヘ、而シテ又我麾下ノ某者ニ之ヲ汚スノ非行アルコトナク、戰捷後ノ仁惠ヲ以テ、一ニ英國艦隊ノ特色タラシメ給ヘ、個人トシテハ孤立シテ、我ハ我カ生命ヲ、我ヲ生ミ給ヒシ所ノ神ニ托シ奉ルヘシ、偏ニ願フ、忠誠以テ我邦家ニ盡セル、我カ微哀ヲ照ラシ給ハムコトヲ、我カ身及ヒ我身保護ノ爲メニ付與セラレタル所ノ公義心ハ、一ニ之ヲ神ニ捧ケム。亞孟、亞孟、亞孟。」
 バスコ大尉ハ、チルソノ靜カニ起チ上ルヲ俟チテ其必要ナル報告ヲナセシガ、其將來ノ希望ハ、之ヲ道破スル一言ノ嘆願ニ由リテ決スヘキニモ拘ラス、機敏ニモ其舉止ニ由リテ、何モノカチルソノ

兵員

海軍徵兵

兵役は常備、後備、補充及國民兵役にして常備兵役を現役及豫備役に分つ、現役は四箇年にして滿二十歳に至りたる者之に服し、豫備役は三年にして現役を終りたる者之に服す、後備兵役は五箇年にして常備兵役を終りたる者之に服す。

補充兵役は一箇年にして其年所要の現役兵員に超過する者之に服す海軍現役兵及補充兵は毎年所要の人員に應じ沿海地方及島岐の壯丁を調査し海軍に適する職業に従ひ水兵火夫職工及雜卒に區別し抽籤の法に依り當籤の者を以て之に充つ。

海軍志願兵

海軍志願者の便を計り茲之に關する規則を摘録す。

海軍志願兵徵募規則

- 第一條 海軍志願兵は本則に依り徵募す。
- 第二條 志願兵の種別は左の如し。
水兵、信號兵、軍樂生、木工、機關兵、鍛冶、看護、主厨
- 第三條 信號兵は所要に應じ水兵中より適當の者を選び之に轉ぜし

む其の規程は海軍大臣之を定む。

(編者註) 信號練習生なる章に述べし如し

第四條 志願兵の徵募は其の年に於て左の各項に適合する者に就き之を行ふ。

- 一 水兵、機關兵は十七年以上二十一年未滿
- 二 木工、鍛冶、看護、主厨は十七年以上二十六年未滿
- 三 軍樂生は十四年以上、十七年未滿
- 第五條 左に掲ぐる者は志願兵たることを得ず
一 陸軍の豫備役後備役及第一補充兵役に在る者
二 徵兵令第二十八條に當る者
(參照) 徵兵令第二十八條 兵役を免んが爲め身體の傷毀し疾病を作為し其他詐僞の所爲を用ひ又は逃亡若しくは潛匿したるもの者又は正當の事故なく身體の検査を受けざるものは抽籤の法に依らずして之を徵集す

三 禁錮以上の刑に處せられたる者又は賭博犯の處分を受けたる者

四 刑事被告人

五 復権を得ざる家資分散者破産者若しくは其の相續人

六 身代限の處分を受け負債の辨償を終へざる者若しくは其相續人

第六條 軍樂生にして入團後三箇月間教育の上技藝發達の目途なき

心意ヲ奪ヘルモノアルコトヲ明察シタリシカハ、遂ニ彼ヲ煩ハサンコトヲ悞レ、忍ヒテ敢テ言ハサリキ。斯クテ大尉ハ、直ニチルソンニ隨行シテ艦尾甲板ニ到リシカハ、此處ニハブラツクウウド、仍ホ此時マテ最後ノ訓令ヲ俟チ居タリキ。乃チチルソン渠ニ謂テ曰ク、「我今一信號ヲ以テ艦隊ヲ慰諭スル所アラム」ト、而シテ先ヅ彼ニ問フニ「一事ノ缺クル所ナキ耶否ヲ以テシ、ブラツクウウドノ之ニ答フルニ、全艦隊ハ戰ノ已ニ近ケルコトヲ了知シ、各艦相競フテ其縱列ノ嚮導艦ニ近邇セント、全力ヲ之ニ注クリト」言ヲ以テスルヤ、間ナク顯著ナル信號ハ、掲揚セラレタリ。其結末ノ用語稍確實ヲ欠クモ、實地目撃セシ人々ノ證言ニ對照スレハ、蓋シ下ノ如クナリシニ庶幾シ。人ノ大率其思想ヲ吐露セムトスルニ當リテ、辭句ヲ按スルノ常態トシテ、チルソンハ暫シ默思シテ後チ發言シテ曰ク、「信號セムト欲スル所ハ、チルソンハ各人其職分ヲ盡ス

ヘキコトヲ信ス」トノ辭令ニ在リト發言セシガ、即チ此辭句タルヤ、是レ主將カ部下ニ求メ自ラ其ノ信任セル士卒ニ訴フルノ意ヲ寓シ、渠等ノ忠貞ナル協心戮力ニ對シ、玲瓏トシテ毫末ノ疑念ナキ深厚ナル確信ヲ抱ケル所ノ發言者ノ特性タル感情ノ其中ニ躍如タルモノナリトス。渠ハ其感情ヲ十分ニ顯サン爲メニ「職分」テウ警語ヲ用ヒシガ、自家胸裡ノ琴線ヲ擊ツノ妙音ハ、同血族タル各人ノ神速ニ相和スル所トナルニ到ルヤ必セリ、斯クテ之ヲ聽キシ將校ハ、「チルソン」ナル辭ニ代フルニ「英國」ナル辭ヲ以テセンコトヲ建言セリ。蓋シ艦隊ニ取リテハ、此兩辭異名同義ニシテ差異アルコトナキナリ。チルソンハ恬然トシテ其辭ノ變換ヲ諾シ、信號士官ヲ呼テ曰ク、パスコ氏ヨ、余ハ艦隊ニ告ント欲ス、「英國ハ、各人ノ其職分ヲ盡スヘキコトヲ信スト更ニ語ヲ繼テ曰ク子ヨ速ニ之ヲ爲セ、余ハ尙ホ接戰ノ爲メニ更ニ令スル所アレハナリ。」ト此

者は軍樂生を免す

第七條 志願兵現役中は家族ある者に限り扶助金として一箇月金八十五錢を其の家族に給す但し左に掲ぐる事項の一に該るときは其間支給を停止す

一 擅に艦船團其の他各部を離れ若し職役を離れ若し允許を得て他方に赴き故なく歸着の期限に後れ二箇月を過ぎたる時は其の翌月より自首若し捕縛の前日まで

二 禁錮の刑に處せられたるときは其の翌月より刑期満限の前日まで

第八條 略す
第九條 略す

海軍兵志願者心得

- 志願人身幹左の定尺に達し身幹完全強健精神異状なき者を身幹検査合格とし否らざる者を不合格とす、
- 一 水兵、機關兵、看護志願者に在ては五尺二寸、
 - 二 軍樂生志願者は齒列齊正にして十五年以上に在ては五尺、十五年未滿に在ては四尺八寸、
 - 三 木工、鍛冶、主厨志願者に在ては五尺。

木工、鍛冶に志願の者は一箇年以上該職業に従事せし者に限り採用す其證明書は市町村長より巡廻の徵募官に出すものとす。軍樂生、看護志願の者は身幹検査に合格すと雖讀書、作文、算術の試験に合格せざれば採用されず。讀書は平易なる漢字交り文、作文は通俗文、算術は四則を解し得るを以て程度とす。

身幹の検査及讀書、作文、算術の試験に合格するも他の原因に依り徵募官に於て海軍兵に適せざる者と認むるときは採用されざる事あるべし。

海軍兵志願者は左の徵募區に就き志願する者とす。

- 一 横須賀鎮守府 北海道、東京、神奈川、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、三重、愛知、静岡、山梨、岐阜、長野、宮城、福島、巖手、青森、山形、秋田の各府縣
- 二 吳鎮守府 京都、大阪、兵庫、奈良、滋賀、福井、石川、富山、鳥取、島根、岡山、廣島、山口、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知の各府縣、
- 三 佐世保鎮守府 長崎、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿兒

ノ言ハ、以テ縦陣、殊ニコリンウウドノ戦艦ノ、業ニ己ニ敵ニ逼レルコトヲ知ルニ足ルヘシ。バスコ答ヘテ曰ク、閣下乞フ、小官ニ「信ス」ナル辭ニ代フルニ、望ム「ナル辭ヲ以テスルコトヲ許ルセ、斯クセバ、一層速ニ之ヲ爲スコトヲ得ム、蓋シ「望ム」ナル辭ハ信號ニアレトモ、「信ス」ナル辭ハ、綴ルニアラサレバナシト、チルソノハ之ヲ甘諾シ、直ニ答テ曰ク、「諾バスコヨ即時ニ之ヲ爲セヨ」ト、願フニ訓令ノ辭義ヨリ謂ヘハ「望ム」ナル辭ハ、眞摯ニシテ同情ノ念擲スヘキ「信ス」ヨリモ、此辭令ノ發言者ヲ代表スルコト、稍淺キノ憾ナキヲ得ス。此場合ニ於ケル、「信ス」ト「望ム」トハ、「行矣」ト令スルト、「去矣」ト令スルトノ違ヒアルカ如ク、親疎ノ別自カラ其間ニ存セリ。然リト雖モ、今ヤ此ノ語ハ、遠キ母國ノ聲トナリテ、敬神愛國ノ念ヲ奮起セシムルノ金言トハナレリ。

當時自個ノ敵トシテ指目セル西班牙ノ三段備ト、方ニ對戦セントシ心ヲ專ラ之ニ注ギ居タルカ故ニ、第一番旗ノ掲揚セラレ始メシ時ニハ、堪ヘ難クヤアリケム、叫破シテ曰ク、「余ハチルソノ信號ヲ中止センコトヲ願フ、何トナレバ、余輩ハ余輩ノ行ハサルベカラザル事ヲ十分ニ知リ居レハナリ」ト。左ハ謂ヘ人ノ死別ニ臨ミ欣然トシテ前過ヲ改ムルニ各カナラザル常情ニ反カス、此ノ再ヒ相見ルコトヲ得サリシ終生不渝ナルニ友ノ胸間ハ、須臾ニシテ霧レ一點不快ノ心痕ヲ止メサリキ。乃チ全信號ノ渠ニ報セラレテ、兩列ノ縦陣ヨリ拍手喝采ヲ以テ、再三再四相和スルノ時ニ至リテハ、コリンウウドモ、赤心ヨリ自己ノ満足ヲ表明シタリシナリ。頃刻ノ後、即チ恰モ正午ヲ以テ、「ロイヤル、ソヴァレン」カ駛セカ、リタル所ノ「サンタアナ」ノ第二ノ艦尾艦タリシ佛國戰艦「フウク」ハ、前者ニ向ヒ、開戦ノ第一砲ヲ發射セリ。是ニ於テ乎、敵射方トモ

島、沖繩の各府縣。
 志願者採用さるゝ時は左の誓約書を出す者どす。
 誓約書 (用紙は美濃紙)
 海軍水兵(何々)ニ御採用ニ付テハ御規則ヲ嚴守シ誓テ海軍ニ從事可仕候也
 明治 年 月 日 氏 名印

志願兵入營の月より現役を離れ若くは死亡したる月まで其の家族には家族扶助金を支給さる、單身の志願兵にして家族を有したるときは其の月より家族扶助金を支給され、家族を有する志願兵單身となりたるときは其の月まで支給さるゝ其扶助金は志願兵家族中の戸主に支給され、志願兵戸主なるときは其の父に、父なき時は其の母に父母共になき時は本人指定の家族に支給さるゝ者どす。
 家族扶助金は毎年度上半期分を九月に下半期分を三月に所管鎮守府經理部より支給するなり。
 三十一年に徵募の海軍志願兵人員は左の如し

所管鎮守府	水兵	軍樂主	水工	機關兵	鍛冶	看護	主厨	計
横須賀	二二九	四六	一四	一三五	一七	一七	四五	五二二
吳	一八一	〇	一三	六九	一〇	一六	三六	三二五

佐世保	計
二〇五	六二五
〇	四六
二二	五〇
一四二	三四六
一八	四五
二〇	五三
四六	一二七
四五四	一二九二

海軍下士服役年

下士の現役は六箇年にして下士に任じたる日より之に服し豫備役は四箇年にして現役を退きたる日より之に服す、又卒の服役年數を通算し現役十二箇年以上十六箇年未満の者は現役を通算して十六箇年に至るまで豫備役に服せしむ。
 現役中傷痕若くは疾病に依り現役に堪へ難き者は其役を免じ豫備役に服せしむ又永久服役に堪へ難き者は兵役を免す。

海軍下士卒再服役

現役満期の下士卒再び現役に服せんことを欲するときは艦團長其他直屬の長官に請ふことを得るなり。
 再服役は滿三年を一期とし毎期之を請ふことを得又機關學校、砲術練習所及水雷術練習所の課程を修業し服役の義務を有する者は各々其の年限まで之を請ふことを得。
 再服役は志操忠實品行善良にして技能ある者にあらざれば許可することなし。

ニ之ヲ刺戟セラレテ、彼我交戦國ノ各艦齊シク、其國旗ヲ翻ヘシ、決戦スルニ先チテ、恭敬任侠ノ禮意ヲ表セリ。ロウヤルソフアレシハ、發砲セスシテ進航シ約十分時間、敵火唯一ノ燒點トナリシモ、彼我環視ノ裡ニ在リテ、更ニ躬方ニ苦惱セシムルコトナク、悠々トシテ駛行セリ。斯クテ該艦ノ。其間ヲ通過セント企テシ二艦ニ接近スルヤ、テルソンハ感嘆叫破シテ曰ヘリ、視ヨ好漢コリソウウカカ自艦ヲ指揮シテ戦ニ落ムノ狀ヲ、豈壯ンナラスヤト。而シテ此時ハ是レ宛モコリンウウドガ、其參謀長ニ向ヒ、「ロザアハム」ヨ、テルソンニシテ若シ茲ニ在ラバ、如何ナル舉措ヲ取ルベキ耶トノ言ヲ發セシ時ナリキ。

形勢茲ニ到リテ、テルソンハブラツクウウドヲ顧ミテ謂ヘリ、「我ハ今ヤ施サント欲スル所ヲ終了セリ。是ヨリ余輩ハ、萬事ヲ處理スル大能ノ士ト余輩ノ公義トヲ信任セザル可ラス、我ハ我が職分ヲ盡クシ時ナリキ。

スベキ機會ヲ與ヘ此ノ大給ヒシコトヲ深ク上帝ニ謝ス」ト、提督ハ其最後ノ信號ノ先頭ニ立テ爾數艦ニ認メラル、ヤ、パスコニ接戦ノ信號ヲ爲スベク令シ、而シテ之ヲ揭擧セシメタリ。此信號ハ命ノマ、ニ旗艦ニ揭擧セラレシカ、同艦ノ砲煙中ニ没スルマテ翹々トシテ人目ヲ惹キ、敵彈ノ爲ニ遂ニ射掃セラル、ニ到ルマテ驪レリ「ゾホクトリ」ハ、「ロオヤルソフアレシ」ニ後ル、コト約二海里ナリキ。故ニ後者ノ零時二分ニ於テ聯合軍ノ陣列ヲ中斷セシ時、之ニ追及スルニ、仍ホ一海里半ノ距離ヲ有セリ。零時二十分ニ於テ、ヅメルヌーヴノ旗艦八十門「ビユサントオル」ハ、射距離ヲ測定セム爲メカ、該艦ニ向テ一彈ノ測射ヲ試ミシガ、其彈丸ハ達セザリキ、而シテ數分後ニ發射セシ、第二發ノ彈丸艦側ニ墜下セシガ、當時彼我ノ距離ハ、一海里四分ノ一ナリキ。斯クテ二三彈急速ニ發射セラレテ、「ヅメルヌーヴ」ヲ掠メ去ルヤテルソンハ、「ゾ

海軍下士卒善行章及行狀

善行章は幅三分の山形赤夏服は線にして一線より五線を限り之を左袖の上部に附着し行狀方正職務勉勵の章となすなり、其與奪の權は所屬長に在り。

善行章授與規程左の如し、

- 第一 三箇年以上勤仕し其終の一箇年半續て一等行狀の者には一線を授與す。
 - 第二 一線を有する者其授與せし日より三箇年以上勤仕し其終の二箇年間續て之を有するときは更に一線を增加す。
 - 第三 二線を有する者其授與せし日より三箇年以上勤仕し其終の二箇年間續て之を有するときは更に一線を增加す。
 - 第四 三線を有する者其授與せし日より三箇年以上勤仕し其終の二箇年間續て之を有するときは更に一線を增加す。
 - 第五 四線を有する者其授與せし日より三箇年以上勤仕し其終の二箇年間續て之を有するときは更に一線を增加す。
- 右の諸項に適合せざる者と雖も行狀方正職務勉勵等拔群の故を以て之を授與する相當なりと其所屬長の思考する時は其意見を所管長官に具狀し授與する事あり。

刑罰を受け或は行狀を降さるゝ時は之を剝奪さるゝ者なり。

行狀の等級を分つ事左の如し、

- 第一 一等行狀
- 第二 二等行狀
- 第三 三等行狀
- 第四 四等行狀

下士卒に行狀等級を附するは左の如し、

- 第一 行狀方正舉動勇壯職務勉勵及び擔任の技藝卒業の者にして六箇月間一回も刑罰を受けざる時は一等行狀とす、
- 第二 行狀方正職務勉勵にして六箇月間一回も刑罰を受けざる者は二等行狀とす、

第三 六箇月間無刑にして行狀平常の者は三等行狀とす、

第四 六箇月中刑に處せられ或は怠慢甚しき者は四等行狀とす。艦船營等に入籍の者にして曾て行狀等級を有せざる者は三等行狀とす。

檢閲及演習

海軍檢閲は鎮守府、艦隊艦團其他各部に於ける軍紀風紀、張弛の服務の勤怠、教育訓練の精粗、保育の良否、作戦準備の整否其他

ラツクウウド」ヲ願ミ、渠及「シリユス」ノ艦長アロウズニ歸艦スヘキ旨ヲ命令セシガ、又告テ曰ク、歸艦ノ途、各艦側ヲ過ギ、各艦長ニ告クルニ、奮起精勵務メテ速戰ヲ取ルベシトノ言ヲ以テセヨト、斯クテ渠ハ、再ヒ渠等ニ歸艦スベキ告辭ヲ以テセリ。アラツクウウドハ艦尾甲板ノ前ニ在リテ、渠ニ近ク佇立シケルカ、訣別ニ臨ミ握手シ且ツ謂テ曰ク、「閣下ヨ、小官ハ確信ス、今後間ナク本艦ニ復歸スルノ時アリテ、其時ニハ先ツ閣下ノ無事ナル尊容ヲ拜シ、且ツ閣下ノ手下ニ二十隻ノ捕獲艦アラム」ト。チルソノ之ニ答ヘテ曰ク、「天ハ汝ニ幸ヒセム、アラツクウウドヨ、我ハ再ヒ汝ト語ルコト莫カルベシ」ト。「ザキクトリ」ハ、微風ニ其進行ヲ促カサレテ、絶エス進行シツ、アリシガ、又偏盛シ居リシ所ノ大濤ニ追ハレテ、其駛行ヲ加ヘタリ。アラツクウウドノ未ダ同艦ヲ去ラサルノ前、一彈大橋ノ第三帆ヲ貫キシカ、敵軍ハ其裂ケメヲ目シ、

軍事に關するは諸般の事項を檢査するを目的とし特命檢閱、恒例檢閱及臨時檢閱の三種に分つ。
 特命檢閱とは海軍々令部長勅命を承け奉行する檢閱をいふ。
 恒例檢閱とは鎮守府司令長官、艦隊司令長官部下の艦團其の他各部に就き期を定め行ふ檢閱をいふ。
 臨時檢閱とは鎮守府司令長官、艦體司令長官部下の艦團其の他各部に就き臨時に行ふ檢閱をいひ之を行ふ場合は在の如し、
 一 外國派遣の艦船出發及歸朝のとき、
 二 艦船就役及解役のとき並に鎮守府司令長官若は艦隊司令長官の部下に屬せられたるとき、
 三 軍事機關の建設竣成のとき、
 四 前記の外必要と認むるとき、
 陸海軍聯合大演習
 陸軍海軍の聯合操練を陸海軍聯合大演習と稱し 天皇親臨して之を統監する者にして陸軍一師團以上海軍一鎮守府若くは一艦隊以上の兵力を以て對抗せしむるを例とす。
 海軍大演習、小演習、四季演習
 稍機密に渉る事ありて 明かならず。

該艦ヲ以テ砲彈ヲ受ケシモノトナシテ、之ヲ揚言セリ。是ニ於テ、「ビユサントオル」及少クモ七八隻ヨリ、此ノ單艦目掛ケテ頻リニ發砲セシガ、其狀ハ恰モ聯合軍ノ後衛ト本隊トガ、「ロオヤルツヅアレ」ヲ圍ムテ砲撃スルガ如クナリキ。蓋シ同艦ノ進行ヲ妨ケ。之ヲシテ其舷側砲火ノ有効ナル位置ニ到ラシメサルコトハ、敵ニ於テ焦眉ノ急務タリシナリ。其後四十分間「サホクトリ」ハ、敵軍ノ標的トナリテ避クルコト能ハス、其速力亦既ニ遲緩ナリシガ、霰ノ如ク集注スル敵彈、諸帆ヲ蜂巢ノ如ク穿貫シ、又ハ之ヲ其桁ヨリ奪ヒ去リシヨリ、其速力ハ愈減少セリ、加之各翼帆亦其桁ヲ親桁ノ端マテ射掃セラレシカバ、其輕キ帆布ハ、微風ニ片々蹴ヘルノミニテ何ノ効ナク、終ニ水中ニ飛落セリ。此苦戰ノ際ナリキ、提督ノ秘書官スコット氏ハ、ハーヂー艦長ト會談中彈丸ニ中リテ即死セシガ、其旁ニ在リシ者等ハ其近侍者ノ戰没ヲ見テ、

軍艦射撃
 軍艦射撃は艦砲射撃、艇砲射撃及野砲射撃の三種あり、艦砲とは本艦より直に射撃を行ふべき積載装置に成りたる砲を謂ひ、艇砲とは本艦積載装置の如何を問はず端舟に裝備して射撃を行ふべき砲をいひ、野砲とは本艦積載装置の如何を問はず野砲々架に裝備して射撃を行ふべき砲をいふなり。
 艦砲射撃は教練射撃及戰團射撃の二種あり艇砲射撃及野砲射撃は各々教練射撃の一種なり。
 戰團射撃の目的は乗員をして實地戰團の狀況に適する發射に熟達せしむるにあり、教練射撃の目的は距離の目測を精密にして又照準發射を迅速にし正確の命中を得ることに習熟せしむるにあり。
 凡そ射撃に要する所は迅速の照準發射に依て正確の命中を得るに在り而して此目的を達するに否とは距離測定の精粗と砲手の熟否とに因る故に射撃に於ては教練戰團の孰れを問はず單に命中を得んか爲め照準發射の速度を忽にすべからざるは勿論距離の測定をして精密ならしむるを要す。

旗章及禮式

ルソソガ心ヲ傷メムコトヲ氣ツカヒ、其遺骸ヲ密ニ運ヒ去ラントセリ。然レトモチルソソノ銳敏ナル業ニ已ニ其死亡ヲヤ悟リ居タリケム謂テ曰ク、嗟不運ナルスコツトヨト、斯クテ頃刻ノ後チ死者ノ位置ヲ襲ヒシ一屬員モ、亦一巨彈ノ風ニ觸レシガ、身ニハ一創ヲ享ケサリシモ、憫ム可シ不歸ノ人トナレリ。

「ハ、其損傷ニモ係ラス明ラカニ彼レ司令長官ノ旗艦目サシテ前方ニ徐航ヲ續ケシガ、後者ノ四周ニハ、敵艦今ヤ其帆檣ヲ林立シ居タリ。乃チ此英艦ノ勇進ハ、其愈近ツクホト、愈敵ノ利トナリシコトナレハ、「ヒュセントオル」ノ正横、約五百碼内一四分湮ノ一ニ到ルヤ第二ノ後接檣ヲ射掃セラレタリ。而シテ同時ニ亦舵輪ヲ擊破セラレシカバ、即チ下部ヨリ操舵セザルヲ得ザルニ至リシガ、間ナクシテ殆ソド用ユ可カラザルニ至レリ。斯クテ其二分後ニ到リ、一彈飛ヒ來リテ、艦尾甲板ニ在リシ八名ノ海

海軍旗章

海軍旗章を第一種第二種に類別す、

第一種旗章の列序及名稱

- 第一 天皇旗
 - 第二 皇后旗
 - 第三 皇太子旗
 - 第四 皇族旗
 - 第五 海軍大臣旗
 - 第六 大將旗
 - 第七 中將旗
 - 第八 少將旗
 - 第九 代將旗
 - 第十 先任旗
 - 第十一 司令
 - 第十二 長旒
- 第二種旗章
- 軍艦旗 艦首旗 當直旗 運送船旗 工作船旗 海軍病院旗
 - 天皇旗は 天皇乗御の艦船に於て大檣頂に掲ぐ又軍隊の司令權を

兵ヲ海中ニ掃ヒ去リシガ、チルソソ之ヲ見ルヤ令テ下シテ、甲板上ニアリシ人員ヲ散居セシメタリ。忽ニシテ復飛丸アリ、艦側ヨリ來リテ後甲板ノ方ニ行キ、チルソソトハ「ヂート」間ヲ飛ヒ去リテ、「メ

「ソソ」ト「大檣」ノ根ニ在リテ索ヲ縛着スル柱材」ニ中リ木片ヲ飛ベセシガ、其一片ハ「ヂート」打テ其脚ヲ傷タリ。乃相駢ンテ徐行シツ、アリシ該兩將校ハ、思ハズ歩ヲ停メテ、氣遣ハシゲニ相諦視セシガチルソソハ異狀ナカリシテ看テ、莞爾トシテ謂ヘリ、「ハ「ヂート」ヨ、此現狀ニシテ長ク續カム乎、是レ甚ダ苦戦ナラスヤト。斯クテ渠レハ、其四周ノ水兵等ガ、此猛火ニ對シ直チニ應砲スルコトヲ忍ヘル沈勇ヲ賞賛シテ、「予未ダ今日迄、之ニ優ルノ行爲ヲ、目睹セシコト莫シ」トマデ謂ヒシガ、即チ此時ヤ、戦死者二十人、負傷者三十人ニ及ヒシ時ナルモ、尙ホ未ダ渠等ヨリハ、一發ダニ應砲セザリシナリ。

有する海軍官廳に臨御の時其の旗竿に掲ぐ。

天皇乗御の端舟に於ては天皇旗を舟首の旗竿に掲ぐ。

天皇旗と第二種旗章とを同一檣頂に掲ぐべき場合に於ては之を併揚せしめ第二種旗章は適宜の所に掲揚す。

皇后旗は 太皇太后、皇太后、皇后に對し之を掲げ其の掲揚の法は天皇旗に準ず。

皇太子旗は 皇太子、皇太子妃に對し之を掲ぐ其の掲揚の法は前に依る但し 皇太子文武官等の資格の場合には之を掲げず。

皇族旗は前諸條の外の皇族に對し之を掲ぐ其の掲揚の法は前に準ず但し皇族文武官等の資格の場合には之を掲げず。

天皇乗御の艦船に於ては日没より日出まで大檣樯の後部に於て周圍より見易き場所に白燈五箇を掲ぐ其白燈は中央及左右に列し各凡そ一米突の間隔とす。

皇族乗御の艦船に於ては前條白燈四個を掲ぐ但し皇族文武官等の資格の場合には之を掲げず。

天皇の外皇族に對する旗章及白燈は公式の場合に非れば之を掲揚せず。

外國の皇帝皇族及大統領に對しては前諸例に準じ各々其の旗章及

該艦ハ、猶ホ依然トシテ「ビュサントオル」ニ近キシガ、チルソノ目的及希望ハ、特ニ後者ヲ以テ、其對敵トナスニ在リキ。是レ、ヴ非ルヌウヴノ將旗アルガ故ナリ。然リト雖モ、之ヲ爲スニハ、佛艦ノ艦尾ヲ回リテ、其舷側ニ到ルノ餘地ヲ、「ヴ非クトリー」ニ要セシナリ。相近クニ及ヒ、ハ「チーハ」敵艦隊ノ序列ヲ查察シテ、「ビュセントオル」ノ後方ニ離レテ、三艦ノ集リ居レルコトヲ視タリ。依テ渠レハチルソノ敵艦ノ艦尾ニ接近シテ回航スルコトハ之ヲ得ヘシ、然レトモ、敵艦ノ一隻ニ衝突スル乎、又ハ其陣列ヲ突過スルニ非ズムハ、舷側ニ回ハルコトハ能ハス報セシガ、提督ハ之ニ答テ曰ク、我ハ之ヲ禁ズル能ハズ、我ハ我等ガ衝突スヘキ所ノ者ヲ敢テ告ケザレハ、汝宜シク其好ム所ノ者ヲ擇ミテ突クヘシト。一時ノ頃、「ヴ非クトリー」ノ艦首ハ、「ビュセントオル」ノ直後三十呎ノ以内ヲ通過セシガ、其突出セル帆桁、敵ノ網具ニ觸レ

白燈を掲揚すべし。
海軍大臣旗は海軍大臣公務を帯び艦船に來乗したるときは大橋頂に之を掲げ公務を帯び軍隊の司令権を有する海軍官廳に來臨するときは其の旗艦に之を掲げ公務を帯び艦船に乘るときは舟首の旗竿に之を掲ぐ。
大將旗は海軍大將指揮權を帯び乘艦したるときは大橋頂に掲ぐ。
中將旗は海軍中將指揮權を帯び乘艦したるとき前橋頂に掲ぐ。
少將旗は海軍少將指揮權を帯び乘艦したるとき後橋頂に掲ぐ。
海軍將官指揮權を帯び陸上に在るときは相當の將旗を其の旗竿に掲揚することを得。
海軍將官公務を帯び端舟に乘るときは相當の將旗を舟首の旗竿に掲ぐ。
代將旗は司令官たる大佐指揮權を帯び乘艦したるとき大橋頂に掲ぐ。
其他の場合には將官に準ず。
將官若くば司令官たる大佐指揮權を帯び乘艦したるときは日没より日出まで大橋樓の後部に於て周圍より見易き場所に白燈を掲ぐ。
大將には三箇にして中央及左右に列し、中將には二箇にして左右に列し其の間隔は各凡そ一米突とす、少將には一箇にして中央

タリ。彼我相衝突スルヤ、其倍量ニ裝彈シタル所ノ諸砲、踵テ發シテ佛艦ノ木壁ヲ壞裂シ、其砲煙吹キ返シテ「ヴ非クトリー」ノ下甲板ニ充滿セシガ、全時ニテルソノ始メ、上甲板ニアリテ艦員ハ、其壞裂ヨリ雲煙トナリテ上騰セシ塵埃ヲ蒙レリ。兩艦ノ相對スル位置ヨリ、彈丸ハ「ビュセントオル」ノ端ヨリ端ヲ貫キシガ、其被害亦悲惨ヲ極メタリ。二十門ノ砲煩一時ニ其架ヨリ打テ落サレ、一發ノ英彈ノ爲メニ斃レシ者、佛人ノ算セシ所ニ據レハ四百名アリキト、「ヴ非クトリー」ハ、敵ノ旗艦ヲ壓下ノ諸艦ニ委テ、敵ノ司令長官ヲ生擒スルニ全力ヲ盡ササルベカラズ、トノ提督ノ命令ヲ體スベシトノ意ヲ確ムルヤ、其舵柄ヲ右方ニ轉シ、是迄該艦ニ對シテ盛ニ砲撃セシ所ノ佛ノ七十四門艦「ラジュエータブル」及「チブチユー」ニ向テ突進シ、一時十分ニ於テ該艦ハ「ラジュエータブル」ノ左舷ニ出デシガ、此彼我ノ兩艦ハ俱ニ艦首ヲ東方ニ轉

に掲ぐ、大佐は少將に同じ。
先任旗は同港内に二隻以上の軍艦碇泊し司令長官司令官不在のとき先任艦長之を後橋頂に掲ぐ。
司令旗は水雷艇隊司令指揮權を帯び乘艇したるとき橋頂或は艇首の旗竿に掲ぐ。
長旗は其の艦の指揮權を有する將校の旗章とし軍艦の大橋頂に掲ぐ。
二橋艦に於ては後橋頂に掲ぐ但し豫備艦軍港要港内に在るときは之を掲げざるを例とす。
長旗は軍艦の在らざる船舶に於て船長海軍將校なるとき亦前項に準じ之を掲ぐ。
長旗は水雷艇に於て亦第一項に準じ橋頂或は艇首の旗竿に掲ぐ。
長旗は艦船長公務を帯び端舟に乘るとき又は訪問使外國艦船を訪問するに當り端舟に乘るときは其の往返とも舟首の旗竿に掲ぐ本艦船に搭載する小蒸氣船の場合に於ても亦同じ。
軍艦旗は軍艦及水雷艇に於て後部帆帆架若くは後部の旗竿に掲ぐ但豫備艦艇軍港要港内に在るときは特別の場合の外之を掲げざるを例とす。
軍艦旗は艦團隊校廳所屬の船舶に於て海軍々人指揮を司るとき

シテ列ヲ離レ、而シテ風ニ從ヒ徐々ニ東南東ニ進航セリ。子ルソシハ、即チ是ニ艦ノ間ニ於テ起リタル決闘ニ於テ斃レシナリ。其砲力ニ於テハ、佛艦ハ砲ノ多數ヲ下甲板ニ備ヘシヨリ、英艦ニ對シテ大ニ遜色アリシト雖モ、上甲板上及其特ニ多數ノ銃手ヲ配置セシ艦上ノ小銃火ニ於テハ、其對敵即チ英艦ニ優ルコト遠キモノアリキ。

子ルソシハ渠レ躬ラ其位置ニ艦員ヲ使用スルコトヲ好マザリシガ、是レ、其砲火ヨリ受ル損害ヲ以テ得ル所ノ利益ヨリモ大ナルベシト、思惟シタレハナリ。然リト雖モ、當日ニ於ケル結果ハ「ヴ非クトリ」ノ過半ノ艦員及渠レ躬ラニ取リ、致死不運トナレリ。戰ニ於ケル該艦ノ位置ノ一特定ルニ及ヒ、水兵等ハ、戰ヒノ終局スルマテ、渠等ノ兵器ヲ利用スルコトノ外、亦佗ニ施スベキノ術ナカリキ、提督及艦長ハ、其命令及指揮ノ細務ノ終リシヨリ、相伴フテ「ラツユータブル」ニ遠キ

亦前項に準じ之を掲ぐる事を得。

軍艦旗は在泊中午前八時に之を掲揚し日没に至て之を降下す、然れども軍艦在泊中他の軍艦其の旗章を掲げて接近し若くは入港出港するときは及禮砲施行の場合には其時刻に拘らず味爽薄暮と雖も旗章を辨別すへきときは之を掲揚す。

艦船海洋航海中は軍艦旗を掲揚せざるを例とす但し陸地を望見し或は之に近づくとき殊に砲台砲臺燈臺市邑の近傍を通過し或は之は接近するときは之を掲揚す。

入港或は出港の艦船に味爽薄暮と雖も軍艦旗を掲揚す。

艦船航行中他の艦船を通過し或は之に出會するときは又之を掲揚す。

夜間出港或は入港する軍艦は白燈二箇を凡そ一米突の間隔を以て以下に連ね後部縦帆架若くは其他見易き所に掲揚す。

軍艦碇泊中他の軍艦前項の燈火を掲げ出入するときは其の軍艦に於ては其の間同種の燈火を掲ぐ。

端舟及小蒸氣船は其の本艦を離るるときより之に歸着するときは軍艦旗を掲揚す其の掲揚降下は本艦に従ふ。

艦首旗は軍艦碇泊中斜橋若くは艦首の旗竿に掲ぐ蓋し便宜之を掲げ

けざる事もあり。

滿艦飾、艦飾は軍艦在泊中に行ふものにして滿艦飾は各艦頂を互り艦首より艦尾に旗流を列揚し各艦頂に軍艦旗を掲ぐ、艦飾は單に各艦頂に軍艦旗を掲揚す但し外國の爲にするときは大艦頂の軍艦旗を其の國の旗章に代ふ。

本艦に於て滿艦飾若くは艦飾をなすときは其の所在の水上にある端舟及小蒸氣船には軍艦旗を掲揚するものとす。

左の祝日には諸軍艦總て滿艦飾をなすものとす、但し暴風雨の節は之を艦飾に代へ若くは禮砲施行時間のみ滿艦飾若くは艦飾をなし或は全く之を省略するものとあり。

紀元節、

天皇節、

天皇皇族外國の皇帝皇族大統領に對し皇禮砲を發すべき日、

其他規則命令により滿艦飾を施行すべき日、

當直旗は二艦以上同港内に碇泊するとき所在海軍先任將校の規定に従ひ其の一般の後艦頂若くは桁端に掲ぐ。

運送船旗は運送通信用等の爲め軍用に供する船舶の大艦頂に掲ぐ但船長海軍將校なるときは之を掲げず。

船側上ノ甲板ヲ逍遙セシガ、即チ該甲板上ニハ、舵輪ト船室ニ降り行クベキ艙口梯子トノ間ニ、前後ノ長サ二十呎ニ少シ餘リテ何ノ障害物モナキ空處アリシナリ。狙撃手ヲ載セタル「ラツユータブル」ノ後檣樓ハ、渠等ノ頭上約五十呎ノ所ニ在リ、二艦ノ密接セシ後十五分、兩將校ハ前方ニ步行シツ、アリシガ、其殆ンド踵ヲ回轉スベキ處ニ達スルヤ、ハーヂーノ左側ニ在リシ所ノ子ルソシハ、遠ニ左方ニ向ヒタリ。是時ハーヂーハ更ニ一歩ヲ進メテ、其踵ヲ回轉セシガ、回轉スルヤ否ヤ、提督ノ將ニ僣レムトシツ、アル姿ヲ目撃セリ。即チ膝ヲ屈シテ、左手ヲ甲板ニツキ、其手外レテ見ル見ル其左側ニ僣レシガ、其場處ヤ、是恰モ、秘書スコットノ一時間前ニ僣サレシ場處ナラムトハ、乃チハーヂーガ自然ニ發セシ、負傷ノ急所ニアラサルコトヲ望ムトノ叫聲ニ應シ、子ルソシハ、「奴輩遂ニ其志ヲ果セリ」ト答ヘシガ、又再三失意シ給フコ

ト勿レト述ベシ言ニ再ヒ答テ、「然リ銃丸ハ我が脊骨貫ケリ」ト謂ヒ、又數分後軍醫ニ向ヒ、「我ハ銃丸ノ我が脊骨ヲ碎キシヲ覺エヌ」ト語レリ。彈丸ハ、左肩上即チ肩章ノ前部ノ上ニ命中シテ、肺臟ヲ貫キ、以テ大動脈ヲ切斷シ、後脊骨ヲ左方ヨリ右方ニ通過シ、終ニ背部ノ筋肉中ニ止マレリ、一個ノ致命的負傷ヨリ更ニ重キモノアリシトハ謂ヘ、渠レカ間モナク死セシ惜ムヘキ近因ハ、該動脈ヨリノ、内部出血ニ在リキ。渠レノ負傷後須臾ノ間ニ、敵艦ノ檣樓ヨリ俯射セル同一ノ猛烈ナル銃火ハ、我將卒約四十名ヲ斃セリ。『ザ非クトリ』ノ上甲板ハ、佛艦ガ闖入ノ運動ヲ爲セル迄ニ、其兵員ヲ減セシガ、其闖入ハ、大損傷ヲ受ケシモ、遂ニ逐ヒ退ケタリ。

負傷セシ英雄ハ、直チニ下部ニ移サレシガ、渠レハ躬カラ渠レノ手巾ヲ以テ、渠レノ顔及其上衣ノ粧飾ヲ蔽ヘリ。是レ此ノ危機一髪ノ間ニ於テ、艦員ノ此態ヲ見

工作船旗は工作の爲め軍用に供する船舶の大檣頂に掲ぐ。
海軍病院旗は戦時若は事變の際海軍病院の旗竿若くは病院船の大檣頂に掲ぐ又病院及病院船附屬の物品を運送する舟車等に之を用ゆることを得。
海軍禮砲

禮砲は之を行ふべき時機に遭遇したる後二十四時間以内は速かに行ふべきなるも若し此時間内に行ふこと能はざるときは對方に其理由を説明するものとす。

軍艦に於て來乗者又は退艦者に對し禮砲を行ふは來乘の際には其の乘艦の後に於てし退艦の際には本艦を離れ適宜の距離に在るときに於てす臨御若くは還御の時亦同じ。

禮砲は日出前及日没後に於て行はざるを例とす碇泊中の軍艦其の軍艦掲揚前に於て亦同じ。

皇禮砲とは天皇旗、皇后旗、皇太子旗及皇族旗に對し行ふ禮砲にして其數を二十一發とす、天皇旗、皇后旗、皇太子旗及皇族旗は唯皇禮砲を受くるのみにして答砲を行ふことなし。

外國の皇帝、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子及皇太子妃又は大統領に對しては天皇旗を掲ぐる場合に該國の軍艦旗（軍艦旗の制なき

テ沮喪スルナカラシムコトヲ慮リシナリ。『コックピット（艦内下部ノ物置場ナリ）ハ、業ニ已ニ負傷者及垂死者ヲ以テ塞カレタリシガ、手巾ノ端ヲクモ渠レノ顔ヨリ脱去セシヨリ、軍醫ハ渠レヲ認メテ直ニ近寄り來レリ。』汝ハ我が爲メニ施スノ術ナキヲ奈何、ビィヂーヨ、我ハ須臾ノ間餘命ヲ繫クニ過ギズ」ト、渠レハ謂ヘリ。

軍醫モ亦心ナラモ獎勵ノ叫聲ヲ放テリ、是レ斯クノ如キ際ニ當リ、已ムコトヲ得ズ唇頭ニ出ツル所ノモノナリキ。左レト小時間ノ診察、及負傷者ガ其知覺ノ陳述、殊ニ明ニ感セラレシ所ノ胸裡ノ涌血ヲ視レバ、渠レヲシテ到底快復ノ希望ナキコトヲ確信セシメタリ。『ドクトルヨ、我ハ將ニ逝ントス』ト、渠レノ旁ニ跪坐セシ法教師ナル牧師スコット氏ニ語り、而シテ後低聲ニテ語ヲ繼テ曰ク、「我ハ遺族トシテハミルトン夫人及我が養女ホラテヤテ我國家ニ委託スヘシ」ト。必要ナル診察ヲ了リシ後ハ、最早施スベ

國に對しては國旗）を掲ぐる外天皇旗に對すると同一の例により皇禮砲を行ふものとす。

其の他の外國の皇族に對しては皇族旗を掲ぐる場合に該國の軍艦旗を掲ぐる外皇族旗に對すると同一の例に依り皇禮砲を行ふものとす左の祝日には各軍艦及砲臺より正午は皇禮砲を行ふ。

紀元節。

天皇節。
帝國文武官に對する禮砲數は左の如し。

全權辨理大臣	十九發	海軍大將	十五發
特別全權公使	十五發	海軍中將	十三發
辨理公使	十三發	海軍小將	十一發
代理公使	十一發	司令官 タル 海軍大佐	九發
外交事務官	十一發	陸軍大將	十五發
總領事	九發	陸軍中將	十三發
一等領事	七發	陸軍少將	十一發
二等領事	七發	要塞司令官若 ハ旅團長タル 陸軍大佐	九發
陸海軍大臣	十五發	海軍大佐以下の佐尉官	七發
海軍敬禮式			

キノ術ナク、又企ツベキノコトモナカリシカバ、唯出來得ル限り苦惱ヲ輕減セムト努ムルニ過ギザリキ。ドクトルスコツト及「ヅクトリ」ノ主計官ハ、渠レノ雙肩下ノ寝具ヲ支へ、半圓的偃臥ノ姿勢ニ渠レヲ扛ケ、而シテ渠レヲ扇タリ。此ノ姿勢ハ、渠ヲ支持シ得ベキ唯一ノ方法ナリキ。此ノ時自餘ノ者等ハ、清冷ノ飲料タル檸檬水ヲ渠レニ供セリ。是レ渠レガ絶エズ求メシ所ノモノナリキ。是等ノ看護者ハ、話シ掛ケラレシ時ノ外ハ、渠レニ語ラザリシガ、獨リドクトルニ向フテハ子ルソシ履々「ドクトルヨ請フ我カ爲ニ祈レ」ト謂ヒ、終始渠レト俱ニ、簡短ナル祈禱辭ヲ唱ヘタリキ。致死的負傷ノ苦惱ハ、男ラシキ訴悶ナラサルニハ有ラザル所ノ呻吟ヲ、間斷ナク漏ラサシメタリ。而シテ渠レノ思念ハ、自己ノ苦悶及近ケル死ヨリモ、寧ロ家庭及戰ノ上ニ存シタリキ。渠レノ精神ハ、渠レガ卒去スル前約十五分、即チ語ルコトヲ得ザルニ

敬禮は軍人上下の分を明にする爲め必ず行ふべき者にして其規定は百數十箇條に渉る若し之を掲げんと欲せば何れを略し何れを省くを得ざるを以て暫く他日を待つて公にすべし。

海軍糧食

- 麵包 一貫 匁 砂糖 百六十匁
- 乾物野菜類 一貫二百匁 醬油酢油類 五 合
- 鳥獸魚類 一貫 匁 鹽 四十匁
- 穀類 一貫四百匁 凝脂 三十匁
- 茶燉麥類 二十一匁

傷痕疾病に罹る者には其の症狀に應じ其幾分を滋養食品に換へ給與するを得。非常の勞働を爲し若は衛生上必要とするときは前品種の外に毎一人に付火酒六匁以内を給與するとを得。

至リシ時マテハ明確ナリキ。而シテ渠レハ、屢其周邊ニ起リシ事又甲板上ノ音響等ニ留意シタリキ。渠レノ負傷後ノ時機ハ、勝敗ノ方サニ岐ル、秋ニシテ、テルソソノ作戰計畫ノ一タヒ證應シテ戰爭ノ闕トナリシ後、終局ヲ結ブベキハ、疑ヲ容レサルニ到レル時機ナリキ。蓋シ聯合軍ノ其職分ヲ重ンセサル先隊ニシテ、善ク戰ヒタラム乎、終局ヲ來ラスヤ否ヤ、未タ邊ニ知ルベカラサリシモ、是等ノ時機ニ際シ、其駆引ハ敵ニ取リテ、其後回復スルコト能ハサル程迄ニ行ハレタリ。是ヲ以テ頭上ニハ劇闘間斷ナク相續キ、水兵等ハ確然トシテ其砲ヲ猛烈ニ射撃シ、而シテ喝采ノ聲前後ニ揚レリ。提督ニ程近クバスコ大尉偃臥セリ、重傷ヲ蒙レルモ致死ノモノニアラサリキ。快哉ノ一叫喚轟キ渡ルヤ、テルソソハ熱心ニ其何事ヲシ乎ヲ問ヘリ。而シテバスコノ佗ノ敵艦ノ打撃セラレシコトヲ答フルヤ、渠レハ満足ナル旨ヲ言明セリ。間モナク渠レハ、戰爭ノ經過ニ就キ、更ニ正確ニシテ更ニ精細ナル報告及「ハーヂー」艦長ノ安危ヲ聞ントセルニ到レリ。艦隊ノ指揮ハ、戰局ノ終ルマデ司令長官搭乘ノ旗艦ヨリ享クサルヘカラサルヲ以テ、其重任ハ「ハーヂー」ノ上ニ落チ來レリ。渠レノ懇望ニ據リ、幾多ノ使者ハ、「ハーヂー」ニ、渠レノ許ニ來ルベシトノ旨ヲ傳ヘタリシモ、一時此ノ將校ハ、甲板ヲ去ルコト能ハサリキ。二時半ヨリ三時に到ル此ノ間、嚮導艦ニ隨ヒシ所ノ二個ノ英國分艦隊ノ諸艦ハ、見事ニ敵陣ノ間ニ突入シ、テルソソノ訓令ノ綱領ヲ精確ニ遂行セント努メタリキ。縱陣ノ艦首ハ、渠等ノ進路ヲ遮ル所ノ優勢ノ敵ニ對シ、頼ル邊ナキ希望ノ如ク、縱横前後ニ散布セリ。報告ヲ分解スルハ、「ヅクトリ」及「テメヘレーヤ」ロオヤルソヴァン「及」ベリースル「ノ四艦ニテ、帆走艦二十七隻ノ一艦隊ニ於ケル、戦死總數ノ三分ノ一ヲ出セシコトヲ知ルベシ、然リト雖モ、諸艦ハ血路ヲ開キテ激闘猛戰シ、而シテ渠等自ラ犠牲トナリシヲ以テ、局部對抗ヲ破碎シ粉裂シ、敵艦ノ聚合ヲ截斷シ、而シテ隨航シ來ル躬方ノ諸艦ヲシテ成功アル交戦ヲ爲スノ通路ヲ開カシメタリ。後者ノ戰場ニ顯ハル、ヤ、聯合艦隊ノ先驅、間ナク之レニ次テ來レリ、其來ルヤ稍遅キニ失シ、且ツ不規律ナリシモ、是ヨリ所謂戰闘ノ第二及最終ノ變態ナルモノ開始セラレタリ、斯クノ如キ事變ノ續發セシ間、甲板ハ一時司令長官兼艦長タリシ所ノ「ハーヂー」ノ去ルヲ允サ、リキ。テルソソノ艦レシ後、間モナク「テメレーヤ」ハ、「ラヅユウダブル」ノ側面ニ突撃シ、而シテ佛艦「フウゴオ」ハ、「テメレ

「ヤ」ハ突撃シ、斯クテ數分時間四隻ノ軍艦ハ、舷々相密接シテ塵戦セリ。約二時十五分、「ヅヅクトリ」ハ、巧ミニ前方ニ推シ出タリ。而シテ航進スルコト能ハザリシモ、其艦首ヲ北方ニ向ケタリ、佗ノ三艦ハ、其艦首ヲ南方ニ向ケ、相密接スルコト依然タリシガ、此ノ混戦ノ進行中、二時五分ニ於テ、佛ノ旗艦「ピユサントオル」ハ降レリ。然レトモ其旗ヲ下タスニ先チ、ウヰルヌウヰルノ麾下ノ怯懦ナル先頭ニ信號ヲ爲セリ、曰ク、「戦ハサル所ノ諸艦ハ、最モ迅速ニ其艦ヲ砲火内ニ持チ來ルヘキ所ノ位置ヲ取レ」ト、斯ク勵マサル、ヤ、先頭ヲ編制セン所ノ十艦ハ、渠等ガ其以前ニ爲サ、ルベカラサリシガ如ク、艦首ヲ回轉シ始メタリ。而シテ憩風ノ爲ニ妨ケラレシト雖モ、二時半ニ至リテ、其ノ艦首ヲ南方ニ向クルコトヲ得タリ。乃チ其五隻ハ、戦線ノ下風側ニ止マリシモ、佗ノ五隻ハ、上風ニ向ヒ「ヅヅクトリ」ノ西方遠カラザル處ヲ過ギムトセシナリ。是レ此ノ新鮮ナル攻撃ニ當ラン爲メニ、ハーヂー艦長ノ注目思慮ヲ要シタル所以、又渠レヲシテ心ナラズモ長官ノ臨終ノ床ニ趣クコトヲ猶豫セシメタル所以ナリキ。チルソンハハーヂーノ來タルコトノ遅キヨリ、其遲延ヲ想定シテ、渠レノ戦死セシテ自分ニ秘シテ知ラシメザルモノトナシ、心思ヲ太甚ダ亂セリ。渠レハ屢々叫破セリ。「誰カ我が許ニハーヂーヲ拉シ來ル者ハナキ乎」、「渠レハ必ズ殲サレタルナラム、渠レハ必定慘殺セラレタルナラム」ト、遂ニ一少尉候補生ハ、傳言ヲ齎ラシ來レリ、曰ク、「艦隊ニ關スル狀況ハ、艦長ノ甲板上ニ必在スルコトヲ要セリ、左レド渠レハ、好機ヲ視テ直チ閣下ヲ伺候スベシ」ト、チルソンハ、其聲ヲ聽キテ誰ナルカヲ尋チシガ、此ノ少年ハ、其名ヲバルケレト曰ヒ、當日ノ後刻、復負傷セシ者ノ一人ニシテ、サンジョニア遠征ノ往時、チルソンノ艦ニ乗組シ所ノ一水兵ノ子ナリキ。垂死ノ提着ハ、此少年ニ對シテ、思ハズ渠レノ父ヲ想起セリ。チルソンノ麾下ノ縱陣ノ二艦「スバアチエス」及「ミノトオル」ハ、未ダ戦ニ加ラザリケルガ、此ノ時恰モ戰場ニソ達シケル。遙カノ後尾ニ在リテ、海風ノ微弱ナリシヨリ、斯クハ後レシガ、折能クモ戰場ニ達セシカバ、渠等ハ、「ヅヅクトリ」ト、近ゾキ來ル聯合艦隊ノ先頭列トノ間ニ、介立セントテ、風ノ方面ニ隨テ艦首ヲ轉ゼリ。是ニ於テ艦長ハ、今ヤ全キ新來艦二隻ノ掩護スル所トナリシヲ目シテ、チルソンノ懇望ニ從ヒ一時甲板ヲ去ルモ、差支ナキコトヲ感ゼリ。刎頸ノ二友——ハーヂーハ、シントヰヰンセント卿存命ノ日以來到處渡レト

寢食ヲ俱ニシ、忠誠厚誼ハミルトン夫人ニ對シテハ、夫人ガ聽カント欲スル所ヨリモ多ク腹藏ナク語リテ餘蘊ナカリキ。——サレバ衷心ノ濃情ヲ以テ握手セシガ、チルソン謂テ曰ク、「ハーヂーヨ戦況ハ如何、今日ノ戦ハ躬方ノ爲メニ利耶不利耶」ト、ハーヂー答ヘテ曰ク、「我軍大勝利、躬方ハ敵艦十二隻乃至十四隻ヲ拿捕セリ。唯敵艦隊先頭ノ五隻轉向シ、「ヅヅクトリ」ニ突進セントスルノ企圖ヲ示セルノミ、依テ小官ハ、我が艦ノ周圍ニ躬方ノ新來艦二隻若クハ三隻ヲ召集セリ、其敵艦ニ大打撃ヲ加フルハ、疑ヲ容レズ」ト。チルソン曰ク、「我が躬方ノ軍艦一隻ニテモ打撃セラレザランコトヲ望ム」ト、ハーヂー曰ク、「閣下ヨ、否ナ、サル氣遣ヒ更ニナシ」ト、是ニ至テチルソン更ニ謂テ曰ク、「ハーヂーヨ、我ハ瀕死ノ人ナリ、我ハ方サニ逝カントス、萬事休スルハ近キニ在リ、我ニ近寄り來レ、請フハミルトン夫人ニ我カ遺髪ヲ致シ、且ツ我が所有品一切ヲ渡セ」ト、ハーヂーハ告クルニ、「ハーヂーノ仍ホ多少回生ノ望ヲ有スト謂ヘルコトヲ以テセシガ、チルソン之ニ答ヘテ曰ク、「否否、銃丸ハ、我が背ヲ穿貫セリ、汝之ヲハーヂーニ告グヨ」ト、ハーヂーハ、別ル、ニ臨ミ、再ビ握手シテ、甲板ニ歸レリ。

今ヤチルソンハ、軍醫等ガ己レノ如キ先ヅ之ヲ侍者ニ一任シ、其職務的看護ヲ多少効果ノ顯ハルベキ所ニ用弗、何等ノ術ヲモ施コスコト能ハザル者ヲ顧ミザランコトヲ望メリ。須臾ニシテ渠レ再ヒ軍醫長ヲ喚ビ、之ニ謂テ曰ク、「我ハ我が胸内ノ總テノ動力及知覺力ノ消滅セシテ、汝ニ告グルコトヲ忘レタリ。我が餘命ノ頃刻ニ迫レルコトヲ熟知セルハ、唯汝アルノミ」ト、軍醫ハ渠レガ談話ニ用弗シ語勢ヨリ、渠レガ數月前一水兵ガ脊骨ノ負傷ヲ爲シ、數日後ニ到テ卒去セシ一例ヲ想起シ居ルコトヲ悟リ、且ツ渠レガ腦中ニ抱クル確信ノアルニ拘ラズ、仍ホ生命ニ懸々トシテ、九死ニ一生ヲ拾ヒ得ルコトヲアラントノ望ニ執着セルコトヲ悟リシガ、即チ渠レハ低語シテ、「今暫シ生き長ラヘンコトヲ欲ス」ト謂ヒ、尙ホ語ヲ繼テ、「可憐ナルハミルトン夫人、若シ我が情況ヲ知ランニハ、如何ニ爲スナラン」ト謂ヘリ。而シテ復曰ク、「ハーヂーヨ、汝ハ我ノ死セムトスルヲ知ルナラム」ト、軍醫ハ高貴ニシテ恭敬且ツ醇朴ナル語調ヲ以テ、之ニ答ヘテ曰ク、「閣下ヨ、閣下ニ對シテハ術ノ施スベキモノ莫シ、是レ我が邦家ノ不幸也」ト、而シテ渠レハ、顔ヲ他ニ向ケテ、一時ニ制シ得ザリシ哀情ヲ匿ク

セリ。ナルソノ曰ク、「我之ヲ知ル」ト其手ヲ以テ左胸ヲ撫シ謂テ曰ク、「我ハ我が胸ニ何物カ凸起スルヲ覺ユ、是レ我が死セントスルノ徵ナリ、讚美スベキ神ヨ、我ハ我が職分ヲ盡クセリ。」ト此ノ終リノ思念コソ、是レ絶エズ渠レノ腦裡ニ來往シタルモノナレ。

三時ノ頃ヒ敵ノ先頭列ノ五艘ハ、彈雨ノ間ヲ航過シテ上風(即チ西方ニ)向ヒ、英ノ諸艦及其捕獲艦ヲ砲撃シ始メタリ。「ヅキクトリ」ハ、射方ト俱ニ應砲セリ。負傷者ハ叫破セリ。「嗟呼」ヅキクトリ「ヨ」「ヅキクトリ」ヨ、「汝安ソノ我が憫ムベキ腦ヲ煩ハスノ甚シキヤ」ト辭止ミ復謂ラク、「萬人ニ取リ生命ハ實ニ貴ムベキモノナリ」ト、此ノ遠距離ヨリ彈丸ヲ交射スルハ、是實ニ無用ノ所爲ニシテ、却テ射方ノ數人ヲ斃シ、又ハ傷クルノ害トナルノミ。對戰中ハ「ヂーハ、甲板ニ留ラザルヲ得ザリキ。蓋シ司令長官旗ハ、依然トシテ該艦ニ於ケル渠レニ、其職權ヲ與ヘタレハナリ。此ノ時限中、コリンウウドノ許ニ遣ハサレシ將校ハ、渠レニ提督ノ狀況ヲ報シ、後チ渠レヨリ訣別ノ辭ヲ托セラレタルモ、ナルソノハ、其斃ル、マテ、終ニ其職分ノ一部ヲモ、讓ルノ意ナカリキ。

「ハ」ヂーノナルソノノ所在ヲ去リテ再ヒ歸リ來リシ間ニ、時刻ハ稍移リテ四時ニ到リシガ、其間ニ氣力著ルシク衰ヘテ、今ヤ最期ハ迫レリ。左レトナルソノハ、仍ホ知覺ヲ失ハサリキ。兩友ハ、再モ握手セリ。而シテ艦長ハ、手ヲ放タサル前ニ、垂死ノ英雄ヲ祝スルニ、戰捷ノ赫々タルコトヲ以テセシガ、渠ハ之ヲ聞クヤ、其レハ満足ナリ、未タ幾隻ヲ捕獲シタルヤ、之ヲ見ル能ハザルモ、其十四隻乃至十五隻ナルコトハ確ナラムト謂ヘリ。斯クテ、正確ナル數ノ十八隻ナルコトノ證明セラル、ヤ、渠レハ「極テ好シ」ト謂ヒシガ、其曩キニ望ミシ數ヲ尙ホ忘レズ、再ヒ「我ハ二十隻ト約セリ」ト語リ、而シテ後叫ンテ曰ク、「投錨、ハ」ヂーヨ、投錨セヨ。」ト、ハ」ヂーハ、今ヤコリンウウドガ、其司令長官ノ死ノ間際ニ瀕セルコトヲ知レルノ時ニ當リ、令ヲ下タスコトノ困厄ヲ感セリ。然レドモ、ナルソノハ、明ニ自己ノ職權ヲ行ヘリ。艦長謂ラク、「閣下ヨ、小官ハ想定ス、副提督コリンウウド今ヤ自ら操縦ノ任ニ當ルヘシ。」ト、ナルソノハ、「我ハ我が生存セル間ハ、然カセザラムコトヲ望ム、ハ」ヂーヨ。」ト叫破シ、而シテ一時病床ヨリ叶ハスナカラモ身ヲ起サスト務メ、且ツ謂ラク、「否、

汝、ハ」ヂーヨ、投錨セヨ。」其時艦長ハ「ヂー曰ク、「閣下ヨ、信號ヲ掲クヘキ乎。」ト 提督答ラク、「然リ、我若シ生存セバ、我ハ投錨スベシ。」ト、是等ノ語ハ「ハ」ヂーノ去リシ後ト雖モ、仍ホ屢之ヲ繰返ヘセリ。而シテ渠レガ言動ニ氣力アリシコトハ、一時其職分及責任ナル感覺ノ愈加ハル渠レノ衰弱ヲ制セシヲ知ルニ足ル。反動ハ、的面ニ來レリ。乃チナルソノハ、ハ」ヂーニ其生命ノ愈數分時間内ニ迫レルコトヲ告ケシガ、尙ホ語ヲ繼テ曰ク、「我尸ヲ艦外ニ投スルコト勿レ、汝ハ如何ニ爲スヘキ乎ヲ知ラム。」ト、ハ」ヂーハ、是等ノ願望ハ總テ遵守スヘシト擔保ヲ爲セシガ、ナルソノ茲ニ到テ曰ク、「ハ」ヂーヨ、我カ愛スルハミルトン夫人ヲ擁護セヨ、可憐ノハミルトン夫人ヲ愛護セヨ、ハ」ヂーヨ、我ヲ接吻セヨ。」ト、艦長ハ跪キテ、渠レノ頬ヲ接吻セリ。「我今満足セリ、上帝ニ謝ス、我ハ我職分ヲ盡クセリ。」ハ」ヂーハ起チ上リ、默シテ渠レヲ睇視スルコト「一二轉盼、斯クテ再ヒ跪キテ、渠レノ前額ヲ接吻セリ。ナルソノハ、「誰ナル乎」ト問ヒ、艦長「ハ」ヂーナリ」ト答ヘシガ、ナルソノハ、之ニ應シテ、「上帝ハ汝ヲ惠マム、ハ」ヂーヨ。」ト謂ヘリ。斯クテハ」ヂーハ、此ノ最後ノ會見約八分ヲ費シテ後、甲板ニ歸レリ。

ナルソノ今其身軀ヲ右側ニ轉ゼシメムトシツ、アリシ渠レノ厨宰ニ低語シテ望メリ、曰ク、「我ハ我が此甲板ヲ離レサランコトヲ願フ、何トナレハ、我ハ須臾ニシテ逝去スル身ナレバナリ。」ト、此ノ時ヨリ、渠レハ忽ニシテ衰弱セリ、渠レノ呼吸ハ、壓搾セラレ、渠レノ聲ハ、薄弱トナレリ。渠レ、ドクトルスコットニ謂テ曰ク、「ドクトルヨ、我ハ大罪人(譯者註道德上ノ罪人ヲ謂フ)ニ非サリキ。」ト、稍アリテ、「銘記セヨ、我ハハミルトン夫人及我カ女ホラチアチ、我國家ニ遺族トシテ貽セルコトヲ、必ズホラチアチ忘ル、コト勿レ。」ト、此ノ命令ハ、ハミルトン夫人及子女ノ想起ト俱ニ、渠レハ屢繰返セリ。而シテ渠レハ、スコットニ命マテ、ロオズ氏ヲ視而シテ渠レニ告ルト語リシガ、若痛ノ爲メ發言ヲ遮キラレ、而シテ頃刻ノ後、渠レハ簡約ニ、「ロオズ氏ハ記憶スヘシ」トテ、渠レガ渠レニ寄セシ一書(後者ガ未ダ受理セザルヘキ)ニ關シテ語レリ。今ヤ渠レノ渴ハ、愈加ハレリ。而シテ渠レハ、「水、水」「扇ケ、扇ケ」又「擦レ、擦レ」ト連呼シ、此ノ終ノ場合ニ於テハ、渠レ躬ヲドクトルスコットヲ指名セリ。乃チドクトルハ、其手ヲ以テ渠レノ胸ヲ擦スリ居リシガ、之カ爲メ稍苦痛ヲ感セリ。

渠レハ呼吸ノ迫リシヨリ是等ノ語ヲ急調ニ語リシガ、苦痛ノ愈加リシヨリ、非常ノ力ヲ絞リ、明亮ニ「上帝ニ謝ス、我ハ我が職分ヲ盡クセリ。」ト謂ヘリ。而シテ渠レハ言語ヲ吐露シ得ル間、屢々此ノ辭ヲ復誦セシガ、其最終ノ辭ハ、「神及我國」ナル辭ニテアリキ。是レ渠レノ旁ニ跪キ居タル軍醫スコットノ聽キ得タルモノナリ。ハーチーガ再ヒ渠レト別レシ後、十五分時間ニシテ、渠レハ語ルコト能ハザルニ到レリ。而シテ無言ナルコト五分ノ後、佗ノ負傷者ノ治療ノ爲メニ忙ハシキ軍醫ハ、再ヒ召喚セラレタリ。到リ觀レハ、渠レハ正サニ死ニ瀕シ、雙手既ニ冷ニシテ鐵ノ如ク、而シテ脈博モ亦既ニ無カリキ。渠レハ、其手ヲチルソンノ前額ニ加ヘシガ、チルソンハ、其兩眼ヲ開キ、仰キ膽ヲ以テ、長ヘニ瞑目シ、五分ノ後逝キヌ。其逝クヤ、極テ靜カナリガ故ニ渠レノ胸部ヲ擦リ居リシドクトルスコットストラモ、軍醫ガ事休セリト宣言スルマテハ、之ヲ覺ラサリキ。此ノ時ハ是レ四時半ニシテ、致死ノ負傷ヲ受ケテヨリ、正ニ三時間ノ後ナリキ。十八隻ノ捕獲艦ノ最後ノモノ、拿捕セラレテ、砲撃ノ全ク停止セラレタルハ、猶ホ此一時間後ナリシト雖モ、大躰ノ結果ハ、其知覺ヲ失ハサリシ前、業ニ已ニチルソンノ知ル所トナレリ。試ニ「ヅサクトリー」ノ航海日誌中ノ杜撰ナル文字ヲ引用セム、曰ク、「部分砲撃ハ、四時三十分マテ繼續セラレタリ。其時戰捷ノコトハ、子爵チルソンニ報告セラレタリ。渠レハ負傷ノ爲メ卒去セリ」ト。

「ヅサクトリー」ノ上風ニ航過シタル所ノ聯合艦隊ノ先頭ノ五隻中、一隻ハ離隔セラレテ、「ミノトオル」及「スバチエート」ノ爲ニ捕獲セラレタリ。餘ノ四隻ハ、風ニ乘シテ南西ニ航續シ、而シテ洋上ニ逃避セリ。ヅサクウヴノ降リシヨリ、聯合艦隊ノ司令權ハ、西班牙ノ將官クラヴサナーノ手ニ落チタリ。後者ハ四時十五分、即チチルソンガ最後ノ呼吸ヲ爲セシ後十五分ノ時、渠レノ旗艦ノ周圍ニ再ヒ整列スルコトヲ企テサリシ所ノ諸艦ニ信號ヲ示シテカヂスニ退却セリ。他ノ十隻、即チ佛艦五隻及西艦五隻、悉皆ニテ十一隻ノ戰列艦ハ無悉該港ニ逃避セリ。

「日没前、總テノ砲撃停止セリ。」トハ、「ベソニスル」艦上ノ一目擊者ガ記述セシ所ナリ。當時艦隊ノ光景ハ、偉觀ヲ極メシガ、畫伯ニ取リテ好個ノ畫題タラム、即チ夕暉稀依タルノ下ニ、宛モ五六隻ノ兵器ヲ解キタル捕獲艦ハ、吾人ハ渠レノ凱旋ノ軍隊及渠レノ勇武ノ捕獲艦ニ圍繞セラレタル時ニ到リ、渠レノ光榮ト俱ニ我等ノ英雄ト別ル。人誰カ死ナカラム、吾人ト同シク死ノ免レサリシ渠レハ、不拔不動ナル自信ノ典型ヲ吾人ニ貽セリ。是レ萬古朽チザルモノニアラスヤ。國民ガ哀悼シテ渠レノ葬典歌ヲ痛唱スル間ニ、「渠レノ遺骸ハ靜葬セラレシモ、其英名ハ千歳ニ生ケリ。」戰亂ハ止ムコトアラム、然レモ勇武ノ要ハ、世ニ人類ガ人類トシテ存在シ、而カモ罪惡ノ恢復セラレ、間ハ、遂ニ之ヲ覆載間ヨリ奪ヒ去ルコト能ハザルベシ。苟モ危地ニ臨ミ身命ヲ賭シテ職分ヲ盡クスベキ處ニハ、萬夫皆チルソンノ偉名ト大業トヨリ「インスピレーション」(鼓吹力)ヲ獲ム。生ヲ享ケテ己レノ業ヲ遂行シ了ル者ハ幸福ナル哉。我ハ我が職分ヲ盡クセリ」トノ言ハ、渠レガ射カラ疑ヒシヨリモ、更ニ濶大更ニ深厚ナル真理ヲ以テチルソンノ諱ノ終卷ヲ固封セリ、渠レノ職分ハ盡サレ、而シテ其結果ハ完フセラレタリ。光譽ノ際ニ斃レタル人ハアレトモ、未ダ斯克一代ノ大業ヲ完結成セシ時ニ、斯クモ焔赫ニシテ復斯クモ顯著ナル凱旋ヲ獲タル者ハアラザルナリ。終ヲ完フスルハ、真正ノ成功ナリ。トハチルソンヨリ眞ナルハ莫シ願フニ大不列顛國海權ノ著ルシキ最上權ヨリ生ズベキ至緊絶高ノ結果アリシナルベシト雖モ、之ヲ創製セシモノハ、問フ迄モナク、異論ヲ夾ム迄モナクチルソンノ大業ナリキ。渠レノ死期ガ完結セシ成功ノ時ト同シカリシ一事ハ、偶此ノ莊大ナル戰爭ニ印スルニ、終局ノ章號ヲ以テシ、不滅ノ光榮ヲ以テシ、其章號其光榮ハ、戰其モノ、莊嚴ト雖モ保證スルコト能ハズ。チルソンノ前ニチルソンナク、チルソンノ後ニチルソンナシ。復チルソンノ後ニ其繼續者ヲ求ムルノ要ナク而シテ復一人ノ繼續者ナシ。茲ニ再ヒシントヅサクセントノ辭ヲ引用セム、曰ク、「千古唯一人ノチルソンアルノミ」ト。

艦横ハリテ、一方ニハ「ヅサクトリー」其艦隊及捕獲艦ト俱ニ繫泊シ、他方ニハ「ロオヤルソヴァレン」及同僚ノ群艦錨泊セシガ、北方ニハ聯合艦隊ノ餘黨ノカヂスヲ指シテ逃走スルモノアリキ。「アシーユ」ハ仍ホ三色旗ヲ翻ヘシ、我等ヲ距ル約一哩ノ處ニ在リテ、水際マテ燒燼セリ。躬方ノ小艦及端艇ハ、勇敢ニモ該艦ヲ掩護セシ所ノ勇士等ヲ救濟セムトシ、幹旋甚タ力メタレトモ、纒ニ二百五十名ヲ助ケ得タルノミニテ、該艦ハ轟然タル爆裂ト俱ニ沈没セリ。



日用百科全書 國民海軍一斑 終

日用百科全書

家庭日用 必須にし
て知了せざるべからざる藝術事項を網羅し以て齊家處世の指針に充てんとする者
家長主婦たるもの座右に不可缺の書
冊なり

日用百科全書 定價
●壹冊金貳拾錢●六冊前金壹圓拾錢●拾貳冊前金貳圓拾五錢●三拾冊前金五圓三拾錢●全部五拾冊前金八圓五拾錢●郵税一冊六錢

每月壹回發行
全部五拾冊
紙數菊判壹冊 貳百三拾頁餘

御注文は總て前金の事●郵便爲替は「東京郵便本局」宛
振込の事●郵券代用は一割増の事

著作權所有

明治卅三年三月二十日印刷
明治卅三年三月廿五日發行

定價金貳拾錢

編者 長尾耕作

發行者 大橋新太郎

印刷者 石川金太郎

印刷所 株式會社 秀英舍

東京市日本橋區本町三丁目八番地

東京市日本橋區西紺屋町廿六七番地

東京市日本橋區西紺屋町廿六七番地

東京市日本橋區本町三丁目

博文館

日 用 百 科 全 書

洋裝 一冊 二百五十頁 正價 一冊 貳拾 郵稅 六錢

第壹編 大橋乙羽君編
第五版 和洋禮式

第貳編 博文館編輯局編
第二版 茶湯と生花

第參編 藤本藤彦君編
第三版 實用料理法

第肆編 岸上質軒君編
第九版 家政案内

第伍編 博文館編輯局編
第五版 琴曲獨稽古

第陸編 博文館編輯局編
第六版 衣服と流行

第柒編 吉田調子君編
第七版 裁縫と編物

人生交際之道、禮を以て第一とす、本書は世に得易からざる幾多の珍香を參
考し、専門師匠の技藝を請ひ、優麗なる圖を加へ、順序よく區別の下に、反
覆丁寧、冠婚喪祭の禮法、起居、言語、衣服、應對、宴遊、獻酬の諸式、
一切を記述せり。兄弟、親戚、知友等の諸作法まで、凡て和洋の禮式

茶の湯、生花は日本特有の一技にして、國風の瀟灑、清麗、氣韻、沈正の
態を見るに足る、荷くも中以上の士女は皆之を辨へざるを耻す。茲に斯
道の大家に請ふて、其技の初歩より奥秘に至る迄を、最平易明瞭に述べ、
文の足らざる所は圖繪を以て之を補ひ、本書を讀む人をして又師に就くの
煩なからしむ。

金錢の使用にも死活の二法あり、同ト肉菜にても、鹽梅調理の巧拙によつ
ては味ひは天地の相違あり、故に賢くして飽饑なる一家の主婦は、最も料
理法に注意し、廉價にして味ひ善き食物を調ふべし。此書は此等の達人々
の心得を、支那、西洋の三國に涉り、最も簡便にして又最も實用に適する
百種の調理法、及び古今の獻立等を詳記せり。

國の品格は國民戸々の家政に由り、國民の品格も亦多くは家政に由り養成
せらる、故に心ある人は家政を重んじ、其整理を榮譽に注意す。本書は
日用百科全書中第一重要な編を重んじて、家政整理、一家團樂の樂、父母子女
の心得、婢使役の心得等何人にと雖も心得ざる可からざる箇條を擧げ、丁寧親切
に之を説明せり。

琴は神代の昔より傳はりて、昔く上下に愛玩せられ、風調高遠音韻精妙最も
餘情に富み、和漢諸樂器の調一として之を應用せられり。此書は其
獨習の解法も、平易親切に擧げ、簡便にして之を補ひ初歩より奥の手まで其順序
に由りて、明解せり。團秀才女が一本を繕き玉は、琴曲の妙に達する容易なる

衣服は體を蔽ひ、害を防ぐ實用の外、又美を添へ氣品を加ふ、故に社會の
進歩に隨て衣服も美に流行益々盛なり。本書は和漢兩服の製法用法より
選ばし、色合を始め、古來流行、嗜好の變遷及今時の流行等を詳叙し、文の足ら
ざる所は優麗精緻の圖を用ゐ、懇切丁寧に之を説明す。紳士貴女若し本書
を身邊精裝の參考に資せば、風采も高尚なるべし。

女子の尊き天職は、母として子女を育成し、妻として一家を齊整するを主
とし、特に家族の衣服類は、一として女子の手に繫がらざるなく、裁縫及び
編物は實に女子の専らにして、専らに論じ、最も必要の手藝なり、本書に於て懇切
丁寧其順序方法を説明し、一讀其術に精通すべからしむ。

第捌編 博文館編輯局編
第八版 住居と園藝

第玖編 法學士桐生政次君編
第九版 勤學と處世

第拾編 西田敬止君編
第十版 育兒と衛生

第拾壹編 三宅青軒君編
第十一版 俳諧獨學

第拾貳編 樋口一葉女史編
第十二版 通俗書簡文

第拾參編 佐々本孝君編
第十三版 西洋料理法

第拾肆編 三宅青軒君編
第十四版 旅行案内

住居を占むる土地の擇定、家屋の構造、内外の裝飾より、住居の美を添へ、
朝夕心目を樂ましむべき園藝の事も詳記し、優美風雅の畫を描みて、文の
足らざる所を補ふ、人生文武の餘暇、園藝を手づからして清香を吸ひ、心
神を青樹紅花の間に養はば、健康娛樂併せ得べし。

學問は難し、去れど學校を出で、學びたる所を實地に用ひ、一身を世に立
て、社會風波を凌ぎ進むいと最も難し、本書は勤學と處世の方法捷徑を最
も適切に最も平易に叙したるもの、青年男女及び子弟を有する父母兄弟の
方々之を一讀し玉はば、補益少なからざるべし。

能く健全なる小兒を生育し、又家族の健康を保つは、是れ人間第一の幸福
の基なり、著者親切に、平易明瞭に、其の次第を詳叙し、文字の足らざる
處は鮮明美麗の畫を以て之を補ひ、懇篤至なる所なし。世の文字を解す
る人々之を讀みて育兒衛生に注意し玉ふべし。

僅かに十七字中に物象情懷を添へて、限りなき餘韻風趣あるは俳諧なり、
今や斯道に志すもの都鄙に多く、俳諧の盛なる將に元祿時代に迫らんこ
す。本書は斯道の深きとして丁寧懇切に句作の方法式例等を擧げ、初歩より
堂奥に至るまで殆んど漏す所なし。

書簡は達意を主とするも、亦其の人々の性質氣象を顯はすものなれば、男
女共に心して等閑にすべからず、茲に能文の聞のある一葉女史、通俗書簡
の文法を示し、男女實踐分に應じて心得べきものを丁寧懇切に編纂し編述
せり。

この西洋料理法は多年斯道に従事せる者の著書にして、世間何人ぞ雖ども、
容易に割添せらるべきやう、簡潔實用的に説明せるものなり、故に大家
の令圖或は交際家の令環杯、力に勞すること少なくて自ら風味美き肉
羹を調進するを得、實に無上の好著述なり。

本書は避暑旅行者は勿論、温泉巡遊者、山水吟詠者の須臾も座右を離すべ
からざる、重寶無二の奇書にして、山水の位置、名所舊跡の存在、旅行用
心得など精細に記載しあれば、世の紳士淑女一の好伴侶なり。昨今季節
既に本書を要するものあり、請ふ一本を旅行の好友とせられ、

日 用 百 科 全 書

洋裝 一冊 二百五十頁 正價 一冊 貳拾 郵稅 六錢

第拾肆編 三宅青軒君編
第十四版 旅行案内

第拾參編 佐々本孝君編
第十三版 西洋料理法

第拾貳編 樋口一葉女史編
第十二版 通俗書簡文

第拾壹編 三宅青軒君編
第十一版 俳諧獨學

第拾編 西田敬止君編
第十版 育兒と衛生

第玖編 法學士桐生政次君編
第九版 勤學と處世

第捌編 博文館編輯局編
第八版 住居と園藝

書全科百用日

洋裝 一冊 二百五十頁 正價 一冊 拾金 郵稅 六錢

編五拾第 版五第 祝辭演說法	編六拾第 博文館編輯局編 聲曲自在	編七拾第 版七第 柳井綱齋君編 作詩自在	編八拾第 版八第 岸上質軒君編 作文自在	編九拾第 版九第 森一兵君編 商業大意	編拾二第 版三第 平田純一郎君編 圍碁と將碁	編一廿第 版三第 宮澤春文君編 作歌自在
----------------------	-------------------------	-------------------------------	-------------------------------	------------------------------	---------------------------------	-------------------------------

公會の席、祝辭は式例の一として缺く可からざるもの、本編先づ事に依り例に準じて、祝辭の作法、文例等を詳叙して之れを作るもの、期讀するに材料を供し、又演説法として雄辯美麗の性質、作法用例等を明示す。演説は文章と共に百代の業なり、時勢を知る者須く本書を一讀あれ。

歌謡聲曲は、嘗だに咽喉の發達を善くして、屬辭を整ふるに止まらず、無限の趣味快樂あり、語るもの聞くもの共に娛むべし。今や優美高尚にして、兼て有益なる遊戯漸く時勢に歡迎せられんとす。新道に篤志の士、本書に由らば師を求めの苦を要せずして得る所多からん。

本書は本編を「詩の學問」と「詩の作法」とに二大別し、前者に於ては詩の定義、起原、變遷、分類等を詳叙し、且つ歴代詩人の尤を抜いて其の詩作の一斑を示す。後者に於ては近體古體の平仄式及作法を分ちて詳説し、古人の作例は最も豊富なり。其の他作詩叢話、詩韻一斑、詩格一斑等の目を設けて詩に關する一切の事項を網羅す。

世に文法語格を教ふるの書は、汗牛充棟も管ならず。雖も、作文の大體骨法に關する心得ざるべき事をも糾録したるもの少なし、是れ豈一大欠點に非らずや、本書は専ら普通文を作るの知識を教へんが爲めに、比較研究の方を用ひ、要訣大法を説述して細大餘蘊なきなり。

商人普通の知識を最も平易流暢に説き示し、坐して文明的商戰場の瓦土官を演習訓練する方法は、收めて本書の中にあり。著者は高等商業學校の教科目則り、且つ各科目を説き明かし、且つ總ての商業用文書は盡く實物を集めて一も漏さず、附録として之を添へたり。

本書は、圍碁の原始、將碁の起原を始めとして、順次、沿革、新古の定跡より、批評註釋、圖解、其他巨細網羅して剩す所なく、加ふるに龍頭に於て趣味ある事項を網羅したり、且つ附するに雙國獨積古を以てしたるが故に、興味津然然たる在來の書と其趣を異にせり。

本書は、和歌の起原、沿革變遷より始めて、和歌の種類、和歌の心得、文法大意、假字遣、枕辭、和歌書方、屏風貼方、歌會、作例等に至る迄、各部門を分ちて、詳細に説述したり。されば眞に歌詠を志する者の爲には、こよなき良書と云ふべし。

書全科百用日

洋裝 一冊 二百五十頁 正價 一冊 拾金 郵稅 六錢

編二廿第 工學士松永新之助君編 化粧品製造法	編三廿第 版三第 三宅青軒君編 書法自在	編四廿第 版四第 博文館編輯局編 秘術傳法	編五廿第 法學士丸尾昌雄君編 日常行爲法則	編六廿第 版六第 森一兵君編 致富要訣	編七廿第 版七第 野口勝一君編 畫法自在	編八廿第 版八第 工學士松永新之助君編 工業大意
------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	------------------------------	-------------------------------	-----------------------------------

容貌の醜美は、本と天賦に在り且難、之に人工を施せば醜も亦美に化すべし其必要に應じて出づるの書、即ち此編と爲す。白粉胭脂は言ふまでもなく香水香油毛生薬に至るまで、萬種の化粧品、丁寧に其製造法を説く、實に是れ交際場紳士貴女の珍寶なり。

書は六藝の一なり、以て姓名を記するに足るは、英雄壯を敵ふの方言のみ此書古今書法の變、詳叙して漏らさず、以て各林書道の要に至り、指授し、兼録して秘術傳法と名づく、讀者若し之を緩かに神法電術仙授を待たずして自ら悟るとを得ん。

天地は廣し、宇宙は大なり、豈に秘術奇法の靈き且つ怪しむべきもの之れあらざらんや。今此奇々怪々幻妙不思議の法術を、一々學理に照して解釋し、纂録して秘術傳法と名づく、讀者若し之を緩かに神法電術仙授を待たずして自ら悟るとを得ん。

人間の此世に處する、其日常の行爲に就て、豈一定の法則の之を律するなかるへけんや。丸尾學士本編を説述して極めて詳密。腹食起臥、坐起進退出處行動、自ら整然たる約束は、讀者以て坐右の銘と爲すべし。

陶朱翁の富、蓋し其富を致すは原あり、ロスチヤイルド、ウアンダーヒルドの富亦豈に其原無らんや、此編之れが原を説いて極めて詳密、讀者を指導して正に富の門に入らしむ、苟も巨富を致さんとする者請ふ一本を購ふて其秘訣を知り玉へ。

我邦由來秀麗の國以て宇内に冠絶す、而して美術の神髓たる畫繪に付一層の光彩進歩を見ざるべからず、本書は野口先生が該博の識見を以て傳く新道の習法を懇説し間々密圖を挿入して容易讀者に會得せしむ、此種の書類中他に其比を見ざるの良冊なり。

本書は電氣、機械、造家、造船、鐵道、土木、鑛業、造兵、應用化學、探礦冶金等の各科に付き、各專門學士の擔當を分ち毎科精密なる圖畫を挿入したるもの、凡そ世の工業に志ある者は、何人もみな一本を備ふべきものなり。

27/9/34

日 用 百 科 全 書

洋裝 一冊 二百五十頁 正價 貳拾金 郵稅 六錢

編九廿第 橫井農學博士校開 農 業 大 意	編十三第 上村貞子君編 內 外 遊 戲 法	編一第 森一兵君編 商 家 書 翰 文	編二第 三宅青軒君編 陸 海 軍 人 書 翰 文	編三第 坪谷善四郎君編 農 工 書 翰 文	編四第 上村左川君編 再 版 記 事 論 說 文 範	編五第 佐藤適君編 外 國 貿 易 案 內
------------------------------------	------------------------------------	----------------------------------	---------------------------------------	------------------------------------	---	------------------------------------

農業は經濟國民の大本なり、本書は筆を農業の起源に起し、局を農業經濟に結ぶ加ふるに附録には日常要の農談を以てし上欄には農産物製造法を掲げたり、特に横井博士の校開を歴たるを以て讀者又は寸點の迷誤あることなし且つ文章平易にして何人も容易に了解せらるるなり、請ふ四方の諸賢一本を愛購あらんことを。

健全なる精神は健全なる身體に存すに實に精神身體の保育は須らく兩々相並行せざるべからず、本書は題名の如く治く内外の遊戯運動に關する技術學を丁寧切に指示せしもの彼の*イリスを首とし一切演ずることなし、右に備へらるるべし。

本書は第一に書簡の組立法を叙述し、その組織を明かにし、廣告文範に於ては、將來商家廣告の發達を期し、電信文範は普通電信の心得より、暗號電報の作法を詳細にし、終りに商家書翰作例十數類、六十題を載せり。

文事ある者は武備ありて、身を軍籍に置くもの、豈文事なくして可ならんや況んや戰爭の通信、平素の贈答、其書翰文の應用を要する事、頗る多きに於てや、本編軍人諸君子の座右の寶庫として盍し一日も缺くべからざるなり。

世の農工業者日用書簡の文例を示さんとして博學の名ある坪谷水哉君は執筆せられしもの、故に數百の文例は素より願書、各種の契約文等一々作例を示し、且つ新戶籍法の届書式は司法省告示の文例に由り、實に用文大全の節用集を兼用したる寶庫なり。

著る去り新に就き、専ら今日の普通文を以て標準とし、作文初學者の指針たるんを欲するものは本書を別つとせず、作文の順序、作文の要訣、文書の結構等もは下り、況んや普通文修得上に裨益ある條件は平易懇切に叙述し、又修辭文典等の要項を教へ、終りに古今名家の雄篇佳作の中、記事記行、論說、序、跋より吊辭、祝辭等細大漏すなし。

外國貿易に由らざれば國富を増進するも能はず、然れども外國貿易の機關及事務取扱の手續甚だ紛雜にして且つ内國商業と自其趣きを異にして郵船保險、税關、外國爲替、銀行、倉庫等も外國貿易に關する諸機關は細大漏れなく記載せり。

日 用 百 科 全 書

洋裝 一冊 二百五十頁 正價 貳拾金 郵稅 六錢

編六第 森一兵君編 會 社 銀 行 實 務 案 內	編七第 博文館編輯局編 官 立 就 學 案 內	編八第 醫科大學藥學得業士金澤嚴君編 寫 眞 及 幻 燈	編九第 鳥谷部銃太郎君編 地 居 改 正 條 約 案 內	編十第 久留島武彦君著 國 民 必 讀 陸 軍 一 斑	編十一第 博文館編輯局編纂 易 占 及 骨 相 法
--	--------------------------------------	---	---	--	--

世人多く行社銀行の實務如何を知らず、又良好なる指導案内なきを以て進で之に従事するの格を得ず機會を失するの遺憾を見る、編者茲に見るありて本書を著し詳細に鐵道、汽船、海上保險、火災保險、倉庫、取引等の諸會社及び銀行事務の實地經驗を親切に指導せり。

本書は治れく官私立の諸學校を歴訪し詳かに就學の方針を示せり先づ筆を出京前及着京後の事柄に注意し進んで官私學校の規則、學訓、且つ諸學校の入学試験問題を詳記したるもの遊學者には唯一の案内者なり。

一箇の鏡面、天地の森羅萬象を畫き出すものは寫眞也。一幅の白布、社會の萬物を映し出すものは幻燈也。此寫眞と此幻燈の技術、之を説明し盡して殆んど遺憾なからしめたるものは、此書なりとす。此の技術を學ばんと欲するものは、請ふ此書に就て知られよ。

改正條約實施後の内外交際如何に變ず可き乎、治外法權の撤去と共に内外人の訴訟事件は如何に取扱はる可き乎、内地雜居と共に日本商工業及び其他百般の社會的狀態は如何に變化す可き乎、内地雜居と共に日本商工業及び爲めに如何なる結果を生ず可き乎、是れ日本國民條條解釋せざる可からざる新疑問なり。本書は此等の新疑問を解釋して遺憾なし。

陸軍と云ふ軍隊と云ふを知らざるも其部分或は表面を知るのみにて未だ其真相を知らざるものなきは國民の欠點なり、本書より一斑なれども久しき職に關するに於ては軍事事務に經驗ある者にして本文に一般の軍務を説くし上欄には獨逸軍制綱領及び陸軍禮式を明にし讀者の參觀に供せり國家の元礎たるべき軍事これにて知るべく眞に刻下必讀の書なり。

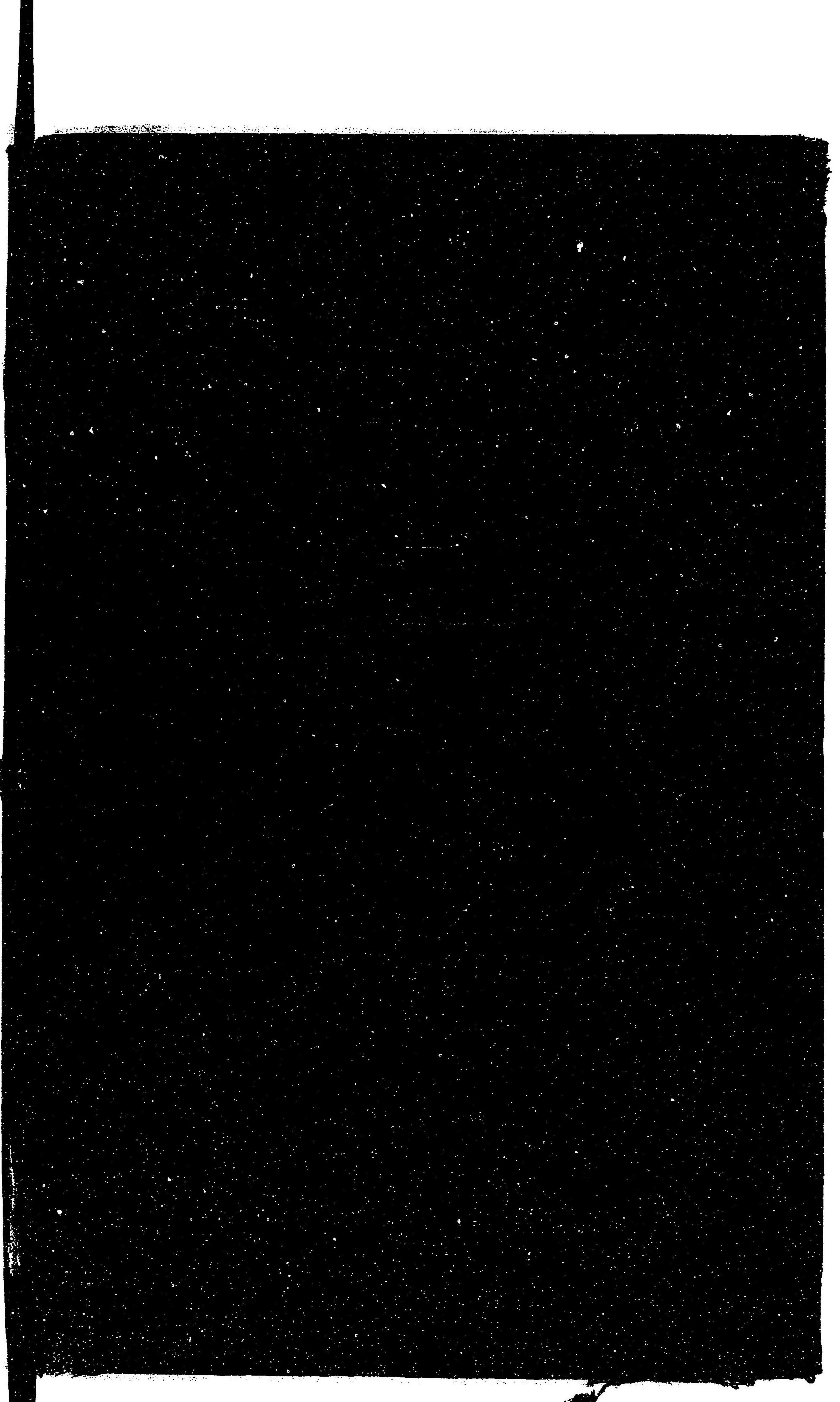
社會の人事は、恰も波瀾の起伏するが如く、定則なくして自ら定則ありて存せり。易占は此理を推して而して人間運命の秘密を闡くもの、骨相學の如きは、精神生理の原因よりして論證明確亦疑を容るべきものならず。本書此二説を明示して、正さに人間運命の指導者たらんとす。購ふて自ら占はれよ。

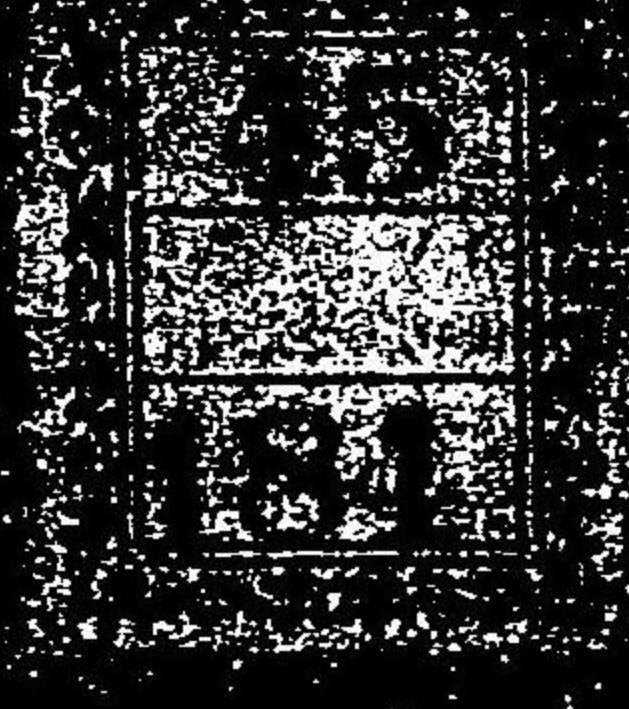
- 國民必讀 ●海軍一斑 ●芝居及相撲 ●養雞及狩獵 ●果樹及野菜 ●養蠶及製絲 ●劍術と柔術 ●世界宗教一斑

表版出近最類書全行發館文博

全書名	新編	會日	一冊定價	一冊紙數	全冊冊數	一冊紙數	發行日期		
帝國百科全書	41	分	析	化學	上製五拾錢 並製卅五錢	八拾錢	五拾冊	三洋裝菊判 三百廿頁	二每月
通俗百科全書	16	通俗理化一斑	貳拾五錢	六錢	五拾冊	三洋裝菊判 三百廿頁	一每月		
日用百科全書	42	國民海軍一斑	貳拾錢	六錢	五拾冊	二洋裝菊判 二百五十頁	一每月		
少年讀本	20	橫井小楠	拾參錢	四錢	五拾冊	百洋裝菊判 三百拾頁	一每月		
世界歷史譚	11	ガリバルジ	拾參錢	四錢	貳拾四冊	百洋裝菊判 百拾拾頁	一每月		
世界お伽噺	14	王城乘取	七錢	貳錢	一百冊	八洋裝菊判 八十頁	一每月		
續帝國文庫	19	並木宗輔淨瑠璃集	六拾錢	拾六錢	五拾冊	一洋裝四六判 一千頁	二每月		
續日本歌學全書	12	明治名家歌集	參拾五錢	八錢	拾貳冊	五洋裝四六判 五百廿頁	一每月		
俳諧文庫	18	俳諧珍本集	貳拾五錢	六錢	貳拾四冊	三洋裝菊判 三百廿頁	一每月		
家庭文庫	10	作文の葉	參拾五錢	六錢	拾二冊	和裝菊判 百五十頁	一每月		
内外遊戲全書	8	陸上競走	拾二錢	四錢	拾二冊	百洋裝菊判 百五十頁	一每月		
幼年讀本	3	世界地理	拾五錢	四錢	拾二冊	百洋裝菊判 百二十頁	一隔月		

48
184





052585-000-4

45-184

海軍一斑 (国民必読)

長尾 耕作 / 編

M33

BFH-0025

